

八月	水月	富山縣城端町	一、三三八	町立
十一月	舞鶴	秋田縣大森町	三、〇〇〇	町立
十二月	能代	秋田縣能代港町	二五、九八〇	町立、盤若山

二五六二(明治三五)年編入

四月	小舞子	石川縣能美郡湊村	三六、七八〇	村立
同	深澤	長野縣上伊那郡中箕輪村	一一〇	村立
同	大海運動場	愛知縣南設樂郡東郷村大海	五、六二五	村立
五月	吉祥院天滿宮神苑	京都市	一、五〇六	同宮
同	笛ヶ瀧	愛媛縣久万町	四、八七六	町立
八月	夜ノ森	福島縣原町	一〇、九七七	町立
同	櫻馬場	高岡市	二、七五四	市立
九月	松島	宮城縣宮城郡松島村外一、五六三、六三二 五桃生郡宮戸村外一	五〇〇	縣立
同	樺山	秋田縣雄勝郡秋ノ宮村	二、五二六	村立
同	山形市第二	山形市	三二、三七三	市立
同	長等	大津市	六〇三	市立
十月	大塚	熊本縣松橋町	九、一九八	町立
十一月	春日	大分市	五、五四八	市立

二五六三(明治三六)年編入

一月	明石遊園地	明石市	一二四	市立
二月	鷹栖	富山縣西礪波郡鷹栖村	四〇一	村立
四月	長村	長野縣小縣郡長村	二七〇	村立
同	山田遊園	同 縣上伊那郡河南村		村立

四月	市記念動物園	京都市	一一、二九三	市立
五月	富士見	長野縣諏訪郡本郷村	五〇〇	市立
六月	日比谷	東京市麴町區	四九、七八一	市立
九月	鶴ヶ城	若松市	六九、九八五	市立、會津城址
同	古城	富山縣井波町	二、五八九	町立
同	三倉澤	秋田縣南秋田郡面瀉村	六、〇〇〇	村立
同	會下山遊園	神戸市	三、六六三	市立
同	宮之城	鹿兒島縣宮ノ城町	九、六〇〇	町立
二五六四(明治三七)年編入				
一月	猿賀	青森縣南津輕郡猿賀村	一、五〇〇	村立
三月	飯田川	秋田縣南秋田郡飯田川村	一五、〇〇〇	村立
七月	蘆城	石川縣小松町	一九、四六〇	町立
同	打吹	鳥取縣倉吉町	一八、八〇〇	町立
九月	舞鶴	甲府市	二〇、七九〇	縣立、舞鶴城址
二五六五(明治三八)年編入				
六月	天の橋立	京都府與謝郡府中村	四〇、七五四	府立
八月	秩父	埼玉縣秩父町	三、〇〇〇	町立
同	五條	京都市	三二六	市立
九月	大沼	渡島國龜田郡七飯村	四、二九七、〇三五	道立、元官有地

十月	八日市場	千葉縣八日市場町	九、三〇二	町立
同	琉璃溪	京都府船井郡西本梅村	一三五〇〇	村立
十一月	宇都野	兵庫縣濱坂町	二、七八七	町立

九月 同 五 條 京都府 三〇〇〇
 大 沼 渡島國龜田郡七飯村 四、二九七、〇三五 市立
 道立、元官有地

十月 八日市場 千葉縣八日市場町 九、三〇二 町立
 琉璃溪 京都府船井郡西本梅村 一三五〇〇 村立
 十一月 宇都野 兵庫縣濱坂町 二、七八七 町立
 丸山 北海道札幌郡藻岩村 一九五、九七二 市立
 蘆城 石川縣小松町 一四、〇〇〇 町立
 一本松 同 縣輪島町 七、一七〇 町立

二五六六(明治三九年)編入

三月 大洲 愛媛縣大洲町 三、九六九 町立
 同 歸全山 高知縣本山町 一七、五二四 町立
 同 德島 德島市 五六、六四八 市立、渭津城址
 同 上山田遊園 長野縣上伊那郡河南村 四〇〇 村立
 同 諏訪 四日市市 二、九三六 市立
 同 嵐山 京都市 三三、〇五九 府立
 四月 淺舞 秋田縣淺舞町 一、五〇〇 町立
 同 雷山 福島縣野澤町 二〇、三四九 町立
 同 戰役記念 長野縣稻荷山町 七九四 町立
 同 眞幡寸神社 京都市伏見區 九三〇 町立
 五月 中村 三重縣尾鷲町 六、九四五 町立
 同 名護 沖繩縣名護町 一二、六九〇 町立

章四 衛生的林系 三 公園林

七月	玉造	島根縣八束郡玉湯村	二、〇〇〇	村立
九月	巖手	盛岡市	二、三、三七〇	縣立
同	塔山	巖手縣西磐井郡平泉村	二、三、六三一	村立
同	玉津岡	京都府井手町	—	玉津岡神社
十月	上ノ丸	兵庫縣三木町	二、一九〇	町立
同	村松	新潟縣村松町	二、一、九〇〇	町立
同	般若	富山縣東礪波郡般若村	一七〇	村立
十一月	矢筒	長野縣上水内郡中郷村	七〇六	村立
十二月	庚申	埼玉縣大宮町	一、八〇〇	鐵道省
同	神明山	岐阜縣多治見町	二、〇〇〇	町立
同	東山	兵庫縣城崎郡竹野村	三、二一九	村立
同	錦	米子市	五、三八八	市立
二五六七(明治四〇)年編入				
二月	霞	福井縣丸岡町	四、三二八	町立
四月	北川内	福岡縣八女郡北川内村	六二九	村立
同	蘆屋	兵庫縣武庫郡精道村	一七、二九五	村立
同	瀧上遊園	京都府宮津町	二六、五二三	—
同	相山	宮城縣村田町	九五〇	町立
同	衣笠	神奈川縣三浦郡衣笠村	一一、八四七	村立

同	武石	長野縣小縣郡武石村	二、九七〇	村立
同	釜井庵遊園地	同 縣東筑摩郡洗馬村	四五〇	村立
同	安良居	同 縣丸子町	三、二〇一	—

同	瀧上遊園	京都府宮津町	二六、五二三	
同	相山	宮城縣村田町	九五〇	町立
同	衣笠	神奈川縣三浦郡衣笠村	一一、八四七	村立

同	武石	長野縣小縣郡武石村	二、九七〇	村立
同	釜井庵遊園地	同 縣東筑摩郡洗馬村	四五〇	村立
同	安良居	同 縣丸子町	三、二〇一	—
五月	一戸	巖手縣一戸町	一、五九一	町立
同	宮山	京都府南桑田郡篠村	三〇三	村山神社
同	舞鶴	京都府舞鶴町	三、五七八	町立、城址
同	若宮	高知縣本山町	一一〇	町立
七月	城山	京都府與謝郡栗田村	三三二	村立
同	東須佐村	島根縣飯石郡東須佐村	二八一	村立
九月	小野寺	栃木縣下都賀郡小野寺村	一〇〇	村立
十月	櫻尾	京都府峰山町	九〇〇	町立
同	屋裏村	島根縣大原郡屋裏村	一、六五〇	村立
同	大瀧山	德島市	二、〇〇〇	市立
十一月	別府	別府市	一六、六四四	市立
同	龜山	大分縣日田町	六、〇〇〇	町立、城址
十二月	沼津	沼津市	三〇、七四一	市立
—	金澤町	秋田縣金澤町	三、〇〇〇	町立
—	櫻山	群馬縣多野郡三波川村	一五、〇〇〇	村立
—	磯部	同 縣碓氷郡磯部村	三、〇一八	村立

章四 衛生的林系 三 公園林

	玄妙山遊園地	京都府與謝郡山田村	七〇〇	村立
	櫻山	同府同郡吉津村	二〇〇	村立
	君尾	同府何鹿郡奧上林村	九、〇〇〇	光明寺
	諏訪	神戸市	八、八五八	市立
	大芝	廣島市	九、九〇〇	市立
	酒垂	山口縣防府町	八、五九六	寺

二五六八(明治四一)年編入

三月	松崎神社神苑	山口縣防府町	八〇、一〇〇	松崎神社
四月	刈和野	秋田縣刈和野町	一、七四七	町立
同	鳴門	德島縣板野郡鳴門村	一四、五九九	縣立
同	明治天皇御野立地	熊本縣宇土郡花園村	八五八	村立
五月	高清水(土崎港)	秋田縣南秋田郡寺内村	一八、九五七	村立
同	鹿ヶ丘	山形縣西田川郡湯田川村	七、五九〇	旅館組合
七月	香良洲	三重縣香良洲町	四九、四七七	町立
八月	最上	山形縣新庄町	一〇、二七六	町立、城址
同	茶白山	青森縣大鰐町	二一、七五八	町立
同	大野	秋田縣河邊郡仁井田村	三〇〇	村立
同	東宮殿下行啓記念	福島縣高田町	三、一七九	町村組合
九月	館鼻	青森縣湊町	四、六七一	町立

同	藤木村	秋田縣仙北郡藤木村	二、三二九	村立
十月	富岡記念山	福島縣富岡町	二、七二〇	町立
同	臺ノ宮	同縣坂下町	二二三	町立

同	東宮殿下 啓記念	福島縣高田町	三、一七九	町村組合
同	東宮殿下 啓記念	青森縣湊町	四、六七一	町立
同	藤木村	秋田縣仙北郡藤木村	二、三二九	村立
同	富岡記念山	福島縣富岡町	二、七一〇	町立
同	臺ノ宮	同 縣坂下町	二、二三	町立
同	忠元	鹿兒島縣大口町	三、九〇〇	忠元神社
十二月	千代田	東京市	六六〇	市立
十二月	種澤	秋田縣河邊郡種平村	三、〇〇〇	村立
十二月	前橋	前橋市	一、二、五四七	市立
十二月	高崎	高崎市	六、九八七	市立、元寺跡
十二月	朝日	富山縣氷見町	一	町立
十二月	山吉田村公園	愛知縣八名郡山吉田村	九、〇〇〇	村立

二五六九(明治四二)年編入

一月	清水山	靜岡市	六、六〇〇	市立
三月	東山	岡山市	三、五、七七〇	縣立
三月	志都岐	萩市	一、三、〇九八	市立
四月	泊	富山縣泊町	三、一〇四	町立
四月	圓滿寺	長野縣岩村町	五、〇〇〇	圓滿寺
四月	岡崎	岡崎市	三〇、六二三	市立
五月	本莊町第一	秋田縣本莊町	一八、五一七	町立
五月	九谷	石川縣山代町九谷	二、〇〇〇	區立

章四 衛生的林系 三 公園林

五月	四面山	京都府新舞鶴町	四四六	町立
七月	吉祥院村	同 府紀伊郡吉祥院村	六四〇	村立
八月	古城山	岡山縣笠岡町	四七、〇〇〇	町立、村上氏城址
九月	足羽山	福井市	二二、一六二	市立
十月	諏訪	宮城縣古川町	六、〇四〇	町立
同	池原	愛知縣田原町	三一八	町立
同	天神山	島根縣溫泉津町	五、五〇〇	町立
十一月	鶴舞	名古屋市	七五、二二七	市立
同	中村	同 市	九、六三九	市立
同	種崎濱	高知縣長岡郡三里村	五一、九〇四	縣立
同	山鼻	札幌市	一、六二七	市立
同	鷹揚園	弘前市	八六、三五九	市立
同	最上	山形縣長井町	三、〇〇〇	町立
二五七〇(明治四三)年編入				
三月	大濠	福岡市	一二五、〇六六	縣立
同	加佐登	三重縣鈴鹿郡高津瀬村	六、〇〇〇	加佐登神社
同	松原	宮城縣志津川町	四、五〇〇	町立
同	臥龍	長野縣諏訪郡原村	七一一	村立
同	眞澄	一宮市	四、四二八	市立

四月	上野	福島縣常葉町	一、三五七	町立
同	七田町	若松市	二〇三	市立
同	朝日岡	千葉縣野田町	三九六	町立

四月	太田太光院	群馬縣太田町	一〇、〇〇〇	太光院
同	彦根	滋賀縣彦根町	六七、四一九	町立
(金龜・尾末・城山ノ三公園ニ分ル)				
同	城山遊園	京都府久美濱町	一〇、三九八	町立
同	和田山遊園地	兵庫縣朝來郡和田山町	六六〇	町立
同	大倉山	神戸市	一九、四一一	市立
五月	東(又濱脇)	別府市	五三六	市立
同	虎ノ門	東京市	一、一三六	市立
六月	澁川	群馬縣澁川町	一、五一一	町立
同	尾關山	廣島縣三次町	一七、三七四	町立
七月	木本	三重縣木本町	三、四〇四	町立
同	枕崎	鹿兒島縣川邊郡西南方村	九六六	村立
十一月	湊川	神戸市	一〇、九二三	市立
十二月	御所	奈良縣御所町	二、〇〇四	町立
同	大間々	群馬縣大間々町	六八六	町立
同	秋葉	新潟縣栃尾町	七、〇〇〇	町立

以上の外其後編入せられたる公園尠からず。

國立公園

又二五七八―一九(大正七―八)年、國立公園の設立を提唱する者起り、政府當局の賛する所とな

るや、内務省は候補地を調査して拾六箇所を豫選し、二五八七(昭和二年)十二月、半官半民なる國立公園協會創設せられ、二五九〇(昭和五年)、國立公園調査會なる官立諮問機關の設置となり、同年度第五十九議會の協賛を経て、翌年四月一日國立公園法の公布を見るに至

以上の外其後編入せられたる公園尠からず。

又二五七八—九(大正七—八)年、國立公園の設立を提唱する者起り、政府當局の賛する所とな

るや、内務省は候補地を調査して拾六箇所を豫選し、二五八七(昭和二年)十二月、半官半民なる國立公園協會創設せられ、二五九〇(昭和五年)年、國立公園調査會なる官立諮問機關の設置となり、同年度第五十九議會の協賛を経て、翌年四月一日國立公園法の公布を見るに至り、次て同法に依る國立公園委員會の設置あり、近く之が施行を見んとするに至れり。

要約 要するに公園は、江戸時代末期に於て徳川氏の親藩たる水戸及白河に發生し、公衆と慰安休養を共にせんとせりと雖、是等は畢竟當時の貴族階級が、被支配階級に對する恩惠的施設に過ぎずして、所謂民衆自發の積極的要求によりて生ぜる社會施設としての近代的公園とは、稍其意義を異にせり。明治六年太政官布告により、初めて近代的公園設置せられ、爾來都市の社寺境内・城址・史蹟名勝・私園等の開放改造せられたるもの相當に多く、其中には新に地を相して設置せられたるもの無きにあらざるも、大抵江戸時代以前



南湖公園の碑

有名なりし庭園を充用したるものなり。二五五三(明治二六)年東京日比谷に、西洋のパーク

を意味する公園新設せられ、近年大阪・横濱等にも、此種の公園開設せられたるもの尠からず、今後更に國立公園等設置せられ、公園林の規模修飾等一段の進歩を示すべきは言を

俟たざるべし。

註一 【南湖碑文】

○所在福島縣西白河郡關泉、白河藩儒臣廣瀨典記撰

『南湖久爲僻地、穢第荒塞、雖好山水者、皆無顧之、公相曰、是堤斷圯而水滲漏耳、如浚以深之、以葦之、湖即可復、而溉田肥民、與衆泛舟可娛太平無事也、使吏目董役貴雇以作植木蓄魚、功成數旬矣、於是葭腐蒲爛穢沈汚、深者爲潭淺者爲渚、曲爲灣出爲島爲洲、山之高低圍繞者今又得水而映帶焉、人駭視之如天地造物之改闢、來游駱驛以喜得異境也、蓋又木已老而水更潤、風霜蒼然、見之數十年後則其景物又如何耶、而當其時孰復知皆出公之賜、即游將不識所本也、市原絃稠、常松敷紹謀以勒碑、歡於是紀湖之所以復而使後游思焉』
文化元年秋八月十有一日

註二 【偕樂園記碑】

○所在水戸市常磐公園好文亭入口横

『非晉以供他日□愒之所、蓋亦欲使國中之人有所優游存養焉、國中之人如體吾心、夙夜匪懈、既能修其德、又能勤其業、時有餘暇也、乃親戚相携、朋友相伴、悠然道遙于二亭之間、或唱酬詩歌、或弄撫管絃、或展紙揮毫、或座石點、或傾瓢尊於花前、或投竹竿於湖上、唯從意之所適、而弛張已得其宜焉、是余衆同樂之意也、因命之曰偕樂園』天保十年歲次己亥夏五月

裏面に園内取締に關する禁制を刻せり、曰く

凡遊園亭者、不許先卯而入後亥而去

男女之別宜正不許雜沓以亂中威儀

沈醉號暴及俗樂亦宜禁

園中不許折梅枝采果實

園中不許無病者乘轎

漁獵有禁不許踰制

附 日 除 樹

名稱 舊時代に於ては、日覆木・日蔭杉等と稱せられたるが、現代に於ては概して日除

附日除樹

名稱 舊時代に於ては、日覆木・日蔭杉等と稱せられたるが、現代に於ては概して日除樹と唱ふるもの多し。

(備考) 江戸時代、村隠しと名附けたるもの中、同樹に相當するもの多少存せるが如し。

意義 日除樹は、門前又は諸人の集合する廣場或は川岸草刈場等の休場に於て、日覆を目的として點々仕立つるものにして、時として風致又は並木等の用を兼ねることあり。

沿革 上古、寧樂朝時代、都の東の市に木垂るまでの植木あり、其他人の集合往來する箇所には、久しき以前より日除用として仕立てられたる樹木存せしが如し。近世、江戸

神田川堤ノ柳

芝新堀ノ櫨

中野ノ日覆杉

時代となり、將軍徳川吉宗が、二二七六―九五(享保年代) 神田川の堤に柳を植ゑしめしもの、程なく林を成して柳原と稱せらるゝに至り、遠近の標識となりしのみならず、木蔭には商人の市居軒を列ぶるもの多く、又芝新堀の岸に櫨を植ゑしめたるものあり。二四〇五(延享二年)、江戸市外中野に桃林を設け、諸人に其花を觀せしむる便として、日覆となる杉を植付けしめたるは、周知のことに屬せり。現代に於ては、専ら官衙學校其他に施設せられたるもの頗る多く、而して今後一層擴張せらるべきは明かなり。

① 萬葉集卷三

②③ 有徳院殿御實記附録

④ 甲子夜話

⑤ 有徳院殿御實記附録

⑥ 仰高錄

四 公衆衛生林

名稱 本林は、森林法に保安林の一種とせらるゝものなるも、舊日本に於ては未だ之が名稱あるを見ず。

意義 公衆衛生林は、公衆の衛生に資する爲仕立らるゝ森林にして、夏季特に晝間に涼味を、冬季特に夜間に暖氣を蓄へて、寒暑の極端を調節せしめ、加之風雨の順和・汚物の吸収・悪瓦斯の同化・殺菌・地方病の防止等の諸用に供せらるゝものなり。

仙坡沼畔ノ柳

沿革 二三二一—三二(寛文)年代、水戸黄門(義公)は、水戸城(水戸市上市の南下市の西、又千波)の傍なる仙坡沼の沼氣甚しく發散し、附近の空氣常に不淨なりし爲、マラリヤ病流行せしを以て、同地に柳其他の樹木を植付けしめ、一時其病勢を弱めたりしが、維新後該樹木の大部分を伐採せしに依り、悪疫再發せりと言傳ふるものあり。降て二四九八(天保九)年、水戸の烈公が老中水野忠邦へ下せる箇條(註一)中に『一、越中立山大材伐採の爲變異』云々とあるが、二五〇一(天保二二)年、古來加賀國能美郡中宮村奥山なる白山地帯に於て伐木せば、不時の風雨ありとの口傳ありしに拘らず、此年金澤藩御算用場の命により之を伐木せざるべからざることゝなれるを以て、村民等は假令諸民の爲の伐木なりとは云へ、古來の慣習を無視するを得ずとし、白山社(石川郡河内村)に於て祭典を行ひ、異變なからんことを祈れ

白山地帯ノ樹林

①桃源遺事

②白河太郎著林政學

③石川縣史第三卷

り。是れ大山名山の森林は、水源を涵養して旱損の災害を免れしむるのみならず、一面氣候の調節上缺くべからざるものなりとの、久しき信念に因れるは言を俟たず。尙年代不明なるも、清水寺領なる播磨國加東郡御嶽山(註二)は、巨木良材を生立し、風雨寒暑を調和す

不雨の風雨ありとの口傳ありしに抑らず。此年金澤藩御算用場の命により之を伐木せざるべからざることゝなれるを以て、村民等は假令諸民の爲の伐木なりとは云へ、古來の慣習を無視するを得ずとし、白山社（石川郡河内村）に於て祭典を行ひ、異變なからんことを祈れ

播磨國御嶽山ノ禁伐

り。是れ大山名山の森林は、水源を涵養して旱損の災害を免れしむるのみならず、一面氣候の調節上缺くべからざるものなりとの、久しき信念に因れるは言を俟たず。尙年代不明なるも、清水寺領なる播磨國加東郡御嶽山（註二）は、巨木良材を生立し、風雨寒暑を調和するの效ありしを以て、領民中より有給の山番を撰任して立入等の犯則者を監守せしめ、同時に村の用木と雖、容易に伐木するを許さざりしと云ふ。

而して明治維新となり、二五三六（明治九）年三月、内務省の決議による官林調査假條例中、保護培養を要する山林拾三種を掲げたりしも、衛生に關する項目存せず、又二五四二（明治一五）年五月、裁定を仰ぎたりと云ふ森林法草案にもこれ無きを以て觀れば、當時衛生林としての必要を認めざりしなるべし。

（備考）二五四一（明治一四）年、時の衛生局長たりし長與專齋は、靜岡縣下に於る間歇熱流行の原因を、主として水源山林及村落樹林の濫伐に基因するものとなし、其救濟法は、樹木の栽植と河流の疏通とにありとせり。

徳島市城山ノ森林

二五五七（明治三〇）年、森林法制定と同時に始めて公衆衛生林として保安林の一種とせらるるに至り、同法に基き各府縣に於て編入せられたる本林を見たるが、徳島市城山の森林の如きも其一にして、同林は市の中央に在りて高く聳立し、獨り廻船航行の目標たるのみならず、舊跡風致の關係も多大なるものあり、就中市民の衛生上（寒暑の調節・酸素阿巽の供給・市内空氣の清淨・有害瓦斯の消滅・過度濕氣の消散）に必要ありとして、保安林に編入せられたるものなり。其

丹波國福知山及鹿兒島附近ノ公衆衛生林

數多の中に於て、京都府丹波國福知山町及鹿兒島市附近のもの最も有效なりとせらる。而も全國に於る本林は、二五九一(昭和六)年の現在、箇所百五拾三箇所、面積九拾町歩にして、之を十年以前に比すれば、箇所七箇所、面積二町歩を減少せり。

要約 之を要するに公衆衛生林は、其目的の一たる氣候調節等の效用を以て、古來大山名山に附隨したるものとせられしが、江戸時代に於て稍明確に認識せられ、其爲特に植林せるものさへ生ずるに至れるに拘らず、明治維新の當初當事者等は、却て之が存在を必要とせざりしものゝ如し。爾後外國の事例等に鑑みしにや、森林法の制定と共に公衆衛生林なる名稱下に之が復興を見ることゝなれりと雖、近來漸次衰退の傾あり、加之學者中には、保安林としての本林は廢止せざるべからずと主張するさへあり。

註一 【水戸藩史料別記】。水戸市圖書館

註二 【舊藩山林制度調書】。兵庫縣廳

五 湯 林

名稱 湯林は、二五四一(明治一四)年、舊藩山林法則調査の際、福島縣より保護を要する森林の一種として報告せられたるものにして、會津地方以外にも同名稱の存せしや否、未だ之を明にするを得ず。

意義 本林は、温泉の涸渴を防ぐ目的を以て仕立てられたるものなり。湯林なる名稱は附せられざるも、温泉地帯の風致を兼ねて、湯林と同一の目的を有する森林を見ること尠からず。

砂子原温泉ノ湯林

沿革 二三四一(天和元)年、幕府領にして會津藩の預り所たる大沼郡大谷村(中ノ川村)砂子原温泉の湯守等に對し、同藩御藏入奉行よりの令達中に『一家之上黒澤地之内、館之殘言所七町四方、林ニ申付者也』と申渡したるは、單に湯本破損のとき材木を採る場所として立置く趣旨とせらるゝが如きも、一面に家の側に木を植ゑ、湯屋側の山を燒畠とするを禁じたる事項の添書のあるよりすれば、湯屋用材以外の目的を併せ有したるものゝ如く、即ち同温泉の風致と温泉涸渴防止の施設とをも含みしなるべし。是れ二五四一(明治一四)年山林調査〔註一〕の際、福島縣より保護を要する森林の種類中『湯林 温泉ヲ涸渴セシメサル爲ノ

越後國大室村ノ雑木林

林』として掲出せるに徴するも明かなり。二四五九(寛政一)年六月、越後國北蒲原郡大室村(笹岡村内)の内村杉村の百姓等は、惣代連名を以て水原御役所に對し、同村百姓持藥師堂境内の雑木林三段歩が、萬一新開其他の故障にて滅却するが如きことありては『第一温泉出方無_二甲斐、其上諸病悉除之靈驗たる佛意之程も恐多く不安堵至極』(註二)なりとて、自今『林御役永御上納仕、永ク安堵仕度』と、該林の永久保存方を願出でたり。尙年代不明なるも金澤藩なる加賀國能美郡鳥越村字河内地内大杉ノ湯^①に於ても同様の事あり、即ち往昔大杉ノ湯附近一帯が巨杉鬱茂せし當時には、鑛泉の量も相當涌出せしが、後年該樹の伐採に加ふるに大洪水の爲、遂に湯口をも失ふに至れりと云ふあり。

加賀國大杉ノ湯林

要約 之を要するに湯林は、其資料乏しくして、意義沿革共に明瞭ならずと雖、江戸時代會津藩内に於ては、湯林と稱し温泉の涸渴防止の爲存置せりとの口碑確に存し、現代にありても他の地方に於て屢々同様の傳説を聞き、且其目的とする山林を見ることあるに稽ふれば、多少理由の存すべきを以て、今後研究の題材とすべきものなるべし。

註一 【舊藩山林法則】 ○福島縣廳

註二 【乍恐以書附申上候】 ○新潟縣北蒲原郡笹岡村字大室區

①石川縣能美郡誌

章五 交通的林系

每塗の交通を助長する森林は、航行目標林・注還並木及一里塚木・鐵道防雪林を擧ぐる

章五 交通的林系

海陸の交通を助長する森林は、航行目標林・往還並木及一里塚木・鐵道防雪林を擧ぐるを得べし。而して航行目標林は、上古造船を奨励せる當初或は其以前丸木舟等使用の時代に發生せるなるべきも、其文獻としては近世以上に之を見るを得ず。往還並木は、中古天平寶字に創められ、本林系中最早く發生せるものにして、江戸時代に入り益々旺盛となりしが、明治時代一時昔日の觀なきに至り、現代再び勃興の傾きあり。一里塚木は近世發達し、現代殆ど之を見ず。鐵道防雪林は、明治時代鐵道の開設後に於て出現し、今後特に深雪地方に於て發達すべきものなるべし。

(備考) わが邦に於て所謂交通なる言葉の、正しく海陸通運等の意義を以て使用せられたるは、二五四二―三(明治一五六)年以後のことなるが如しと雖、實際交通は、遠く上古の外交によりて創められ、中古大化新政の爲に促され、近古兵馬によりて維持せられ、近世に至りて通信運搬等の目的を主として興り、明治維新となるや、更に大に擴張せられて今日に及びたるもの、如しと云ふ。

一 航行目標林・航行目標木

名稱 航行目標林は、現代保安林の一にして、舊幕時代に於ては、海上目付松（福岡）通船安心松（宇和島）燈明森・助ヶ松（仙臺）物見松・船手目當之林（金澤）船見（大聖寺）等と呼びたるが、明治の初年之を廻船目標林又は航路標識林と稱せり。

意義 本林は航行する船舶就中漁船の如きをして、自己の海上に於る位置を確め、其針路を誤らしめざるを目的として仕立つるものなり。

沿革 中古一五〇七（承和）年、既に航路用燈火あり。又近世二二六八（慶長一三）年能登國羽咋郡福浦（福浦村）に油火を使用せる燈臺案出せられ、二二二七（寛文七）年五月、和歌山藩（註一）に於ても同様のものありと雖、航行目標林發生の文獻に見らるゝは、比較的後世の事に屬す。即ち二二四四（貞享元）年二月、大坂淀川に於て運河を開鑿し、泥土を積みて山を築き、松を植ゑて航客の標識となし、二二八九（享保一四）年、幕領大森代官所（石見國大森町）に於て、航海者の目標と防風とに必要なりとの村民の請願により、石見國邇摩郡宅野村字辛島及同國那賀郡黒松村字大島山を官林に編入（註二）せり。又二五〇五（弘化二）年、宇和島藩伊豫國三崎鼻山に於る松の枯損するや、航行目標たらしむ可きものゝ新植（註三）を命じ、或は運上銀を

大坂天保
山ノ松林

石見國辛
島及大島
ノ黒松林

伊豫國三
崎鼻山ノ
新林

①②新日本史卷之二土木篇

③大日本農功傳一河村瑞賢

上納して諸木を勝手に伐り來りし箇所（註四）に對し、松に限り殘存すべきを命じ、其後松檜（註四）の新植を併せ行はしめたるが如し。

能登國山

以上の外成立の手代不明なるも、能登國の山（註一）・明星館の松（註二）・北陸一ノ松（註三）・犬島山の天

島及大島
ノ黒松林
伊豫國三
嶺鼻山ノ
新林

那賀郡黒松村字大島山を官林に編入〔註二〕せり。又二五〇五（弘化二）年、宇和島藩伊豫國三嶺鼻山に於る松の枯損するや、航行目標たらしむ可きもの、新植〔註三〕を命じ、或は運上銀を

①②新日本史

上納して諸木を勝手に伐り來りし箇所を對し、松に限り殘存すべきを命じ、其後松檜〔註四〕の新植を併せ行はしめたるが如し。

能登國山
伏山其他
ノ航行目
標林

以上の外成立の年代不明なるも、能登國の山伏山・明星館の松・北陸一ノ松・犬島山の天狗松の如き、又廣島藩宇品港の赤松林・松江藩關の五本松・仙臺藩の助松・嚴原藩の對馬ノ親木・臼杵藩の陣場山・福岡藩の海上目付松〔註五〕の如きあり。明治維新後、汽船現はれたりと雖、本林は尙保安林として保存せられ、小漁船は勿論、航行船の爲の標識に供せられつゝ今日に及べり。二五九一（昭和六）年全國に於て二百四拾九箇所、面積一千二百六拾町歩を算し、之を十年以前に比する時は、面積九百五拾六町歩を減少し、箇所一箇所を増加せり。別に風致林・魚附林等の名稱の下に目標林を兼ねるもの亦尠しとせず。

要約 之を要するに、昔時は陸上交通の便未だ開けず、交通は主として之を海上に選び而も航船大ならず、殊に海國たる我邦に於ては、漁業は國民の生業中重要なる位置を占め來りたるを以て、海上に於る生活者從つて多く、彼等は屢々自己の海上に於る位置を知り、或は其針路を誤らざるの必要を痛切に感ずるに至り、此要求を充すべき一手段として、燈火燈臺を案出せるのみならず、航行の目標は、固定的にして而も他物との強き特異性を必要とする關係上、海又は河の近くに聳ゆる山脈の凸起部又は斷崖等を選びて之を設定し、次で如上の必要條件を具備する森林又は樹木が、好んで航行標識の用に供せらるゝに至れ

①能登名跡誌 ②石川縣天然記念物調査報告第一輯 ③④⑤大日本老樹名木誌
⑥稿本史蹟名勝天然記念物調査書 ⑦對馬島誌

り。徳川時代に入り、道路の發達稍見るべきものもあるも、船舶の用は猶未だ廢れず、幕府が五百石以上の大船製造を禁止せる結果、小船の往復依然たりしを以て、航行目標の要求は毫も衰へざりしなり。現今に於ても近海の出漁には小船を以て之に充つるを以て、目標林は尙大に其必要ありとせらるゝものなり。而して其樹種は、多くは海岸に近く喬大なる生育を爲し、樹冠を張りて特異の形相を呈する松樹が好んで之に充てられ、堅く禁伐を以て本旨となし來りたるは言を須たず。

註一 【和歌山縣新宮木材商同業組合文書】。○其組合

註二 【山林沿革史】。○農林省

『邇摩郡宅野村字辛島(海上八町を距る)官林(中略)古昔官林ニアラザリシガ、辛島ハ其立木航海者ノ目標ト防風トノ要林ナルヲ以テ、村民ノ請願ニ依リ、享保十四年官林帳ニ編入』(下略)

註三 【自弘化二年御用場日記】。○宇和島市伊達侯爵別邸

『嘉永六年三月十七日、三崎鼻山ニ生立候松、近來過半立枯ニ相成候處、先年猪鹿爲レ防燒拂願出ノ節モ、鼻山沖合ハ難所ノ事故、船乗前不ニ相障ニ吟味專一ニ可レ致旨御沙汰有レ之、近來松拂底ニ相成、諸廻船始第一御上下御通船ノ場所、松不ニ生立候テハ、不レ致ニ安心、景趣モ不レ宜ニ付、致ニ手入候ハ、可レ然處、野深ノ山故自然ニハ難ニ相立ニ付、立枯ノ松仕末相付、峯通ヘハ曳苗ヲ以、松植付度吟味ノ處、(中略)只今相殘居候分ニテモ不レ致ニ成木候テハ不レ致ニ安全候間、右薪山ノ内松木分ハ小木タリトモ、已後伐取御差留ニ相成』(下略)

註四 【山方之事】。○同上

註五 【山林古老傳中】。○福岡市黒田侯爵別邸

『福岡唐人町ヨリ西藤崎ニ至リ四濱ナリシヲ御城築レテ後、兩侍ニ仰付ラレテ植サセ玉フ松原ニアラスヤ、地形ノ松ハ海上ヨリ目付、海防ノ要害ナレトモ今ハ殊ノ外ニ荒レニケリ』

安正修問 右藤山ノ内松木分ハ小木タリトモ、已後伐取御差留ニ相成(下略)

註四 【山方之事】。同上

註五 【山林古老傳中】。福岡市黒田侯爵別邸

『福岡唐人町ヨリ西藤崎ニ至リ四濱ナリシヲ御城築レテ後、兩侍ニ仰付ラレテ植サセ玉フ松原ニアラズヤ、地形ノ松ハ海上ヨリ目付、海防ノ要害ナレトモ今ハ殊ノ外ニ荒レニケリ』

章五 交通的林系 一 航行目標林・航行目標木

二 往還並木

名稱 往還並木は、路邊樹・挾路樹・街路樹・列樹・行樹又は幕木(篠山)道條松(弘前)道木・道松(山口)行松・驛路並木・雙木フタキの松(大聖寺)日影林ヒカゲバヤシ・日陰木(高知)等の異名ありと雖、通例、海道並木・街道並木・往還並木・往來並木・道縁の松又單に並木・並松・條並木杯と稱せられ、尙時代と地方とによりて同一ならず、即ち往還並松(金澤)並木松(弘前・盛岡・小倉・嚴原・佐賀・白杵・幕府領)海邊松(盛岡)往還左右植松(徳島)街道並木(弘前・盛岡)海道並木(弘前・盛岡・水戸)往還道植松(徳島)並木之柳・並木之松(弘前)道中並木(幕府領)海道之並木(弘前)街道並木松(盛岡)往還並木(幕府領・金澤・嚴原・福岡・白杵)並木(幕府領・弘前・盛岡・白河・前橋・高田・高知・宇和島・小倉・白杵・人吉)往還松(福岡)往來筋並木(仙臺・小倉)往來並木・往還街道之並木松(盛岡)往還筋並木(高田・金澤・小倉・福岡・熊本・人吉)街道道並木・並樹之杉(盛岡)並松(仙臺・米澤・會津・金澤・徳島・高知・嚴原・彦根)左右並木・往還街道並木・往來並木松・街道松(盛岡)街道並松(會津)道脇並木松(盛岡)並木杉(人吉)松並木(盛岡・水戸)往還通り松(仙臺)往來並松(金澤)往來筋日除並木(小倉)往還海道並木(盛岡)路並木(鹿兒島)往還新道並木(人吉)海道筋並木(幕府領・中村)並松林(高知)道路並木・往還筋並松(金澤)の如き是れなり。

意義 往還並木は、街道驛路の側邊に平行して、一列又は數列に植栽せられたる樹木にして、道路の規矩となり、其道幅を護り、方向を指示すると同時に路邊を修飾し、國土の風致を添へ、且路面に庇陰と適濕とを與ふると共に、清淨を保持するの外、風力を減殺し

(盛岡・水戸) 往還通り松(仙臺) 往來並松(金澤) 往來筋日除並木(小倉) 往還海道並木(盛岡) 路並木(鹿兒島) 往還新道並木(入吉) 海道筋並木(幕府領・中村) 並松林(高知) 道路並木・往還筋並松(金澤) の如き是れなり。

意義 往還並木は、街道驛路の側邊に平行して、一列又は數列に植栽せられたる樹木にして、道路の規矩となり、其道幅を護り、方向を指示すると同時に路邊を修飾し、國土の風致を添へ、且路面に庇陰と適濕とを與ふると共に、清淨を保持するの外、風力を減殺して塵埃・飛砂・霰雪・潮浪等の被害を防ぐの障壁となるを以て、人馬は夏季其木蔭に休らひて炎熱を避け、果樹充用の地方に在りては、果實を以て飢渴を醫するの料となし、冬季特に雪深き地方に於ては、屢々唯一の道標となると尠からず。従つて往還並木は、單に交通的關係のみならず、風致林・飛砂防止林・潮害防備林・風害防備林等の如き風致的・衛生的・保安的の林系を兼ねることあり。加之洪水・戦争等の非常時に於ては、之を伐採して土工・炊爨・篝火・逆茂木等に利用せらるゝことあり。

(備考) 並木は、其種類多く、例へば馬場並木・參道並木・門前並木・門内並木・市街並木・堤塘並木・境界並木・防風並木・防砂並木・防潮並木・防火並木等是れなりと雖、茲には往還並木のみを掲ぐることにし、其他のものは各其性質に従ひて當該章下に記述することとせり。

沿革 上古一一二(綏靖天皇三三)年、始めて山陽道を開き、五〇三(孝元天皇五七)年十一月、^②東海・南海の兩道を開きたるが、五八〇(崇神天皇一七)年七月、諸國に詔して船舶を造らしめ、海邊の民歩運に苦しめるを濟せるは、以て當時尙道路の甚だ不充分なりしことを想ふに足り、爾來幾多の道路開かれたりと雖、未だ以て並木を植栽するに至らざりしが如し。

(備考) 八六二(應神天皇二)年、神功皇后親しく新羅を征して豊浦宮に幸し、始めて驛路を造り、並木に樟を植ゑ給へりとの傳あるも定かならず。九八六(仁徳天皇一四)年十一月。大道を京中(攝津國難波)に置き南門より丹比邑(河内國)に至らしめ、一二六七(推古天皇一五)年、大仁鳥臣を東國に遣はし道路を通じ、一二七三(推古天皇二二)年十一月、難波津より京城に至る大道を開き、一三二一(白雉四)年六月、所々の大道を修治せり。

八衢ノ橋

一三五二(持統天皇六)年頃、三方ノ沙彌の歌に『橋之蔭履路之八衢爾』とあるを見れば、街路に蔭を作る橋樹の植栽せられたるを推知するに難からざるなり。

(備考) 一三六二(大寶二)年十二月、始めて美濃國岐蘇の山道を開き、一三七三(和銅六)年七月、新に吉蘇路を拓き、一三七五(靈龜元)年六月、大倭國都祈の山道を鑿ち、一三七八(養老二)年五月、土佐に至る道路を更め、一三九七(天平九)年四月、陸奥より出羽に至る直路を通じ、一四〇二(天平一四)年二月、恭仁、東北の道を開きて近江に通ぜり。

都大路ノ柳橋

中古一四一七—二四(天平寶字)年代、都の大路には既に植栽されたる柳・橘ありしが、一四一九(天平寶字三)年六月、東大寺(奈良市)の僧普照の建白により、官符を以て『畿内七道諸國驛路兩邊遍種菓樹事、右東大寺普照法師奏狀稱、道路百姓來去不絶、樹在_ニ其傍、足息疲乏、夏則就_レ蔭避_レ熱、飢則摘_レ子噉_レ之、伏願城外道路兩邊、栽_ニ種菓子樹木_ニ者、奉_レ勅依_レ奏』と勅せられ、驛路の兩側に果樹を植栽せしめ給へり。是れ一には庇陰となりて旅客の炎苦を軽くし、秋は果實によりて飢を救はんとの旨趣に出でたるものなり。

諸國驛路兩邊ノ菓樹

(備考) 一四五六(延暦一五)年正月、更に南海道に新道を通じ、一四六二(延暦二二)年五月、新に箱根の山路を開けりと雖、東北地方の往還險難なりしは、一四六四(延暦二三)年五月、陸奥國の上言に『斯波城與_ニ膽澤郡_ニ相去_ニ一百六十二

①大日本驛志稿考證一皇年代略記・歷代皇記 ②日本書紀卷之十一 ③成形圖説 ④日本書紀卷之廿二 ⑤同上卷之廿五 ⑥萬葉集卷二 ⑦大日本驛志稿考證、日本國風土記 ⑧大日本驛志稿考證 ⑨續日本紀卷八 ⑩同上卷十二 ⑪同上卷十四 ⑫萬葉集卷十九 ⑬類聚三代格卷七 ⑭大日本驛志稿考證 ⑮日本後紀卷十二

路邊樹木ノ禁制

里、山谷嶮□、往還多_レ艱、不_レ置_ニ郵驛_ニ恐_ニ關_ニ機急、伏請准_ニ小路例_ニ置_ニ一驛_ニ許_レ之』とあるによりても知るべし。一四六六(大同元)年六月、路邊の樹木を伐損するを禁じ、一四八一(弘仁二二)年四月にも、路邊の樹木を斫損するを禁ぜり。

炎苦を軽くし、秋は果實によりて飢を救はんとの旨趣に出でたるものなり。

(備考) 一四五六(延暦一五)年正月、更に南海道に新道を通じ、一四六二(延暦二二)年五月、新に箱根の山路を開けりと雖、東北地方の往還險難なりしは、一四六四(延暦二三)年五月、陸奥國の上言に『斯波城與膽澤郡相去一百六十二

①大日本驛遞志稿考證 ②同上續驛 ③同上續驛 ④同上續驛 ⑤同上續驛 ⑥同上續驛 ⑦同上續驛 ⑧同上續驛 ⑨同上續驛 ⑩同上續驛

路邊樹木ノ禁制

里、山谷嶮□、往還多艱、不置郵驛、恐關機急、伏請准ニ小路例、置ニ驛、許レ之トあるによりても知るべし。
一四六六(大同元)年六月、路邊の樹木を伐損するを禁じ、一四八一(弘仁二二)年四月にも、路邊の樹木を斫損するを禁ぜり。

(備考) 一四九二(天長九)年六月、越前荒道山を造る。

一五八七(延長五)年五月、諸國驛路の兩邊に復び菓樹を植ゑしめられたり。

(備考) 一五六一(延喜)年代『水に乏しき所には井戸をも掘りて行旅に便ならしめたり、蓋し此頃までは、猶菓樹をも植ゑさせられたるが、民庶漸く狡猾に赴きしより、後世追々菓樹を廢して他木を以てせられしなるもの、如し』(註一)と記述せる者あり。

近古、一九〇〇(仁治元)年、鎌倉幕府の執權北條泰時は、三河國本野ヶ原に、行旅を易からしむる爲め柳を植ゑしめたり。

(備考) 二二七八(永正一五)年六月、左衛門少尉朝倉貞景、加賀國の驛路を開き、二二七九(永正一六)年四月、幕府再び朝倉貞景をして北陸の道路を開かしめたり。

二一四六(文明一八)年、道興法親王、東北地方遊歴の時、奥州磐城(國)白河の關に櫻の並木ありたり。

(備考) 二二〇二(天文一一)年三月、大友義鎮、其領内に於る罪人の科を免して道路を築かしむ。

二二三五(天正三)年正月、右大將織田信長は、東海・東山兩道の道路橋梁を修理し、大道を幅三間半、輕路を幅三間とし、其兩側に松・柳等を植ゑしむ。

諸國驛路ニ菓樹ヲ再植セシム

三河國本野ヶ原ノ植柳

白河關ノ並木櫻

東海東山兩道並木ノ松柳等

①大日本驛遞志稿考證 ②類聚三代格卷十二 ③大日本驛遞志稿考證 ④延喜式雜式 ⑤東關紀行廢 ⑥大日本驛遞志稿考證一宜胤記 ⑦同上一關爭記 ⑧回國雜記 ⑨大日本驛遞志稿考證一大友興廢 ⑩同上一信長記・織田軍記・安土日記、鹽尻卷卅八

越後國往
來並木ノ
松柏榎漆
等

(備考) 近江國神崎郡愛知川村(愛知川町)松ヶ鼻の並松(註二)は、信長時代、同村より植置きたるものなりと云ふ。
二二四五(天正一三)年八月、越後の上杉謙信は、道橋奉行をして令達せしめたる條目中、大小の往來側に松・柏・榎・漆等を竝に植次がしめ、成木して作毛の妨げとならば、下枝三枝迄切取るを得しむることゝせるが、連年の兵亂にて制度普ねく行届かず、篝火等の爲却て伐採せられしもの多く、次第に減少するに至れりと云ふ。

(備考) 二二五六(慶長元)年十一月、土佐國の長宗我部元親は、掟(註三)中に『本道六尺五寸、間可レ爲二貳間、同道事、在々山々里浦々共庄屋堅申付、若道惡時は、其地頭百姓共より過錢壹貫文爲二庄屋取集、奉行中江可二相渡事』と規定せり。二二六〇(慶長五)年奥羽北越の道路を修築せしむ。

加賀國ノ
往還並松
肥後國大
津往還ノ
並木杉

近世、二二六一(慶長六)年、加賀國の往還に並松(註四)を植ゑ、同年肥後國の加藤清正は、熊本城建築と同時に、領内沿道の庶民をして城下より大津・阿蘇(肥後國菊池郡・阿蘇郡)を経て久住・鶴崎(豊後國直入郡・大分郡)迄の間に、往還(註五)を開かしめ、城下より方里か谷迄の兩側に杉を植ゑしめたるが、制札を建て、『一枝を斫らば一指を斬るへし、一株を伐らば一首を齧るへし』と記し、拔身の槍を携へたる家臣をして監視せしめたりと言傳ふ。

江戸時代
ノ道路並
並木

次で江戸時代となり、二二六三(慶長八)年徳川幕府は『天下之道路自他領共ニ、大海道ハ其幅六間、並木より左右共二十間宛、小海道ハ其幅三間、路傍より左右共十間宛、横道馬道ハ其幅二間、路傍より左右共五間宛、歩行路其幅一間、路傍より左右共一間宛、捷道作場道其幅三尺、路傍より左右共三尺宛、渡場ハ川端より双方左右共六十間宛、皆除竿爲二定法、

①西頸城郡郷土資料

②大日本驛遞志稿考證一慶長見聞書

③徳川禁令考卷七

尤其間に置郵して令傳ニ公命、且以旅人往來の資となすの給分たり』となし、茲に道路の制全く整備し、往還並木の施設亦周到となり、五海道の並木は幕府に、其他脇往還の並木は各藩等に於て、夫々管理經營するとなれるが、慶長の末には東海道路傍の並木松既に繁

幅六間、並木より左右共二十間宛、小海道ハ其幅三間、路傍より左右共十間宛、横道馬道ハ其幅二間、路傍より左右共五間宛、歩行路其幅一間、路傍より左右共一間宛、捷道作場道其幅三尺、路傍より左右共三尺宛、渡場ハ川端より双方左右共六十間宛、皆除竿爲定法、

尤其間に置郵して令傳公命、且以旅人往來の資となすの給分たり』となし、茲に道路の制全く整備し、往還並木の施設亦周到となり、五海道の並木は幕府に、其他脇往還の並木は各藩等に於て、夫々管理經營するとなれるが、慶長の末には東海道路傍の並木松既に繁茂するに至り、寛永年代幕府領磐城國西白河郡小田川村は村極を以て並木の植付を約し、鹿兒島藩に莊内野々三谷の路並木あり。慶安初年日光に杉並木の植付始まり、明暦年代盛岡藩は花巻街道に並木松を、松代藩は路傍へ赤松を植付く。萬治年代、越後國村上藩内安田街道に並松を植付け、廣島藩は道松の植付を令し、山口藩は道筋左右松を植付く。延寶年代徳島藩は往還の左右に松を植ゑしめ、福井藩は海道筋兩脇山下の下刈を禁じ、幕府は奥州諸國をして並木松の斷えたる箇所植繼を令し、天和年代、弘前藩は碓ヶ關街道に松を植ゑしめたり。獨り徳島藩の、往還道植松を悉く伐採せしめたることは他に見ざる例なり。貞享年代水戸藩は下總國小金・鎌ヶ谷(東葛飾郡)に柳を植ゑ、寶永年代仙臺藩は、海道の松・柳・杉・漆を植ゑしめ、幕府は公領の並松植付を督勵し、徳山藩は往還松を作り松とし、正徳年代廣島藩は並木松の植繼をなし、山口藩は道松の根掘腹打を禁じたり。寶暦年代福岡藩は、往還筋並木松に付て令する所あり、幕府は特に品川より駿州迄の並木を植足さしむ。安永年代丹波篠山藩は幕木松を植ゑ、天明年代米澤藩に並松あり、寛政年代高知藩は、蕨岡(土佐國幡多郡)より下田迄の往還筋等へ櫨を、嚴原藩は筑前國怡土郡吉井村唐津

往還へ並松を植付け、臼杵藩に原並木あり、宇和島藩は住吉山の並木を仕立てたり。文政年代若狭國の小濱藩は並木植繼を命じ、天保年代幕府は甲斐の並木薄所へ植足しを令し、松江藩は能義郡荒島村より吉佐村迄の並松を植繼がしむ。嘉永年代小倉藩は、京都郡新津手永の並木松を植付け、安政年代高田藩は笠町の並松を植替へ、佐賀藩は並木松の片側なりしを兩側として植ゑしめたり。而して江戸時代に於る是等の沿革を、海道別・藩別として観るときは凡次の如し。

(甲) 五 海 道

五海道は、江戸を中心として五箇の要地に至る街道、即ち東海道・中山道・奥州道中・日光道中・甲州道中是なり。是等海道は幕府の直轄に屬するものとし、各宿驛を定め、機關を置き、同時に並木を施設せり。

海道・道中

二二九三(寛永一〇)年、幕府は東海道五十三次外各海道及道中の宿驛を指示して

東海道

品川(次驛迄 二里半) 川崎(同二里半) 神奈川(同二里半) 程ヶ谷(同二里半) 戸塚(同二里半) 藤澤(同三里半) 平塚(同七丁) 大磯(同四里) 小田原(同四里) 箱根(同三里) 三島(同半) 沼津(同半) 原(同三里) 吉原(同二里) 蒲原(同半) 由井(由比町)

東海道

(同二里) 興津(同半) 江尻(同二里) 府中(靜岡市) 丸子(長田村内) 岡部(同九里) 藤枝(同二里) 島田(同二里) 金谷(同九里) 日坂(同九里) 掛川(同二里) 袋井(同半) 見付(同四里) 濱松(同三里) 舞坂(同海上) 新居(同半) 白須賀(同半) 二川(同半) 吉田(豊橋市) 御油(同半) 赤坂(同半) 藤川(同半) 岡崎(同三里) 池鯉鮒(同半)

①大日本驛遞志稿考證一宿村大概帳

東海道

品川(次驛迄) 川崎(里二) 神奈川(九丁) 程ヶ谷(同二里) 戸塚(同三里) 藤澤(同三里) 平塚(同七丁) 大磯(同四里) 小田原(同四里) 箱根(同三里) 三島(同里) 沼津(同里) 原(同三里) 吉原(同二里) 蒲原(同里) 由井(由比町)

佐屋路

岩塚・萬場(イシガ)・神守(カモリ)・佐屋

伏見通

伏見通 伏見・淀

枚方通

枚方通 枚方・守口

中山道

中山道

板橋(次驛迄) 蕨(里半) 浦和(同里) 大宮(同二里) 上尾(同三里) 桶川(同三里) 鴻ノ巣(同四里) 熊谷(同三里) 深谷(同二里) 本庄(同里) 新町(同里) 倉賀野(同里) 高崎(同三里) 板鼻(同三里) 安中(同三里) 松井田(同里) 坂本(同二里) 輕井澤(輕井澤町) 杓掛(西長倉村内) 追分(同里) 小田井(御代田村内) 岩村田(同里) 鹽名田(中津村内) 八幡(南御牧村内) 望月(本牧村内) 蘆田(同里) 長久保(同五里) 下諏訪(同里) 鹽尻(同里) 洗馬(同里) 本山(宗賀村内) 贄川(橋川村内) 奈良井(同上) 藪原(木祖村内) 宮越(日義村内) 福島(同里) 上松(同三里) 須原(大桑村内) 野尻(同上) 三留野(讀書村内) 妻籠(吾妻村内) 馬籠(神坂村内) 落合(同里) 中津川(同二里) 大井(同里) 大久手(餘戸村内) 細久手(日吉村内) 御嶽(御嵩町) 伏見(同里) 太田(同里)

(同三) 鶉沼(同四里) 加納(同里) 河渡(合渡村内) (同六丁) 美江寺(船木村内) (同八丁) 赤坂(同十二里) 垂井(同里) 關ヶ原(同里) 今須(同里) 柏原(同里) 醒ヶ井(同十三里) 番場(息郷村内) (同六丁) 鳥居本(同里) 高宮(同八里) 愛知川(同二里) 武佐(同三) 守山

甲州道中

甲州道中

上下高井戸(高井戸町) (石原まで一里二十七丁) 國領・上下布田・上下石原(調布町)・府中(次驛まで二里八丁)

日野(同六里) 横山(八王子) (同七丁) 駒木野(調布村内) (同七丁) 小佛(同二里) 小原(吉野迄一里十七丁) 與瀬・吉野(次驛迄廿丁)

關野(下大見村内) (同四丁) 上野原(同里) 鶴川(大鶴村内) (同六丁) 野田尻(甲東村内) (同十三丁) 大目(大目村内) (同十二丁) 上下鳥澤・猿橋(大原町内) (次驛迄二里十二丁) 駒場(廣里村内) (同六丁) 大月(同上) (同三十丁) 上下花吹(同上) (同五丁) 中下初狩(初狩村内) (同五丁) 白野(黒野田迄一里) 阿彌陀海道・黒野田(笹子村内) (次驛迄二里半) 鶴瀬(同里)

勝沼(同十三里) 栗原(日川村内) (同十二丁) 石和(同九里) 柳町(甲府)・葦崎・教來石・葛木・金澤・上諏訪

日光道中 千住(次驛迄二里八丁) 草加(同八里) 越ヶ谷(同八里) 粕壁(同十一里) 杉戸(同五里) 幸手(同二里) 栗橋(同半里) 中田(新郷村内) (同四丁) 古河(同五丁) 野木(同七丁) 間々田(同四丁) 小山(同十一丁) 新田(桑村羽川) (同九丁) 小金井(國分寺村内) (同二里半) 石橋(同三丁) 雀宮(同二里) 宇都宮(同二里) 大澤(同二里) 今市(日光迄二里) 鉢石・板橋・文挾・鹿沼・奈佐原・楡木・壬生・飯塚

日光御成道 日光御成道 岩槻・大門・鳩ヶ谷・川口・岩淵

水戸佐倉道 水戸佐倉道 新宿・松戸(下總國東葛飾郡)・八幡

奥州道中 奥州道中 白澤(下野國河内郡古里村内) (次驛迄一里半) 氏家(同鹽谷郡) (同四丁) 喜連川(同二里) 佐久山(同五里二丁)

美濃路 大田原(同二里) 鍋掛(同六丁) 越堀(鍋掛村内) (同二里十丁) 蘆野(同三里) 白坂(磐城國西白河郡) (同三丁) 白河

美濃路 名古屋・清須・萩原・起・墨俣・大垣

と定め、二二七六(享保元)年四月、海道は東海道・南海道・西海道の如く何れも海國の道筋

日光御成道 岩槻・大門・鳩ヶ谷・川口・岩淵
水戸佐倉道 新宿・松戸(下總國東葛飾郡)・八幡
奥州道中 白澤(下野國河内郡古里村内)(次驛迄一里半) 氏家(同鹽谷郡)(同二里) 喜連川(同二里) 佐久山(同二里) 白河

美濃路 大田原(同二里) 鍋掛(同六) 越堀(鍋掛村内)(同二里十) 蘆野(同三里) 白坂(磐城國西白河郡)(同二里) 白河

美濃路 名古屋・清須・萩原・起・墨俣・大垣
と定め、二三七六(享保元)年四月、海道は東海道・南海道・西海道の如く何れも海國の道筋を云ひ、海なき道筋は之を道中、即ち下野の日光道中・甲斐の甲州道中等と呼ぶと觸出して、海道と道中との名稱の區分を明かにし、二四六六(文化三)年四月更に、品川(註六)より伊勢路守口宿(河内國北河内郡)迄を東海道と唱へ、宮(名古屋市南區熱田)より垂井(美濃國不破郡)迄の間を美濃路、岩塚(尾張國愛知郡)より佐屋(尾張國海部郡)迄を佐屋廻り、板橋宿(東京市板橋區)より守山宿(近江國野洲郡)迄を中山道(上野國の内を上州路、信州路の内を木曾路と唱ふ)内藤新宿より下諏訪(信濃國諏訪郡)迄を甲州路と唱ふと改め、二四七一(文化八)年六月、復た更に東海道は品川より大津迄とし、中山道を木曾路とも唱へ、日光道中は千住より鉢石迄、奥州道中は白澤より白河迄、水戸佐倉を海道と稱せず、水戸佐倉道と云ひ、千住より松戸迄と改めたり。

五海道宿 高數及助郷 (備考) 年代不明なるも、五街道百三拾八箇宿及助郷高を左の如く定めたりと云ふ。

- 東海道 品川宿より大津宿迄五拾七箇宿佐屋路共
- 中山道 板橋宿より和田宿迄二拾八箇宿
- 日光道中 千住宿より鉢石宿迄二拾三箇宿
- 奥州道中 白澤宿より白河宿迄拾箇宿
- 甲州道中 小田原宿より黒野田宿迄二拾箇宿

①御觸書 ②諸例撰要六 ③甲辰雜記

一 東海道五拾五箇宿、助郷高七拾八萬千八百廿四石

但箱根由比兩宿は助郷無之

一 中山道二拾八箇宿、助郷高廿七萬六千二百八石餘

一 日光道中二拾三箇宿、助郷高廿萬六千三百五石餘

一 甲州道中二拾箇宿、助郷高一萬三千四百七拾五石餘

機 關

道奉行

二二九五(寛永二二)年十一月『道奉行御用儀者松平伊豆・阿部豊後・堀田加賀可承之』〔註

道中奉行

七〕と公布して、幕府老中の道路擔任を定め、二三一九(萬治二)年七月、始めて道中奉行を置き、

宿驛の取締を掌り道路橋梁等の事をも管掌せしめ、二三四八(元祿元)年、之を二名と定めて

老中所屬〔註八〕とし、大目付より一人、勘定奉行より一人各之を兼掌せしめたり。尙勘定奉

行支配下たる勘定役の内に道中方と唱ふる掛を設け、拾餘人を之に任じ、道中百般の事務

を擔任せしめたり。二三八一(享保六)年七月、從來道奉行の四人なりしを二人に減〔註九〕せ

られ、且同心も附屬せざるを以て骨折なるべしとて、倍額の拾六人扶持を給し、二三八八

(享保一三)年九月、幕府諸掛取扱道中方取扱中〔註一〇〕に、五海道並木立枯御拂伺の一項を規

定し、二三九六(元文元)年七月、道中奉行の支配せる五海道を、東海道本坂通り、中山道木

曾路、日光道中水戸通、奥州道中甲府通としたるが、其後二四四五(天明五)年九月、東海道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

道中方

道中方取
扱事項

道中奉行
支配ノ海
道

は王村より金崎迄、美濃路は名古屋より大坂迄と改め、二四九二(天保三)年九月、更に東海

道は品川驛より水口驛迄、日光道中は千住より鉢石迄、美濃路は宮より垂井迄、外に名古屋

屋より大坂迄、佐屋廻りは岩塚より佐屋迄としたり。二四九四(天保五)年五月、御勘定所道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

①官職制度沿革史

②大日本驛遞志稿考證、令條祕錄八

③泉氏雜記

會路、日光道中水戸通、奥州道中甲府通としたるが、其後二四四五(天明五)年九月、東海道は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

①官職制度沿革

道中
御林方
取
扱
廉書

は王村より金崎迄、美濃路は名古屋より大坂迄と改め、二四九二(天保三)年九月、更に東海道は品川驛より水口驛迄、日光道中は千住より鉢石迄、美濃路は宮より垂井迄、外に名古屋より大坂迄、佐屋廻りは岩塚より佐屋迄としたり。二四九四(天保五)年五月、御勘定所道中、中方掛御用向取扱廉書中に、五街道往還並木、其外道中方附屬の御用向宿觸等之儀取扱方を示し、又同御林方御用向取扱廉書中にも、諸國御林並道木立枯風折根返御拂、御林伐出御林帳組入並減木伺、御林仕立方其外御林に掛る儀取扱として、各分掌事項を定めたり。二四九六(天保七)年七月に至り、又更に道中奉行支配を、東海道は品川宿より守口迄、佐屋路、中山道は板橋驛より守山迄並彦根・美濃路・日光例幣道、水戸佐倉道は新宿より八幡水戸迄、日光道中は千住より鉢石迄・壬生・御成道、奥州道中は白澤より白河迄、甲州道中は内藤新宿より上諏訪迄とせり。

並 木

江戸幕府
並木ノ制

二二七一(慶長一六)年三月、幕府は道路の法令を下して『堤と川よけの間に牛馬を放へからず、道路ならぬ所をみだりに行來すへからず、樹木ならびにさし木等にさはるへからず』となし、二二九二(寛永九)年十二月、海道筋制札〔註一〕の古くなりしを立替へしめ、二三四八一六三(元祿)年代、檢地條目中に『往還之大道、田畑作場道並ニ落シ堀・圍柵・堤等之端通りハ、三尺ツ、除き申すへき事』と規定し、免除を以て並木の生立による農作物等の損

①諸例撰要三
②地方落穂集

②甲辰雜記

③諸例撰要四

④徳川實記、台徳院御實記卷十五

害を賠償すると共に、一面並木保育の資に供せしめ、二三七〇(寶永七)年七月、幕府の道中奉行は廻狀〔註一三〕を以て『御道中並木之松植繼候様にと申渡候、私領方にては段々植繼まはは只今迄有之木之下へも苗木を植込候處相見へ候由に候得共、御料者今に取り懸り候體不_二相見_一由、惣而申渡候儀御料より相守入念仕候様にて可_レ然事』と令達し、特に幕領内並木仕立方の厲行を促したるが、翌二三七一(正徳元)年四月にも、重ねて同文の回狀を發し警告する所あり、尙『此義者東海道美濃路之分は、先達而申渡候處に植繼延引候處も有之由にて如_レ是被_二仰出_一候』と申添へたり。

幕領内並木仕立方督勵

(備考) 二三七九(享保四)年、小林寛利〔註一三〕は其著書中に『往還の道其外にも大道あらは、松杉の類土地相應に植置たるかよし、懸落堀端には柳を指たるかよし、惣而田地の方より土手道堀を狭めたる也、依て作の障にならぬ不_レ茂木を栽てよし』と記し、二三八一(享保六)年、田中丘隅は、其著に於て『道中所々の造り道は、城下々々領分のは奇麗にして宜しきも、御料所の方は掃除行届かす、所々に足踏込みて轉倒する様の所あり、元來海道の道造り等は、其領其領の村高に應し、間敷を割付けて擔當すへき筈なるに拘らず、社領の如き全く身に入れず、是れ厳しき仕置なき爲なり、又道中畷の並木松の幾度植ても生長せざる所あるは、地主或は小作の故意なるか多し、年中日當らざる所にては繩打詰て年貢を掛くる爲なり、又松毛蟲の被害、旅人等のコギ捨等あり』(取意)と記し、特に元祿條目に反するの事實を指摘して、當局を戒めたり。

二三八六(享保二二)年八月、幕府は新田檢地條目中に『東南に高岸を請(受)候場所竝往還筋並木有_レ之場所、田畑蔭引可_レ爲_二見計_一事』と規定して、並木ある農地の石盛を輕減し、二三

並木アル農地石盛輕減

障アル並木ノ伐拂 九五(享保二〇)年五月、再び蔭引のことあり。二三九六(元文元)年四月、五海道往還並木と雖、往來の支障と成るもの、枝葉等は、其宿々支配より稟伺せば伐採を許し、其枝葉は相應値段を以て拂下げしむること、せり。越えて二四〇五(延享二)年九月にも、重ねて同様の取扱

障アル並木ノ伐拂

①公儀被仰出拔書乾

②民間省要中篇卷四

③刑錢須知、檢地新田知行割十

並木アル
農地石盛
輕減

二三八六(享保二)年八月、幕府は新田檢地條目中に『東南に高岸を請(受)候場所竝往還筋並
木有之場所、田畑蔭引可爲見計事』と規定して、並木ある農地の石盛を輕減し、二三

①公儀被仰出披

障アル並
木ノ伐拂

九五(享保二〇)年五月、再び蔭引のことあり。二三九六(元文元)年四月、五海道往還並木と雖、
往來の支障と成るもの、枝葉等は、其宿々支配より稟伺せば伐採を許し、其枝葉は相應値
段を以て拂下げしむること、せり。越えて二四〇五(延享二)年九月にも、重ねて同様の取扱
方を令せり。

並木植繼
ノ令達

二四二二(寶曆二)年十二月、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中『右五海道
之外往還竝脇往還共、驛場有之道筋並木風折・枯木・根返り等之跡へ、早速植繼、且右敷
地根際迄掘付之所は、一二間も土手形ニ築立、田畑境へ定杭建之、道幅狹所ハ前後同様に
道繕、尤相應之所も以來不狹様往還付村々より無懈怠可致手入旨』註一四達せられ、
二四三二(安永元)年二月、勘定所より諸大名の留守居に對し、五海道往還並木之儀、根際迄
掘耕せる箇所あり、其爲根返れる趣に相聞ゆるを以て、先達てより度々申渡せる通り、並
木敷地の定杭を打置くべきに、其儀なきは等閑の至なり、以來定杭を打置き、右敷地内少
少にても掘り耕さば、屹度處分すべきにより、此段村々へ申渡し、又各々も懈怠なき様せ
らるべし、且『並木植繼之儀、先達而も申渡候通、小苗木植付候而者、自ら旅人等踏倒、
成木不致候間、以來は五六尺以上之苗木竝能植付、添木等致丈夫に置、根付候様農業之
間手入致、若立枯候分は、早速植直し候様、村々へ急度可被申渡候』と達し、尙勘定所
より差遣の御用往來の者をして、並木の様子見分せしむべき旨を附言して、並木保護の厲

五海道往
還並木敷
地定杭及
植繼

章五 交通的林系 二 往還並木

①越後國紫雲寺湯新田檢地條目

②③癸卯雜記下

④公儀被仰出天

行を促し、二四三五(安永四)年十二月、老中松平右近將監は、支配勘定並御普請役に對し、御用序を以て道中筋並在勤村方の荒所起返且小物成諸運上を吟味し、歸府の上復命すべき旨を命ぜるが、其一條中に『往還並木立枯等之事、場所跡植等閑にいたし候か之事』と加へ、二四三八(安永七)年閏七月、御林木並道中筋並木中、風折根返り立枯等の損傷を來せるものにして、良質のものは爾今之を拂下げず、長方或は平板として其場所々に圍ひ置き、管下の橋梁暗溝等に使用すべき旨令達したり。

(備考) 二四四九(寛政元)年二月、中山元貞(註一五)は其著書中に『並木立様は、土手うへよし、一すしニ間細密にうへ、たんく生立あしきをハ除て、直なるを立、其間二尺三尺位ニ而隨分よき也』と述べ、又『堂社屋室防風之外、並木は枝を打へし、林は枝打すへからず、並木枝葉多ければ物ニ有害、但幹斗を見るべし、林は落葉をとるを要とする故、小枝をも折取事宜しからず』と記せり。

道中筋並木敷地
敷地並木敷
回訓

二四四九(寛政元)年四月、道中筋の道幅並木敷地の儀に付て制規を評議し、諸方の伺出に回訓して『道中筋道端は、其場所に寄、不同に候得ども、幅二間以上無之候而者、駄荷引違ひも難成、尤高岨切通又は堀川等へ通渡候橋之内には、二間に不_レ至分も可_レ有_レ之候得共、右者樂々待合居通而も僅之處にて差支無_レ之、其餘は前書之通二間以上と被_ニ心得、若道幅二間に難_レ成所も有_レ之候は、前後に見合、委細繪圖面を以可_ニ申聞_一候、且並木敷地は、九尺以上に無_レ之候而は、風烈之節根返り等も有_レ之事故、追々田畑之内へ切添之場所も有_レ之候て、元形之通築足、以來切添不_レ致様取締之儀申觸候事』とし、二四五〇(寛政二)年九

①刑錢須知九 ②天保集成六十九 ③新撰憲法祕録三

並木ノ手
入其他

月、幕府は道中奉行に對し、五海道往還並木(註一六・一七・一八)の手入・補植及び小土手の築立・田畑境杭の定杭建に係る事項は、寶曆中既に之を布達し、其後安永中にも委曲指示せるを以て風折・根返り・立枯等有らば、直に之を奉行所へ届け伐取らしむべく、尙今後並木の

幅二間に難成所も有之候は、前後に見合、委細繪圖面を以可申聞候、且並木敷地は、九尺以上に無之候而は、風烈之節根返り等も有之事故、追々田畑之内へ切添之場所も有之候て、元形之通築足、以來切添不致様取締之儀申觸候事」とし、二四五〇(寛政二)年九

並木ノ手
入其他

並木ノ葛
かつら拂

月、幕府は道中奉行に對し、五海道往還並木〔註一六・一七・一八〕の手入・補植及び小土手の築立・田畑境杭の定杭建に係る事項は、寶曆中既に之を布達し、其後安永中にも委曲指示せるを以て風折・根返り・立枯等有らば、直に之を奉行所へ届け伐取らしむべく、尙今後並木のことは一己に取計ふを許さず、尤も枝折・根返り等の爲通路に差支ある場合は、早速取除きて其事狀を具申すべく、其他手入・植足等に付ては先年の令達に準據し、嚴重に取計ふべしと再令し、二四六三(享和三)年十二月、五海道往還並木〔註一九・二〇〕に葛・かつらの多く纏へるは並木を枯らし、其生茂に害あるを以て、自今公私領共に宿村にて怠慢なく之を取拂ふべき旨令達し、二四八三(文政六)年六月、日光・奥州・水戸各道中、岩槻・佐倉各道に於る並木の養護に關し〔註二一〕『往還筋宿々竝間之村々道幅竝並木敷地之内、左右田畑用水路等へ切添、又は並木立枯跡小苗木不裁立、定杭紛失之儘差置、其上、下草刈場にも不致故、野火燒等にて立枯に相成候類も有之不埒之事に候、前々申渡之趣堅く相守、並木立枯跡は勿論、一體間遠之場所は、小苗木栽立、生木之分は時々下草刈拂、定杭紛失の分は、其支配御代官・領主・地頭へ申立打建、並木敷地闕崩等は修覆を加、左右田畑用惡水路等へ切添場所者、元形之通可築足候、右之趣於相背者可爲曲事者也』と、宿々問屋年寄村々名主組頭等を戒め、二四九六(天保七)年四月、宿觸^②を以て、街道筋並木に付文政後觸出後、依然として左右へ闕崩れたる儘に放置し、並木を倒し又は枯跡へ苗木を植繼がざる場所も

並木敷地
闕崩修復

①驛肝録、新撰憲法祕録三

②内藤隼人宿觸

あり、不埒の次第なるを以て、敷地闕崩れの處は宿村役人共附添罷出で、置土・足土を施すべく、年來繁茂せる並木ある所は、追々小苗木を植足し生育する様取計ふべしと令達して、再び並木の養護を督戒し、二五〇二(天保一三)年九月、並木の制近來相弛みて、立枯・根返等多きのみならず、其伐跡に植繼がざる所もあり、且敷地を削りて田畑とし、或は並木際を掘付け、或は根際に焚火したるもあり、是等は宜しく寶曆以來の令達に基きて施行し、等閑に付せざる様と諭告し、二五〇三(天保一四)年十二月、道中奉行(註二二)より道中筋往還並木の儀に付、曩に見分糾方として御勘定方御普請役を派し、夫々指導督勵せしむる所ありたるが、尙時節を見計ひ、用意の木敷を植立て、根付く様精々心付け、油斷なく手入れすべく、銘々支配所宿村並木を進退する私領小給所村方の者へ命ずる様にと申渡せり。

(備考) 年代及著者不明なるも一地方書(註二三)中「往還の道、兩脇には木を種事、是いにしへよりの法也、されとも夏冬を辨へて、道に日のあたるをよくすべし、是方角を考成べし、冬道へ日の當るは、道かはきて往還の旅人もあたたかにてよく、夏は道に日のあたらぬ日陰在かよし、考にも成かたきは不_レ及_二是非_一可_レ成事ならば夏木冬木を考て種べし」と記せり。

前記は五海道を通ざるものなるが、尙該海道別による並木の施設は次の如し。

東海道ノ
並木

東海道 二二七四(慶長一九)年、僧集雲東海道を行旅し、三河國吉田(豊橋市)より二川(渥美郡二川町)に至る行路左右の松樹を見て『路傍松樹碧陰稠』の賦ありしが、尙行届かざる所あり、特に品川より駿河邊迄の間には、植足・手入等なく或は根返り多かりしを以て、二四

① 徳川理財會要

② 集雲和尚遺藁下

二二(寶曆二二)年六月、老中松平右近將監は、東海道助郷村々に對し「註二四・二五・二六」『東海道筋並木之義ハ、旅人往來之助ト相成候事故、枯木・風折・根返り等苗木植足シ可_レ然事ニ而、東海道之内遠州・三州邊ハ往還通り並木植付・道造り等手入も宜有_レ之趣ニ候處、品川

東海道 二二七四(慶長一九)年、僧集雲東海道を行旅し、三河國吉田(豊橋市)より二川(渥美郡

二川町)に至る行路左右の松樹を見て『路傍松樹碧陰稠』の賦ありしが、尙行届かざる所あり、特に品川より駿河邊迄の間には、植足・手入等なく或は根返り多かりしを以て、二四

二二(寶曆二二)年六月、老中松平右近將監は、東海道助郷村々に對し〔註二四・二五・二六〕『東海道筋並木之義ハ、旅人往來之助ト相成候事故、枯木・風折・根返り等苗木植足シ可レ然事ニ而、東海道之内遠州・三州邊ハ往還通り並木植付・道造り等手入も宜有レ之趣ニ候處、品川宿より駿州邊迄之間、並木植足シ道造手入等も無レ之、其上並木敷地田畑之内へ掘揚、並木根際迄掘付候故、大風之節根返ニ相成候所、又ハ一向並木無レ之場所も有レ之趣ニ相聞候、依レ之御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭より其所へ申渡、道中切狹候處ハ吟味之上前後道幅同様ニ道造致させ、道造相應之場所已來道幅不レ狹様いたし、並木敷地ハ小土手築立、田畑地境ニ立杭建レ之、村々高割に帳場ヲ割付、並木枯木・風折・根返之分早速苗木植繼、往還筋道造不レ及ニ大破ニ様、無ニ懈怠ニ致シ手入ニ候様申渡、右之趣宿々問屋・會所へ書付張置、永々違失無レ之様宿々江申渡候様、御料は御代官、私領ハ領主・地頭より可ニ申渡ニ旨令達し、同時に中山道及日光・奥州・甲州各道中へも同様に申渡せり。然るに二四三〇(明和七)年十月、代官所預り御林竝に並木〔註二七〕の内には、依然として往々立枯・風折・雪折・根返り等ありたるを以て、更に二五〇二(天保一三)年九月、先年以來數度諭告の趣が兎角厲行されず、近來特に弛廢せるの故を以て、苗木補植、境杭建設等に付懇々戒告する所ありたり。

(備考) 二四四八(天明八)年十月、高知藩の馬詰某が東海道を下れる時の日記十月朔日の項下〔註二八〕に『寅刻出浮島原(駿河國駿東郡)にて明ぬ、ふしの雪を先しらミ初たるいはん方なし、此所を吉原宿(駿河國富士郡吉原町)迄ハ殊ニ先日之風強く、津波入て家の軒に及□所なく、並松多くなをれ十日斗も汐引さりしとそ』四日の項に『寅刻出つ天龍の川

渡にて夜明ぬ、濱松を過て舞坂にかゝる間、殊松多折れ民家も多く潰れぬ、松はさし渡四尺五尺はかりなる木多くなをれたり』と記せり。

二五〇三(天保一四)年四月、東海道往還駿州庵原郡蒲原(蒲原町)宿並木松の風折あり、同富士郡鈴川村(元吉原村)の並木松に枯損あり、所管の代官は、之が伐採木一本につき三本宛の苗木代植を條件として拂下ぐることにしたき旨〔註二九〕幕府勘定所へ伺出でたり。

附

東海道附
近ノ並木

相摸國鎌倉雪の下鶴岡八幡宮前通の街路左右に並木〔註三〇〕あり、今尙依然として繁茂し、大に古跡の風致を添へ居れり、何れも數百年を経過せる老木なり。又同國三浦三崎の近傍道路兩側數拾間の間にも、松の竝立せるあり、是亦百年を下らざるべし。此類の並木は海道のそれとは異れりと雖、伐採を制禁せるは同様なり。

年代不明なるも、伊豆相摸兩國往還道に、河原清兵衛代官所より建てたる高札〔註三一〕に『此並木苗木うへつきの小松生立候やうに、所之者共念入可申候、竝往還之もの猥にぬき捨又は伐おり候事堅可爲停止者也』と揭示して、並木の保護に努めしめたり。

中山道ノ
並木

中山道 二三七〇(寶永七)年閏七月、中山道及支道各驛に對し、曩に並木松の植足等に付申渡せるところ、私領に於ては既に漸次植足し若くは從來の樹下に苗木を植繼せるを見るに拘らず、公領は今に開手する無し、總て是等の事は公領より先づ注意すべきなり〔註三二〕

と嚴達し、二四二二(寶曆二二)年六月、東海道等と共に督勵〔註二四・二五・二六〕せるも、尙徹底せざる所ありしが如く、二四八四(文政七)年五月、戸田采女正御預所〔註三三〕たる美濃國厚見郡(稻葉郡)鏡見村の往還並木中、根返り・蟲付等にて立枯となりしを以て、其跡へ苗木を植

中山道 二二七〇(寶永七)年閏七月、中山道及支道各驛に對し、曩に並木松の植足等に付申渡せるところ、私領に於ては既に漸次植足し若くは從來の樹下に苗木を植繼せるを見るに拘らず、公領は今に開手する無し、總て是等の事は公領より先づ注意すべきなり〔註三三〇〕

並木取締
ノ高札

と嚴達し、二四二二(寶曆二)年六月、東海道等と共に督勵〔註二四・二五・二六〕せるも、尙徹底せざる所ありしが如く、二四八四(文政七)年五月、戸田采女正御預所〔註三三〕たる美濃國厚見郡(稻葉郡)鏡見村の往還並木中、根返り・蟲付等にて立枯となりしを以て、其跡へ苗木を植付けたるも、往來の旅人踏荒し、又は手折る者もありて、兎角根付宜しからず、遂に枯木となり、村方難澁せるを以て、取締の爲御預所限りの高札を建てたき旨同所より伺出でたる處、岩瀬・石川兩道中奉行評議の結果、御預所限りの高札にては效果薄かるべく、寧ろ道中奉行と認めたる高札を建つる方取締行届くべしとて、左の如き高札案文を交附し、且右は同御預所に限らず、都ての街道並木の保護として同様の高札を建てしむることとせり。

定

往還並木近邊ニ而たき火いたし、又はうゑ付置苗木枝折取荒すへからず、若相背におゐては曲事たるへき事

引繼書類
中ノ並木
事項

而も尙十分なるを得ざりしにや、木曾路の如きは、二五一八(安政五)年五月、富田織部〔註三四〕の紀行中に『出立之日より降雨、信州追分邊迄凡路程四十五里之間、深泥没_レ膝、霽後如_レ燒照上り、路傍並木少く大困』と記せるが如き有様なりしなり。二五〇四一七(弘化)年代後、幕領笠松代官所(美濃國羽島郡笠松町)に於る引繼書類中に、御林竝往還並木に關し、左の如き箇條〔註三五〕あり、同道並木施設に付當事者の注意を示せり。

一、中山道並美濃路往還並木之儀は、鈴木門三郎殿並松下内匠殿御支配之節改候並木帳引渡有_レ之候處、去ル丑年御林帳一同相改、去ル巳年中並木帳取調出來ニ付、御勘定所ニ申立引替、古帳引上、新並木帳相渡置候段申送、並木帳控引渡有_レ之候間尙又引渡申候。

一、右往還並木敷地を田畑等に切添、其上苗木植付方等も不_ニ行届_一由を以、去ル未年中宿宿の御觸有_レ之、其後も等閑ニいたし置候哉ニ相聞候由を以、取締方之儀、石川主水正殿御印狀を以被_ニ仰渡_一候ニ付、早速宿村々呼出申渡、苗木植付方等爲_ニ取計_一候段、先ニ申送書物類引渡有_レ之候處、天保十三寅年並木手入苗木植付方敷地定杭打建等之義ニ付被_ニ仰渡_一有_レ之、其後苗木植付手入方等追々被_ニ仰渡_一候ニ付、支配所内は勿論、並木進退村々にも其時々嚴敷申渡、出役も差出、取締方申付置候段申送一件書物引渡有_レ之候間、尙又引渡申候。

一、前條被_ニ仰渡_一之趣を以、並木之内木薄之場所の苗木植付方取計候處、不_ニ根付_一以前枝打取荒候ニ付、爲_ニ取締_一新規制札建方之儀願出、弘化元辰年十二月中伺之上、宿村々々制札相渡請書取置、其段申送一件書類引渡有_レ之候間、尙又引渡申候。

(備考) 二五〇〇(天保一一)年十二月、前橋藩への書上に、勢田郡北橋村(上野國勢多郡)の並木(註三六)は目通周圍六尺より八寸迄の松木百九拾七本あり、又二五二九(明治二)年八月の書上に、澁田往還(註三七)拾四町拾四間内に、目通周圍三尺より四尺迄の松木百四拾七本を算せりと云ふ。

甲州道中

二四二二(寶曆二)年六月、幕府は東海道其他の諸道と共に並木に付て督勵(註

二四・二五・二六)せるは前掲の通りなるが、二四八二(文政五)年、葦崎(甲斐國北巨摩郡)ムロケ原間及

葛木(信濃國諏訪郡落合村)金澤(同郡金澤村)間の並木を植付けしめ、二四九五(天保六)年『御林并往

(備考) 二五〇〇(天保一)年十二月、前橋藩への書上に、勢田郡北橋村(上野國勢多郡)の並木(註三六)は目通周圍六尺より八寸迄の松木百九拾七本あり、又二五二九(明治二)年八月の書上に、澁田往還(註三七)拾四町拾四間内に、目通周圍三尺より四尺迄の松木百四拾七本を算せりと云ふ。

甲州道中
ノ並木

甲州道中 二四二二(寶曆二)年六月、幕府は東海道其他の諸道と共に並木に付て督勵(註二四・二五・二六)せるは前掲の通りなるが、二四八二(文政五)年、葦崎(甲斐國北巨摩郡)ムロケ原間及葛木(信濃國諏訪郡落合村)金澤(同郡金澤村)間の並木を植付けしめ、二四九五(天保六)年『御林并往還並木等木薄之所者植付、百姓持林其他空地之場所植物元木等無_二等閑_一可_二取計申_一事』(註三八)と令達せり。

附

甲州道中
附近ノ並木

二三六五(寶永二)年閏四月、幕領なる都留郡忍草村(南都留郡忍野村)に於ては、御仕置五人組帳前書(註三九)の一條中、道筋並木は御林同前たるべき事と規定して、並木の風折・立枯等あらば、早速名主山守立會の上木數等を調査して書上げ、又荒間あらば下命なくとも苗木を植繼ぐこととせり。

日光道中
ノ並木

日光道中 二三〇八(慶安元)年四月、松平右衛門大夫正綱は、日光より今市、今市より文狭(下野國上都賀郡落合村内)大澤(河内郡大澤村内)竝に大桑(同郡豐岡村内)に至る街道の左右及山中拾餘里の間に、二拾餘年間に互りて杉を植樹(註四〇)し、東照宮に獻じたり。

(備考) 二三二二(承應)年代、林羅山の日光に詣でたる紀行(註四一)中に『四日出_レ自_三鉢石_一、歸路宿_三楡木驛_一、今市村外有三道、其一則通_三宇都宮_一、其一則往還鹿沼、此兩途左右傍、植_三杉木_一千萬株、或細小或喬大、或新而夭、或碩而蕃、與_三古松_一相雜者亦間有_レ之、松平右金吾正綱所_三移栽_一也、以_レ願爲_三日光社木_一故而已、是行也_三欲_レ往_一見宇都宮、

章五 交通的林系 二 往還並木

然以_二其路_一迂遠故復還_二于來路_一。

馬背西風秋未_レ徂。野州處々景何殊。松杉惟背金吾棒。衛護日光邊畔途。

と記し、安井息軒亦同地に遊びて『至_二今市_一行杉自_二西南_一來合、所謂例幣使道也』と記せり。又年代は不明なるも一方書〔註四二〕に『杉は是以て松に劣らぬ名木也、又さし木にも付木也、然共百年を過_レハ木にすい立候て上材遣ひかたし、先年御勘定奉行松平右衛門大夫、日光_二千本の杉を取植置たる今は、大概すい立或は立枯に相成たり、然共残りて有也と聞』と記せるものあり。

並木見分

二二七二(正徳二年)九月、日光海道林の見分あり、御被官組頭豊田某に銀拾五枚、御徒目付小堀某に同拾枚を賞賜したるは、幕府の如何に該並木に關心したるかを知るに足るべく、二四三〇(明和七年)五月、日光下『並木枝繁り申候所ハ見分之うへ枝打はらひ候様に可_二申付_一候事』〔註四三〕と達せられ、二四四九(寛政元年)四月、道中奉行根岸肥前守〔註四四〕より『井上一三郎領分、野州芳賀郡羽生田村(下野國下都賀郡稻葉村内)地内日光道中、長四百七拾五間程之場所、兩側並木茂り、往來日當り兼、冬分は別而氷強く、人馬難儀仕竝古木枝々等も相見、風雨之節ハ、往來怪我等之儀も心遣奉_レ存候、且又田地も木蔭ニ相成候場所ハ、自然と出來方も不_レ宜候旨ニ而、右並木伐透之儀村方より願出申候、尤右往還續御地頭ニ而も、伐透有_レ之候場所見請候趣も申出候間、右御竝合ニ準し枝葉茂り候分伐透、古木等ハ見合根伐仕候儀不_レ苦儀御坐候哉』と伺出でたるに對し、同年同月付札を以て『御領分日光道中、野州羽生田村附往還並木生茂り道惡敷、往來人馬之難儀ニ相成、田地差障候上は、枝葉伐透、

並木枝葉伐透

①東游紀行

②文露叢十

古木等之分ハ根伐いたし、猶又苗木植繼、猥ニ木數不_レ減様御申付有_レ之候様存候』と復牒し、二四七九(文政二年)三月、兩街道並杉見分〔註四五〕あり、野口村(下野國上都賀郡日光町内)瀨川村(同郡今市町内)今市宿(同上)森友村(河内郡大澤村内)其他に於て、目通周圍四尺廻り以上、一丈

透有^レ之候場所見請候趣も申出候間、右御竝合ニ準し枝葉茂り候分伐透、古木等ハ見合根伐仕候儀不^レ苦儀御坐候哉」と伺出でたるに對し、同年同月付札を以て『御領分日光道中、野州羽生田村附往還並木生茂り道惡敷、往來人馬之難儀ニ相成、田地差障候上は、枝葉伐透、

①東游紀行

古木等之分ハ根伐いたし、猶又苗木植繼、猥ニ木數不^レ減様御申付有^レ之候様存候』と復牒し、二四七九(文政二)年三月、兩街道並杉見分〔註四五〕あり、野口村(下野國上都賀郡日光町内)瀨川村(同郡今市町内)今市宿(同上)森友村(河内郡大澤村内)其他に於て、目通周圍四尺廻り以上、一丈四尺廻りの杉木三拾六本の根朽惡、根枯惡、雷落末枯、根燒中枯等あるを發見し、二四八三(文政六)年九月、東街道並杉の見分〔註四六〕を行はしめ、總計五拾九本の處分方を夫々決定し、所野村(上都賀郡日光町内)丁場より大澤宿(河内郡大澤村内)丁場迄の並杉千三百三拾二本を算せり。又二五一三(嘉永六)年九月、水無村(河内郡大澤村内)掃除丁場の内字松山の並杉中、朽枯根返りとなりたるものある旨、同村々役より届出でたり。

(備考) 二四四七(天明七)年五月、古河古松軒が、巡見使日光道中巡見の様様を叙せる中『城主戸田侯(宇都宮七萬八千石)小金井の邊より街道の左右に樹木繁りて、日影はいふに及ばず雨も洩らぬ様に見へたり、檜・榎・松・杉の大木蒼々と茂り合て、間々に田畑有^レ之、能き道也(中略)偕江戸を發足せしより、ひたすら北方に向て進み行、宇津宮迄は砂地の平なる道路にて石もなし、宮を離れてより石道にて歩行になやめり、左右の並木も漸々絶々に成て、人家も彌佗しく、言語なども次第に劣行也』と記し、當時の實況を髣髴たらしむ。

水戸佐倉道

水戸佐倉道 本道並木に關する史料には、未だ接するを得ざるを以て、茲に之が施設の如何を掲げ難し。

附

二三九八(元文三)年三月、武藏國豊島郡大久保新田(大久保町)五人組帳の前書に『御林竝往

①史蹟精査報告第一 ②東遊雜記 ③五人組法規集

還道並木風折等有_レ之者、當分通路障りに成不_レ申様に仕置、早速注進可_レ致事』と規定し、二四六七(文化四)年春、土屋保三郎領分、常陸國新治郡中村(東村内)地先荒川堤水戸往還並木〔註四七〕之内、前年野火に焼かれたる松木七拾本の中二拾五本枯木となりたるに付、之を切拂ひたる跡に苗木を植繼ぎたり。

奥州道中
ノ並木

奥州道中 二三三九(延寶七)年三月、幕府は奥州海道に對し〔註四八〕『奥州海道に道筋並木之松ニきれ候處數多有_レ之由ニ候間、早々手代遣_レ之爲_レ致_レ見分、相應之松木植候様ニ可_レ被_レ申付候、大成木はつきかね可_レ申候間、小ふり成木を植させ可_レ被_レ申候、但右之松木植候人足扶持、今度ハ從_レ公儀可_レ被_レ下候條、木數人數等吟味之上、委細書付記_レ之可_レ被_レ御下知候、若相應之松木御代官所之内近邊ニ無_レ之候は、何様ニ被_レ致候而成は植付被_レ申哉、其段も可_レ被_レ申越候、並木之松荒候儀ハ、日來心付無_レ之故右之通と相見へ候、油斷之至候、其所之者共ハ□無_レ構儀不届ニ候、向後荒候は、其所之者可_レ爲_レ越度候間、常々心を付、自然枯候か、風雨にて倒候儀有_レ之時ハ、所之者役ニ懸ケ植立候様ニ急度申付可_レ被_レ置候、不_レ及_レ申候得共、面々御代官所之分ハ、折々手代を差遣爲_レ致_レ見分、不_レ荒様ニ可_レ被_レ申付候』と達し、尙二四二二(寶曆二)年六月、東海道等と共に令達〔註二四・二五・二六〕督勵するところありたり。

(乙) 脇 往 還

脇往還は五海道以外の道路、即ち奥州路・水戸往還・北國路・中國路・四國路・九州路等是なり。

二五・二六〔督勵するところありたり。〕

(乙) 脇 往 還

脇往還は五海道以外の道路、即ち奥州路・水戸往還・北國路・中國路・四國路・九州路等是なり。

イ 奥州路及其附近

白河藩内ノ並木

白河藩 藩主松平定信は、二四五六(寛政八)年より町益の爲に毎歲山林に杉・櫟等を植付けしむると同時に、公道に並木を植うることに二四五九(寛政二一)年迄に及び、尙二四六四―七七(文化)年代、白河町〔註四九〕より白坂驛迄に赤松の並木を植付けしめ、其一町毎に落葉松一本宛を交植せしめたるは他に類例尠し。尤も白河町以北にも赤松を植ゑたれども、落葉松は交植せざりしと云ふ。是より先、二四二〇(寶曆一〇)年二月、奥州街道より東入りの石川郡山小屋村(須釜村)は、五人組御仕置帳〔註五〇〕の條々に『並木有來候場所枯失(候ハ、カ)毎年植立可申候』と定めて、並木の保育に努めたり。

(備考) 二四五六一九(寛政八一)年代、白河藩儒臣廣瀨典は、藩主定信の傳を叙して『御城下南は境の明神、北は須賀川(岩瀬郡須賀川町)上小屋村(大屋村カ)まで道の兩頬に並木を植、橋を修覆し置るゝに、公の御封内へ入れは問はずして様子分るなり、山林へ御仕立の杉・櫟・栗・くの木・檜・松・柏・唐松・檜・柏・胡桃・榎・男松・桐・たもの木・楮・桑・漆・みつまた・枳・柿・寛政十二年まで凡そ八十二萬三千四百七十三本也、其後も追々苗木出來れば、實に夥たしき事にて、已に文化六年の大火には御家中町までも八千餘の木を下されたり』と云へり。

奥州幕府領内ノ並木

幕府領 一二二八八(寛永五)年、磐城國西白河郡小田川村(小田川村内)は、村定中に、往還道

①白河樂翁 ②羽林源公傳 ③福島縣林政紀要藩政篇

筋の兩側に土手を築き、芝をふせ、並木に漆・松・杉等土地を考へ植栽すべしと規約して、並木の充實を圖れり。

會津藩内
ノ並木

會津藩 二四六七(文化四)年十月、岩代國耶麻郡大寺村(磐梯村内)松山の内、大寺海道の道脇にて山役銀納と成り居れる梵字清水の並松伐採の儀につき、山役所より猪苗代代官所に對し、右海道脇並松(註五一)は飾りともなるべきものに付、二間通り伐採を禁じて殘し置くか、又は銀目山を止めて御林とすべきか、兩様の内村方吟味の上答申されたしと通牒し、二四六八(文化五)年八月、戸ノ口郡役所(註五二)は『大寺通三原(耶麻郡磐梯村内)戸ノ口通(同郡翁島村内)原野共ニ人家無_レ之、雪中往來之者難澁致候ニ付、追々並松植立等も有_レ之候得共、未々雪中凌ニ相成候程ニモ無_レ之候間、道筋兩脇江杉・松之内植立繁茂致候ハ、往來之憂を除可_レ然義ニ候』とて、其仕法竝手當方を藩に伺出でたるが、二四七三(文化二〇)年八月、同郡役所は、並木なき往還濱路筋村々に對し、明松メイマツの並木を仕立つべき筈なるに、之を顧みざるものあり、不時の節は勿論、旅人の支障ともなるべきを以て、怠らず之を仕立つべき旨申渡(註五三)したり。一面同年十一月、大寺村領分銀叡山(註五四)の内梵字清水の街道並松中、雪折・根返りとなり、往來の支障となるを以て伐採し、其旨を同村肝煎より届出でたるあり、當時既に相當に生長したる並木の存したる地方の在りしは言ふを俟たず。又二四七八(文政元)年六月、猪苗代(耶麻郡猪苗代町)湯達澤新田佐賀某の願に依り、猪苗代大寺街道上原に

並木を植立つると共に、野火制道方を同人に委任(註五五)したるが、之に反し村持地内の並木にして、無斷伐採さるゝものありしを以て、二四九一(天保二)年七月、戸ノ口郡役所は『凡而街道筋有_レ之候並松之義、御林ニ無_レ之場所多、中ニハ銀目差出候村方持前之場所_レ

雪折・杉返りとなり、往來の支障となるを以て伐採し、其旨を同村所煎より届出てたるあり、當時既に相當に生長したる並木の存したる地方の在りしは言ふを俟たず。又二四七八（文政元）年六月、猪苗代（耶麻郡猪苗代町）湯達澤新田佐賀某の願に依り、猪苗代大寺街道上原に

並木を植立つると共に、野火制道方を同人に委任〔註五五〕したるが、之に反し村持地内の並木にして、無斷伐採さるゝものありしを以て、二四九一（天保二）年七月、戸ノ口郡役所は「凡而街道筋有之候並松之義、御林ニ無之場所多、中ニハ銀目差出候村方持前之場所、之、勝手次第致ニ伐木ニ候由、警輕路たりとも並木有之候得ハ、往來之旅人寒暑之凌ハ勿論、節ニも相成義ニ付、盛木方取計候様被ニ仰付ニ」〔註五六〕とて、自今御制木伐木の節は極印を受くべき事、雪折木或は盜伐等ありたる節は、早速吟味報告すべき事、盜伐したる者は過料に處せらるべく、犯人不明の時は其地所領分の村方へ過料を課すべき事等を管内各村に達し、二五一五（安政二）年九月、豫て猪苗代街道並松の監守〔註五七〕は、地下人のみにては取締不行届の廉もあるべきにつき、五十軒足輕の内二名を以て本務の傍ら並松制道守人を兼ね勤めしめしが、此度勤務中袴着用を免許し、右足輕をして並松枯失植繼等に益々出精せしめんことを圖れり。

米澤藩内
ノ並木

米澤藩 二四四一—一八（天明）年代、米澤藩の山林臺帳〔註五八〕に、吹屋鋪の並松、土手之松百九拾二本の記載あり。二四五二（寛政四）年七月、藩の諮問〔註五九〕に對し、沖合薪不自由なる所の道通へ、道印ハンノキを植立て年々刈りて薪に充てしめ、川端竝溝端の左右へも植置かせて薪を足さすべしと答申したる者あり。

中村藩内
ノ並木

中村藩 中村藩領なる磐城國相馬郡及雙葉郡の一部に於ては、夙に軍事上の見地より並

木の風枯損木伐採に際し、竹木奉行の外、軍者の立會見分を要することゝしたるが、二四五
一(寛政三)年六月、日下石村(相馬郡日立木村内)の百姓共を、同年正月の大風にて倒れたる海道
並松の枝木盜伐(註六〇)の廉にて過料三百文、在郷にて三日御呵の科に處し、尙藩は竹木盜
伐目録を調製し、二四八七(文政一〇)年十月以來二五〇五(弘化二)年十一月に至る間の、並木
の鬮打根掘取等に付、役人無念竝村過料杯の處分方を一々記録(註六一)に留めて後鑑とせ
り。二四九六(天保七)年正月、藩は『海道並松は、村方場所ニより潮風除並木植次等、是又時
節を不損様抄倒可仕』(註六二)と定むるに至れり。

仙臺藩内
ノ並木

仙臺藩 二二六八(寶永五年)六月、仙臺藩主、宮床(陸前國黒川郡宮床村内)の宮中八幡宮へ參詣
の砌、道脇へ柳(註六三)の植付けあるを見て、前年松・柳の植付方を申付けたるは本海道の
ことにて、畑道に植ゑては結句道も悪くなるべく、自今海道へばかり植ゑて、脇道へ植う
ること無用なりと命じ、同年八月藩は、往還道脇へ植立つべき松・杉・漆・柳等につき左
の如く指示(註六四)したり。

一 柳ハ枝を切候而植申候故、もへ出申内、往還之者わさ(抓取)ニもいたし申儀と存候、小
柳ヲ能堀り候而、根まゝ植立可然候、但海道せまく候所へハ、柳植候而可然ト存候
一 杉ハ、長貳尺倍ノ土竝くれ共ニ相付候而、念ヲ入痛不申様ニ堀り方いたし、海道之廣
キ所へ植可然候

一 松ハ、成木申候得而ハ、田畑之障ニ成候由候間、各御見届、田畑指支ニ不_ニ相成_一所ハ
是又苗木爲_ニ御植_一可然候

一 漆ハ、成木或候得ハ、上ニ茂御勝手ニ成儀候間、空地土手ハ勿論、脇等へも爲_ニ御植_一

柳ノ前堀り候而、根まゝ植立可然候、但海道せまく候所へハ、柳植候而可然ト存候
一杉ハ、長貳尺倍(位カ)ノ土竝くれ共ニ相付候而、念ヲ入痛不申様ニ堀り方いたし、海道之廣
キ所へ植可然候

一松ハ、成木申候得而ハ、田畑之障ニ成候由候間、各御見届、田畑指支ニ不ニ相成一所ハ
是又苗木爲ニ御植ニ可然候

一漆ハ、成木成候得ハ、上ニ茂御勝手ニ成儀候間、空地土手ハ勿論、脇等へも爲ニ御植ニ
可然候

二三九一(享保一六)年七月、同藩山林方ノり役大越某は、其扱に係る深谷手網村林境の外に
於て、百姓自分植立の松が、海道往還に指支ふるの故を以て伐採(註六五)せしめたる廉によ
り、鹿略の仕形不念至極なりとて役目を召放し蟄居を命ぜられたり。

往還並松
禁削

二四七二(文化九)年二月、國分根白石村(宮城郡根白石村内)は、御林竝往還通りの松(註六六)を削
ることを堅く禁ぜられ、若右の所行を爲す者あらば訴人すべく、訴人せば縦同類たりとも
其科を免じ、褒美を與ふべき旨の令達に對し請證文を差出し、二五〇五(弘化二)年四月、山
中通往還海道は、一圓に並木なきを以て、往來諸人の暑中難儀を慮り、松・柳等の植立(註
六七)に付、刈田郡上戸澤川・下戸澤川(小原村内)・渡瀬川(七ヶ宿村内)・關町(同上)・清野川・峠田町・
湯原町(七ヶ宿村内)の各肝入衆・檢斷衆に布令する所あり。二五一二(嘉永五)年三月、曩に命
ぜる山中七ヶ宿通往還海道手入竝に杉植立の儀に付、所々之を等閑に付するものあるの故
を以て、刈田郡の大肝入阿部某をして『此度之儀、右様ニ而ハ不ニ罷成、早速取立候様、尤
來月上旬御當役様御巡村、御見分被ニ成置ニ候段共ニ被ニ仰渡ニ候間、不ニ捨置ニ吟味首尾可レ

松ヨリハ
杉

在之』〔註六八〕と、管下の肝入・檢斷衆に達せしめたるが、同郡係役人より右大肝入に沙汰したる處は、先づ以て早速の處、松よりは杉を植立つべき旨慫慂し、追々成木せば橋材の用にも立つべく、植繼を怠らざれば兩全の方策なりとて、野火防ぎ、養育方に就て特に注意を促したることなり。

盛岡藩内
ノ並木

盛岡藩 二三一六(明曆二)年二月、盛岡藩は花巻街道(陸中國稗貫郡)に松〔註六九〕を植ゑしめたるが、二三一七(明曆三)年三月朔日、藩主南部山城守重直〔註七〇・七一・七二・七三〕は江戸表出立、同十五日下著、郡山(紫波郡日詰町内)より津志田町(同郡見前村内)迄歩行し、領内街道の悪しきを目撃して、新道を造り兩側へ並木松を植立て、日光街道の如く改め度しとて、花巻筋は城代、盛岡より郡山迄と雫石(陸中國巖手郡)とは赤前某・日野某、盛岡より奥筋は工藤某・町野某を夫々奉行に任じ、新道を開鑿し或は本道の屈曲を直すと共に、並木松を植付けしめたり。此工事二三一九(萬治二)年まで繼續〔註七四・七五〕したるが如し。

(備考) 二五〇八一(三(嘉永)年代)宿^①郡山、行程五里盛岡至、是大道如砥、其直如箭、道松鬱蒼と記せる者あり。

二三二一(寛文元)年八月、盛岡〔註七六〕より中山(巖手郡御所村内)迄の道筋道脇に植ゑたる並木松枯れたるに付、工藤某等五人に命じて植繼を差圖し、道狭き所は脇へ擴げて植ゑ、巖石等ありて植難き所は其儘差置かしむることとし、之に従事する小者一人に一日九合づゝを給米〔註七七〕せしめ、二三三二(寛文二)年四月〔註七八〕、黒澤尻村(和賀郡)の田の畔並松四五拾間

①東北遊日記

程、十二丁目村(稗貫郡花巻町及矢澤村内)及宮の目村(同郡宮野目村)同松三拾間程、何れも風に倒れたる爲杭を添へて之を立起したるが、尙郡山日詰町(紫波郡赤石村内)先に拾五六間の並木松通迄缺けあるに付道を附替へ、並木松茂りて笠などに障る所は剪らせて然るべく、爰許より

ありて植難き所は其儘差置かしむることゝし、之に従事する小者一人に一日九合づゝを給米〔註七七〕せしめ、二三三二〔寛文二二〕年四月〔註七八〕、黒澤尻村〔和賀郡〕の田の畔並松四五拾間

程、十二丁目村〔稗貫郡花巻町及矢澤村内〕及宮の目村〔同郡宮野目村〕同松三拾間程、何れも風に倒れたる爲杭を添へて之を立起したるが、尙郡山日詰町〔紫波郡赤石村内〕先に拾五六間の並松木通迄缺けあるに付道を附替へ、並木松茂りて笠などに障る所は剪らせて然るべく、爰許より鬼柳〔和賀郡〕迄の間四五間程も並松なき所は、當秋植付けたしと係役より申出で、二三三三〔延寶元〕年十月、仙北町〔巖手郡本宮村内〕同心丁端れより鬼柳舟場迄、竝に夕顔瀬〔同郡厨川村内〕より雫石町迄の街道通兩側〔註七九〕へ、先年植置きたる松・漆枯れたるを以て、來年より三ヶ年間に、松又は漆を一間に一本宛植繼ぐべく、其代償として、松の枝上五階を残し下枝の分拂受けたしと願ひ出でたる者あり『畑野方ニ而松・漆二通植候所は、松・漆共に二通植可申候、田方ニ而一通植候所ハ、松ニ而も漆ニ而も奉行の差圖次第植可申候、尤下枝拂之時分ハ、奉行可被遣候間、木之大小に寄り、五重七重に不限定遣候、年紀三年之分ハ、奉行人之差圖次第、段々下枝拂可申候、奉行人不被遣ニは切申間敷事、漆之苗は、此方より可遣候、苗無之候は、漆の實可遣候間、ふせ置段々植可申事、松に蟲付候は、油斷不仕、其方共走廻、蟲多不成内精を取出可申候』等の條件を以て之を許され、翌二三三四〔延寶二〕年九月、之が奉行〔註八〇〕を任命、二三三五〔延寶三〕年三月見分〔註八一〕を了せり。

二三四〇〔延寶八〕年三月、花巻道筋鬼柳まで並木松の下枝卸〔註八二〕しを行はしめたるが、往松の根迄田打返し、松倒るゝことあるを以て、注意すべき旨道筋百姓に申付け、二三八

並木松下
枝卸

四(享保九)年四月、盛岡五代官より、街道並木松の脇より四尺は土手代分とし、外に二間引除き杭打立て、都合二間四尺の内へ堰通すべしと郡山・花巻二郡へ沙汰〔註八三〕し、二四〇四(延享元)年二月、藩〔註八四〕は代官等に對し、往還街道の並木松保護に關して嚴重に警告する所あり、同年四月、夏坂村(陸奥國三戸郡上郷村内)より田子村(同上)迄の往來並木松漆植立奉行〔註八五〕を命じ、二四〇六(延享三)年十一月、更に諸代官及山奉行に對し、海道並木植付〔註八六〕竝に諸植木には、時節を考へ土地の状況に應じて、效果あらしむべき様注意し、二四〇七(延享四)年五月、海道並木或は一里塚之木、其外諸木に絡る藤蔦〔註八七〕の類は、成木の妨げとなるを以て剪取るべき旨指示したり。

二四一七(寶曆七)年九月、街道並木松にして風折等〔註八八〕ありたる節は、今後御勘定所へ届出づべきこととし、二四二五(明和二年)十月、山奉行に對し、田名部町(陸奥國下北郡)外れより一里小屋向迄『並木松飛々にも植立、外何木にても立林、末々往來之左右並木平林之様ニ植立可申旨』〔註八九〕命ぜられ、二四三三(安永二)年三月、同藩の御勘定所は、往來並木松稠密なる場所のようた打取締方〔註九〇〕を令すると共に、並木松植繼なき場所に松を植立つべき旨沙汰し、二四三五(安永四)年三月〔註九一〕、鹿角街道(羽後國)田頭(巖手郡田頭村内)道並木の植立奉行二人を任命し、植繼植足に付訓示する所あり、又上田通(巖手郡)厨川通(同上)沼宮内通(同上)各代官、並木植立奉行、大更御新田(巖手郡大更村)奉行、盛岡西根及沼宮内御山奉行等に

並木松よ
うた打取
締

對しては『鹿角街道栗谷川村(巖手郡厨川村)と田頭村迄四拾餘里之野道、往來之者道筋取失迷惑仕候旨、從前々々相聞得候付、先年松木・雜木等一本木邊ニ而植立手入被仰付候處、往來之者不埒或牛馬之障ニ而成木ニ至兼候、然處近年冬道通用不自由ニ而、雪中怪我等も

き旨沙汰し、二四三五(安永四)年三月(註九一)、鹿角街道(羽後國)田頭(巖手郡田頭村内)道並木の植立奉行二人を任命し、植繼植足に付訓示する所あり、又上田通(巖手郡)厨川通(同上)沼宮内通(同上)各代官、並木植立奉行、大更御新田(巖手郡大更村)奉行、盛岡西根及沼宮内御山奉行等に

對しては『鹿角街道栗谷川村(巖手郡厨川村)の田頭村迄四拾餘里之野道、往來之者道筋取失迷惑任候旨、從前々々相聞得候付、先年松木・雜木等一本木邊ニ而植立手入被_レ仰付候處、往來之者不埒或牛馬之障ニ而成木ニ至兼候、然處近年冬道通用不自由ニ而、雪中怪我等も有_レ之趣相聞得候付、尙又今度並木植立之御趣意別紙之通御百姓江被_レ仰付、盛岡・栗谷川・沼宮内・大更御新田支配迄、志有_レ之者連々植付候様可_レ申含候、委細別紙被_レ仰渡候通、往來之目印ニ相成候様致_レ成木候様致候得者、至而御用私用旅人無_レ滯助ニ相成、且植付之木數御帳ニ留置、成木之上、子孫ニ至候共其砌御褒美被_レ成下候間、數ヶ村之内格別志之者も可有_レ之候條、銘々支配中念頃_〇ニ申含、並木成就仕候様ニ取扱可_レ申候』と懇切に諭示する所あり、同時に栗谷川通・沼宮内通・上田通の百姓等に對しても、諸人の救に成ること故、木數の多少に拘らず植付けたる者は、御上の御趣意にも相叶ふを以て、末々小百姓まで追々植立つべしとて、左の如く其條々を指示せり。

並木植立條々

一栗谷川通夕顔瀬片原丁先_〇沼宮内御代官處田頭村迄、野道幅二拾間程ニいたし、一尺位_〇二尺位迄之小松、其間三間置位ニ植立可_レ申事。但小松は、手寄之所_〇勝手次第取可_レ申候、其筋江斷ニ不_レ及候、尤植付候節椽之廻り四五尺四方芝くれ切廻し、野火之防ニ相成候様心懸植可_レ申事

一植付候者ハ奇特之志ニ候間、植主之名元・郡・其木數・年月・何村之誰與、木をけつり

出印候而立置可_レ申候、植付・植仕廻共ニ訴ニ不_レ及候事

一片原丁・すがう・一本木(巖手郡)松川村(同)田頭村(同)、此五ヶ所江御帳一通宛御渡被_レ成候間、小松植付之もの手寄之御村ニ而、右御帳江木數・名元・場所共ニ書留可_レ申事

一高根道通用・兩鹿角奥通・盛岡五御代官處、在町并諸士寺社迄、右御趣意之儀御沙汰被_レ成、都而旅行之者不愼之儀無_レ之様堅被_ニ仰付_一候間、右植付場所江野火付候もの見當候ハ、諸士寺社たりとも無_ニ遠慮_一咎、名元聞届、御帳宿江早速爲_レ知、御帳宿_ハ植立奉行江訴出可_レ申事

一往來之者、右植木江相障、剪折・踏折抔致候ハ、壹本之代ニ拾本宛爲_レ植可_レ申事

一牛馬踏折候敷枝葉喰候ハ、牛方馬方之者致_ニ吟味_一、牛馬主_ハ壹本之代ニ五本つゝ爲_レ植可_レ申事。但植立木江相障候を見當候ハ、名元聞届、手寄之御帳宿江爲_レ知置、植立奉行並手先之者共見廻候節訴可_レ申候、若見當候砌不法申募候者有_レ之候ハ、捕押、御帳宿江預置可_レ申事

尙管下の諸士・諸醫及飯岡通(陸中國紫波郡飯岡村)見前通(同郡見前村)向中野通(同國巖手郡本宮村内)福岡通(陸奥國二戸郡福岡町)三戸通(同國三戸郡三戸町)五戸通(同郡五戸町)七戸通(同國上北郡七戸町)野邊地通(同郡野邊地町)兩鹿角通(羽後國鹿角郡)に對しても、右同様の趣意を觸れて、一般に並木の保育を戒告する所ありたり。

二四三六(安永五)年正月、領内並木松植立奉行(註九二)を任命し、同年十二月、藩(註九三)は鹿角街道並木植立奉行高橋某に對し『其方儀、夕顔瀨向海道一本木(巖手郡)ハ大更町田頭町之間、左右並木植立並御新田附立林外、御藏給所炊料山林立共兼帶御用懸被_ニ仰付置_一候處、

通(同郡野邊地町)兩鹿角通(羽後國鹿角郡)に對しても、右同様の趣意を觸れて、一般に並木の保育を戒告する所ありたり。

並木松植
立奉行表
彰

二四三六(安永五年)正月、領内並木松植立奉行〔註九二〕を任命し、同年十二月、藩〔註九三〕は鹿角街道並木植立奉行高橋某に對し『其方儀、夕顔瀨向海道一本木(巖手郡)の大更町田頭町之間、左右並木植立並御新田附立林外、御藏給所炊料山林立共兼帶御用懸被_二仰付置_一候處、去當年心を用、御百姓共爲_二相勵、數千間之場所兩側植立、根付相揃、尤立林炊料山共相茂り宜趣』を以て、又同奉行村上某に對しては『其方儀、夕顔瀨向より一本木先海道迄、並木植立御用懸被_二仰付_一候處、去當年心を用、自力を以數十間之場所兩側植立根付宜趣』を以て、縞紬一匹宛を賞賜し、二四三九(安永八年)正月、右高橋某に對し、更に御紋御小袖を賞賜〔註九四〕されたり。同人が百姓を督して二拾里の間に植付けしめたる並木松は、實に一萬餘の多きに達したりと云ふ。同年七月、鹿角街道夕顔瀨片原丁向より田頭迄四拾餘里の廣野に、旅人雪中の目印として、去る安永四年植立しめたる並木松〔註九五〕は、植繼・植足共に了りて一通り成木したるが、今後尙年々枯植・野火留・ほそけ(細毛)等に心を用ひ、怠無く手入すべく、又植足松苗を手寄御山より出すに際し、差支へざる様平素心懸くべき旨沙汰したり。二四三二―四〇(安永年代、田名部(陸奥國下北郡田名部町)地方に『橋はみな、御役所は二度建にけり、笞部の並樹、蘆崎の松』〔註九六〕といふ落首行はれ、代官大卷某在勤中の治績を讃へしものとして、該並木が、二四三五―七(安永四―六)年代に植付けられたる證左と言傳へらる。二四四一(天明元年)三月、藩は街道並木松〔註九七〕の件に付、更に上田通

笞部ノ並
樹

ようた打
取締戒飭

(巖手郡玉山村内)飯岡通・向中野通・見前通・日詰長岡通(紫波郡長岡村内)大迫通(稗貫郡大迫町)福岡通・三戸通・五戸通・雫石通の各代官に對し『往還街道之並木松等、古來心盡し植立候處、徒者有^レ之ようた打或は根を切候故、風折等數多有^レ之候、右等之儀ハ、□□之者ハ致間敷事ニ候、尤近年植繼之小松之枝を切、或は引倒候類相見得申候、以之外不^レ宜候』とて、厳しく注意を促したるが、右の趣旨は、既に二四〇四(延享元)年二月發令せられ、其後も度々沙汰せられたる所なるも、營に厲行せられざるのみならず、近年に至り、ようた打する者など多く、紀律弛むに至りたるを以て、更めて戒飭したるものなり。二四四二(天明二)年二月、目付浦上某・四戸某は、更に鹿角街道田頭迄之間並木松植立御用懸(註九八)を命ぜられ、二四六一(享和元)年三月、前年植繼ぎたる花巻街道向中野見前通掃除場の並樹松(註九九)千百四拾一本の内、八百二拾五本枯れたるを以て、植替の爲、飯岡通御山の内細越竝に向中野通廣宮澤村の内諏訪堂前後にて、三寸廻より五寸廻までのもの八百二拾五本掘出方を願出で、許され、同年同月、同じく前年植繼ぎたる郡山街道(註一〇〇)の小松三百四拾五本の内二百四拾本、厨川街道百七拾一本の内八拾五本、都合三百二拾五本枯れたるを以て、植替の爲夫々附近より同數の小松下附方を願出で、又同年四月、是亦前年の植繼に係る日詰通街道並木(註一〇一)千六百本の内千本餘枯るゝに至りたるが、植立時季後れたるを以て、同年土用中に植繼ぎたしとして、附近山林に於る小松の下附方を願出で許されたり。

二四六一(享和二)年二月、御勘定頭富田某は、街道松植繼御用懸(註一〇二)を命ぜられ、同年三月、三戸通代官所の内、釜澤村(陸奥國三戸郡)川守田村(三戸町内)小向村(向村内)の並木松

(註一〇三)七尺廻より二尺廻をの都合二合六本立枯となり、風雨の節危険となりたるを

詰通街道並木〔註一〇一〕千六百本の内千本餘枯るゝに至りたるが、植立時季後れたるを以て、同年土用中に植繼ぎたしとて、附近山林に於る小松の下附方を願出で許されたり。

二四六二(享和二)年二月、御勘定頭富田某は、街道松植繼御用懸〔註一〇二〕を命ぜられ、同年三月、三戸通代官所の内、釜澤村(陸奥國三戸郡)川守田村(三戸町内)小向村(向村内)の並木松〔註一〇三〕七尺廻より二尺廻迄のもの都合二拾六本立枯となり、風雨の節危険となりたるを以て、之を剪取らせ村方へ預け置くこととし、二四六三(享和三)年二月、仙北町升形より郡山下町迄の間街道並木、所々風折根返等尠からざるを以て、右往還筋見透の所へ小松植繼差上申度、當春より五ヶ年間掛繼見廻方〔註一〇四〕御用仰付られ度しと願出でたる者あり、奇特の事として之を聽許し、同年同月、福岡代官より、往還街道の並木風折立枯の箇所へ、小松植繼ぐべき旨前年命ぜられたる處、福岡通(陸奥國二戸郡福岡町方面)は主として畑方へ漆を植立置くを以て、並木に移植すべき小松無きに付、漆にても苦しからざる箇所には、並木に漆〔註一〇五〕を植立てさせたき旨申出でたるが、同年四月同村民よりも同様〔註一〇六〕願出で許されたり。又同年二月、飯岡通・厨川通・向中野見前通・徳田傳法寺通(紫波郡水分村・不動村内)日詰長岡通掃除場所街道並木松透植繼の爲、小松掘取の證文下附〔註一〇七〕を各代官より申出で、之を下附せられ、同年三月、上田通街道並木松〔註一〇八〕間遠の場所へ、小松九百五拾本を植繼ぐ爲、合野森御山及長坂御山より移植することとし、同月徳田傳法寺通往來並木松〔註一〇九〕七本枯れ、生木二本根上りとなり、烈風の節危険に付剪取りたき旨百姓等の願出を許せり。

並木ニ漆
植立

植繼用並
松移植

二四六五(文化三)年二月、徳田傳法寺通街道並木松〔註一〇〕百拾三本大風の爲折れたり。同年三月、郡山街道見前向中野通掃除場所並木植繼〔註一一〕用として、元口三寸廻より五寸廻迄の小松二百九拾五本を、廣宮澤村(紫波郡煙山村内)の内諏訪堂前後の内より、又飯岡通同上百六拾九本を上飯岡村(飯岡村内)大平より何れも移植し、同月上田北街道並木松枯損植繼の爲、二寸廻より五寸廻迄の小松五百本を、黒石野及川又山御山にて掘出方〔註一二〕を許可し、同年四月、厨川通掃除場霽石街道並木松〔註一三〕にして、前年洪水の節押流され、又は水枯立枯となりたる分、三寸廻より五寸廻迄の小松四百本植繼の爲、赤平・級木澤兩御山より掘出方證文下附の願出を許せり。

並木松手
賄植立

二四六六(文化三)年九月、釜澤某は、上田升形より沼宮内代官所の内澁民町(巖手郡澁民村)入口までの往還筋街道並木松を、當秋より三ヶ年間に手賄にて植立〔註一四〕てたしと願出て之を許され、二四六七(文化四)年正月、花巻南北街道並木松〔註一五〕の内二百四拾八本、大風にて風折となりたるにつき、藩は御用材木として柚取らせたる残木を、翌月拂木となしたり。

(備考) 二四六七(文化四)年、下北郡大畑村の某は其著書〔註一六〕中に『街道並木數を定すとも、一棟にて二本宛植立べきの法令あり、情並木を按るに、街道の正しきを體とし、防禦の逆茂木を用とし、陣具或は凶年等の憂慮をや兼てん、されは橋の一方ハ木、一方ハ石に掛分たるも、防禦を慮りたると念はる』と記せるものあり、蓋し並木の要を

説けるものと言ふべし。

二四六八(文化五)年四月、郡山街道飯岡通村々掃除場所並木見透の所へ、植繼〔註一七〕の爲め、上飯岡村大平山にて元口三寸廻より五寸廻までの小松百四拾五本の下附方を、飯岡通

立べきの法令あり、情並木を按るに、街道の正しきを體とし、防禦の逆茂木を用とし、陣具或は凶年等の憂慮をや兼てん、されは橋の一方ハ木、一方ハ石に掛分たるも、防禦を慮りたるを念はる』と記せるものあり、蓋し並木の要を

説けるものと言ふべし。

二四六八(文化五)年四月、郡山街道飯岡通村々掃除場所並木見透の所へ、植繼〔註二一七〕の爲め、上飯岡村大平山にて元口三寸廻より五寸廻までの小松百四拾五本の下附方を、飯岡通百姓より願出で、許され、同年六月藩は、街道松植立竝に風折訴等〔註二一八〕を吟味して申達すべき旨命じ、二四七〇(文化七)年三月〔註二一九〕、上田通北街道村の並木松枯木等の透々へ植繼の爲、黒石野及川又村(巖手郡玉山村内)小野松兩御山より、二寸廻より五寸廻迄の松千五拾六本を、飯岡通同街道同上の爲、上飯岡村大平御山より、五寸廻より七寸廻迄の松二百七拾五本を、見前向中野通同街道同上の爲、飯岡通上鹿妻村(巖手郡太田村内)細越御山・廣宮澤村諏訪堂前後より、三寸廻より五寸廻迄の松千八百八本を、徳田傳法寺通同街道並木松間遠の所へ植繼の爲、長岡村(紫波郡)境郷御山日詰通陣ヶ岡御山より、五寸廻より七寸廻迄の松八百五本を、沼宮内通同街道並木松見透の所へ植繼の爲、五日市村(巖手郡御堂村内)小山澤長根畑澤長根苗代長根横欠野形永井澤長根好摩野長根門前寺野紙漉澤野形より、三寸廻より五寸廻迄の松千五百五拾本を、何れも掘出し移植することとし、又谷屋敷にて育成の漆苗六百本植頃となりたるに付、上小路升形先より乙部街道(紫波郡乙部村)へ、並木〔註二二〇〕として移植することとせり。二四七二(文化九)年五月、福岡通小鳥谷村(陸奥國二戸郡)肝入某の子は、並木の風折松一本を無斷焚料に剪取〔註二二一〕りたるの故を以て、過料に處し手錠を箝めら

並木ト賞罰

れ、二四七四(文化一〇)年十一月、御徒松原某は、街道並木松植繼其他諸木植立に自費出精したる廉を以て、一生組付御免(註一二三)となり、二四七六(文化一三)年六月、釜澤某(註一二三)は、上田升形より澁民町入口迄街道並木松植立に出精したる廉を以て嘉賞せられ、二四七九(文政二)年二月、日詰町目明某は、櫻町村(紫波郡赤石村内)の内街道並木うら風折松一本を剪取りたる廉(註一二四)を以て、過料手錠の上組合預けとなり、同人に頼まれて材木持歸りを手傳ひたる百姓三人も夫々處罰されたり。

並木ノ共
同監守

二四八一(文政四)年四月、藩は北街道筋の並木松特に生立難きにより、又復令達して其植繼と保育とを指導し、百姓共の共同責任(註一二五)として之を監守すべきを命じたるが、二四八四(文政七)年十月には更に諸代官に對し(註一二六)『街道並木之儀は、專御警衛向之儀ニ茂有レ之候處、よた打或ハ根を堀削燒等仕候所ら自ら立枯風折に相成、街道筋並木薄相成、甚不埒之至ニ候、誠精被レ及ニ御沙汰ニ候得共自然ト相弛、頓而右様之儀有レ之候付、右爲ニ御締ニ風折等有レ之候ハ、其節々近村御百姓共枝葉共ニ手寄御場所江附上可レ申旨、去年四月御沙汰被レ成候得共、以來風折木有レ之候ハ、掃除場所地懸り御代官見分之上、小枝葉ハ掃除場懸り御村方江被ニ下置、元木者往來差支不ニ相成ニ様、街道左右ニ取片付置朽捨ニ被レ成候、尤以前者元木之分御道筋道橋普請入用等ニ被レ下候儀茂有レ之候得共、向後決而不レ被ニ下置ニ候、且街道手寄御村方江、よた打等之吟味猶又嚴敷被ニ仰付ニ候間、無ニ油斷ニ見守可レ申候、都而風

風折並木
ノ代植

折等有レ之候ハ、手寄御百姓共、風折木一本ニ付小松五本宛植繼被ニ仰付ニ候間、根付候ハハ可ニ訴出ニ候』云々と令達し、盛岡郡山花卷二郡雫石沼宮内の御鳥見に對しても、右の御趣旨を以て野廻の節吟味怠るまじき旨命じたり。二四八九(文政一二)年十月、厨川通下厨川

前者元木之分御道筋道橋普請入用等ニ被_レ下候儀茂有_レ之候得共、向後決而不_レ被_レ下置_レ候、且街道手寄御村方江、よた打等之吟味猶又嚴敷被_レ仰付_レ候間、無_レ油斷_レ見守可_レ申候、都而風

風折並木
ノ代植

折等有_レ之候ハ、手寄御百姓共、風折木一本ニ付小松五本宛植繼被_レ仰付_レ候間、根付候ハハ可_レ訴出_レ候』云々と令達し、盛岡郡山花卷二郡雫石沼宮内の御鳥見に對しても、右の御趣旨を以て野廻の節吟味怠るまじき旨命じたり。二四八九(文政二)年十月、厨川通下厨川(厨川村内)茨島より同通瀧澤村(巖手郡)の内一本木村迄、鹿角街道二拾一里餘の野道へ先年植立てたる並木松〔註二二七〕は、饑饉の節残らず剪取り、今は一本も餘さざるを以て、今回自費を以て小松を植立て土手を築き、冬季旅人の難澁を救ひたしと願出でたるものあり、藩は此月、追て並木竝に立林植繼の基たるべしとて之を許し、同年十一月、右に要する苗木を沼宮内通平笠村(田頭村内)御山竝に大更御新田手寄御山〔註二二八〕より下附されたき旨願出でたるに對し、藩は之を許し、小松三千六百本の切手を與へたり。

志和山道
並木植立

二四九四(天保五)年十月、志和山道(紫波郡志和村)普請竝に並木植立〔註二二九・二三〇〕に付、御側目付戸田内某外三人を再び懸り同様心得べき旨申付けたるが、志和神社への道筋は、山道の方難所の場所もあるを以て、日光街道の如く左右に土手を築き、並木を植うるを以て、ものなり。翌二四九五(天保六)年三月、志和稻荷山道普請及並木松植立〔註二三一・二三二〕に付、奉行其他に夫々發向を命じ、同年十一月同街道新設普請〔註二三三・二三四〕に付、道橋掃除竝に小破修繕僅少の朽木植繼等は、向中野通・傳法寺通・日詰通地懸村方へ命ぜられ、大普請の節は向中野通・見前通郡山四箇在へ割付くるとしたるが、並木松植繼多數に上る時

並木取扱
違反者處
罰

は、植立奉行を派して處理せしむるとせり。同月右山道新設に付、成就院外一院より、守札引配り初穂寄附の儀〔註一三五〕を願出で、聞届けらる。二四九七(天保八)年三月、見前向中野通代官所の内、本宮・向中野・仙北丁・三本柳(紫波郡見前村内)見前・高田(同徳田村内)矢次(同煙山村内)各村の百姓は、前月掃除場所街道並木松の内、枝竝に小松數箇所にて百本餘剪取られたる廉〔註一三六・一三七〕を以て、畢竟見廻方を怠りたるの致す所なりとし、科料として二貫文を課せられ、尙同代官所の内、街道地付竝に最寄百姓は、右の廉を以て不届至極無調法なりとし、科料二拾貫文の重きに處せられ、二四九九(天保一〇)年十二月、八幡通(稗貫郡八幡村)葛村(同郡宮野目村内)肝入外老名四名・組頭四名は、同年三月街道並木松六拾九本・杉一本、風折竝に根返りとなりたる分の取扱方不始末なりといふの故を以て各過料錢〔註一三八〕を課せられたり。二五〇四(弘化元)年三月〔註一三九〕、飯岡通・厨川通・見前通・徳田通・日詰通街道に於る並木松風折數百本を、百姓等が夫々宿元に持歸りたる廉を以て、數拾人の百姓過料に處せられ、村も亦過料を申付けられ、同年五月、雫石通雫石町檢斷重次郎・老名六人は、街道並木の風折を届出でざりし廉〔註一四〇〕により過料に處せらる。

二五一〇(嘉永三)年春、津志田町(紫波郡見前村内)入口より川久保一里塚の元まで街道兩側に住宅を營みたき者に對し〔註一四一〕『土地竝住居間數之内に有之街道並木松普請入用に被三下置渡二旨』沙汰したり、右は異例に屬するが如きも、八幡町・三戸町邊の茶屋商賣の者等

並木松交
附ノ異例

が、近年停止となりたるに付救済の爲なりと云ふ。二五一一(嘉永四)年四月、青物町(盛岡市)向より太田村(巖手郡)への追分迄左右に土手を築き、並木松〔註一四二〕を植ゑ、同年六月、藩は、八幡通へ街道並木松見分の爲夫々係員を派遣〔註一四三〕せり。同年、巖手郡御所村の農

宅を營みたき者に對し〔註一四一〕「土地並住居間數之内に有レ之街道並木松普請入用に被ニ下置渡ニ旨」沙汰したり、右は異例に屬するが如きも、八幡町・三戸町邊の茶屋商賣の者等

が、近年停止となりたるに付救濟の爲なりと云ふ。二五一一（嘉永四）年四月、青物町（盛岡市）向より太田村（巖手郡）への追分迄左右に土手を築き、並木松〔註一四二〕を植ゑ、同年六月、藩は、八幡通へ街道並木松見分の爲夫々係員を派遣〔註一四三〕せり。同年、巖手郡御所村の農吉兵衛は、獨力を以て秋田街道拾三町の所に松並木を植付け今尙現存せり。二五二七（慶應三年）十月、沼宮内八角某は、厨川通一本木村より沼宮内通田頭村迄、拾三里程の街道並木松を自費を以て植立てたる功により、銀三枚を、同通田頭村權兵衛外一名は、厨川通一本木村と沼宮内通田頭村間街道並木松植立の世話に出精したる功により、御代物五貫文宛を、何れも賞賜〔註一四四〕されたり。

弘前藩内
ノ並木

弘前藩 二二四六（天正一四）年九月、弘前藩の祖先大浦爲信は、隣國出羽北秋田郡の淺利

碓ヶ關街
道

修理實義を攻めんが爲、矢立峠（陸奥國南津輕郡碓ヶ關村、羽後國北秋田郡矢立村間）と唱ふる國境の大嶮岨を切開して碓ヶ關道を通じ、大館川を越えて比内（北秋田郡）に入り、數日滯陣して凱旋したるが、二三四一（天和元）年三月、土手町（弘前市）升形より碓ヶ關迄〔註一四五〕街道道幅を五間とし、左右に土居溝を掘り、人夫一萬三千餘を使役して翌年效全く成るや、三月上旬より街道兩脇に二葉の小松〔註一四六〕を植付け、同時に『今度土手町より碓ヶ關迄道普請被ニ仰付、兩脇ニ小松植付置候、往行之者誰によらす折りとり、あたり候ても可レ爲ニ曲事ニ候』〔註一四七〕と達し、組中・支配中下々迄申渡さしめ、尙家中・御町・在々残らず之を觸れしめたるに

① 巖手縣下の町村

② 青森縣史

一本ニ拾
本ノ代植

拘らず、翌二三四三(天和三)年五月、同街道大清水村領(陸奥國中津輕郡堀越村)にて、該並木の小松を伐取〔註一四八〕りたる者ありしを以て、藩は直に足輕を以て之を監視〔註一四九〕せしむることとせり。是より先藩は、並木用の小松を育成する爲、松畑〔註一五〇〕を設けて之を家土に預け、尙同年八月、所々上ヶ屋敷に在る松〔註一五一〕を、碓ヶ關街道條並木用とし、其他家中よりの寄附をも受けたるものゝ如し。同年同月、同街道並木の松拾七本を伐取〔註一五二〕りたるものあり、藩は足輕共の監視怠慢によるものとして嚴重に之を戒め、又同所並木の松二本を馬にて踏裂きたる者を留置〔註一五三〕に處し、百方並木の保護に力を盡したり。尙同月、大風の爲傾きたる松を起し、雪折に備ふる添木〔註一五四〕を爲し、十一月には雪圍〔註一五五〕をも施さしめ、翌二三四四(貞享元)年十一月にも、奉行及足輕を配置〔註一五六〕して雪圍を爲さしめ、其作業中は賄を給したり。二三四六(貞享三)年四月、同街道筋の松を伐りたる者の代償〔註一五七〕として、其村の領切に松を植ゑしむるとせしが、是れ前年藩より、松一本伐りたる者には拾本を代植せしむる旨達しありしを以てなり。

二三四八(元祿元)年五月、小栗山村(陸奥國中津輕郡千年村内)より碓ヶ關迄の海道並木松〔註一五八〕五百四拾本枯れたるに付植替へ、二三五四(元祿七)年四月、土手町より碓ヶ關村迄の海道並木松を植繼〔註一五九〕ぐとせり。蓋し同海道の並木松は、先年來の植付數五千五百廿六本(内右の方二千六百七拾七本、左の方二千八百四拾九本)に及べるも、段々枯木を生ぜしを以て五間に一

並木ノ添
木ト雪圍

並木松目
繼

本宛の割合にて千八百八拾四本を、小栗山及杉新田松山より移植することゝしたるなり。同年五月、同海道の村隱修復並に並木松植栽〔註一六〇〕に付下役を銓衡し、並木松目繼〔註一六一〕の者をも選定したるが、二三五七(元祿一〇)年六月下旬、大雨〔註一六二〕あり、並木松も幾分

木松を植繼〔註一五九〕ぐとせり。蓋し同海道の並木松は、先年來の植付數五千五百廿六本（内右の方二千六百七拾七本、左の方二千八百四拾九本）に及べるも、段々枯木を生ぜしを以て五間に一

並木松目
繼

本宛の割合にて千八百八拾四本を、小栗山及杉新田松山より移植することゝしたるなり。

同年五月、同海道の村隠修復竝に並木松植栽〔註一六〇〕に付下役を銓衡し、並木松目繼〔註一六〇〕の者をも選定したるが、二三五七（元祿一〇）年六月下旬、大雨〔註一六二〕あり、並木松も幾分流失したるにより、所管の代官は之が植足に付夫々意見を上申し『並木之松植付之儀、秋ハ附兼候様承候間、來春植付可被仰付候哉、併四五百本程茂只今植付可申候哉』〔註一六三〕と伺出で、同年九月、石川村領（南津輕郡石川町内）は、八幡館村（同郡同町内）境まで二三間隔に一本宛植足〔註一六四〕し、三百本の植付を了したり。同時に並木松中、下枝茂り過ぎ、往來の人馬障りともなり、他樹の生育を妨げ、且冬季雪損の虞もある分は、松の大小に従ひ高さ四尺より六七尺迄枝打を施せるが、餘り高く打ち見分惡敷からざる様注意し、同年十一月、同道筋並木松監視の爲、小栗山・石川・長峰（南津輕郡藏館村内）三村より各一人の百姓を松守〔註一六五〕として選定し『右三人百姓持高小役米竝高掛銀御指引諸郷役御免ニ而松守被仰付候ハ、此者共土手升形より礎關迄手分ケ仕、不斷相廻り目繼仕せ松損不申様可申付候、若小枝成共手折申徒者有之候ハ、捕候而僉議仕候、尤向後者徒者茂御座有間敷様奉存候、且又冬中雪多懸り痛申候節者、右海道筋村々より郷人足申付、雪拂せ申候ハ、雪痛も無御座候而松成立可申與奉存候』と具申し、二三五八（元祿一一）年三月、同道筋並木松植繼用として、前年秋來、小栗山村より礎ヶ關迄の村々にて、松の毬實〔註一六六〕三石三斗

松守

碓ヶ關海
道並木ニ
櫻

七升を採置かせたるを、村の庄屋をしてふせ置かしめ、一面該並木植繼に關する伺に對し、伺通り百年山より石川村迄は道幅狭きを以て、小土居の箇所にも松植〔註一六七〕うることに、苗間は先年の如く二間隔三間隔、所により一間半隔に植繼ぐ様と指令したり。同年九月、藩は又〔註一六八〕『千年山之松枝打可申候、新道より碓關迄並木の松枯候處所々ニ有之候、千年山之松所々すかし、並木ニ植可申候、尤櫻茂連々植せ可申旨』申渡し、同月更に、右は何れも來春施行〔註一六九〕すべく、松は當年根を廻し置かしむることとせり。二三五九〔元祿二〇〕年二月、藩主津輕出羽守入國に先ち、道筋所々破損の修繕及富田町〔弘前市〕末より碓ヶ關迄の並木松植繼に著手〔註一七〇〕するとなり、同三月、碓關海道奉行〔註一七二〕に棟方某を任命し、並木松植様としては小松のみ植度きも、大松交りても宜しく、枝打は能き程に土際より打せ、下枝も打べし等の心得を申渡し、同年六月に至り、同海道の並木松〔註一七二〕残らず植了したり。二二六〇〔元祿二二〕年五月、碓關海道奉行〔註一七三〕より、同海道並木松の枯松・切折松・牛馬折松並に去年土居外に植たる松、石川村築出し兩方九拾間程松一本も無き所、松の間に杉あるもの、麻の如き松、枯て間遠なる所等の件に付詳細上申したる結果、又復植足すこととなり、同年七月千年山より松五百七拾六本を移植〔註一七四〕したるが、二二六一年〔元祿二四〕年六月、代官より、同海道筋並木の枯松植繼に付、附近所々の松山より松を多く取出し、残れるは大木のみにて並木には不適當なるを以て、千年山の松

碓ヶ關海
道並木松
植了

山より三百本程移植し度く、尙不足の分は所々の松山より之を見出し、村切にて植繼がしめたき旨申請〔註一七五〕する所あり、七月右に従事する者の賄方等〔註一七六〕に付申出で、翌年五月に至り完成〔註一七七〕したるが如し。尙藩は、同海道新設以來海道奉行を命じ、道筋各

したるが、二三六一(元祿一四)年六月、代官より、同海道筋並木の枯松植繼に付、附近所々の松山より松を多く取出し、残れるは大木のみにて並木には不適當なるを以て、千年山の松

松守給與

山より三百本程移植し度く、尙不足の分は所々の松山より之を見出し、村切にて植繼がしめたき旨申請〔註一七五〕する所あり、七月右に従事する者の賄方等〔註一七六〕に付申出で、翌年五月に至り完成〔註一七七〕したるが如し。尙藩は、同海道新設以來海道奉行を命じ、道筋各村に松守〔註一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五〕を置きて、並木松の目繼植繼ふせ立等に當らせたるが、元祿十三年春以來松守等には常に飯米として俵米を給し、又特殊の作業に従事せしめたる間は、其間賄を給したるものゝ如し。二三六六(寶永三)年五月、原ケ平村領(中津輕郡千年村内)より碓ヶ關領間に、雪痛〔註一八六〕の枯松生じたるを以て、郷切に間遠なる所のみ植繼を命じ、奉行以下夫々任命し、二三六七(寶永四)年五月以來、同道筋の並木にして風水害又は盜伐〔註一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一〕の爲被害屢々あり。

碓ヶ關海
道並松蔭
伐

二三八五(享保一〇)年四月、大鰐(南津輕郡大鰐村)組代官より、富田町村隱より碓ヶ關迄碓ヶ關海道筋の並木松都合七千四百八拾本の内千八百八拾一本(九寸より三尺四五寸廻まで)及産神堂の道筋並木松四拾四本の内三拾本は、田地障りとなるの故を以て蔭伐方〔註一九二〕に付申出で、郡奉行〔註一九三〕は、道筋松は枝を伐詰めて日當り能き様に仕成し、本木は往來障り又は餘り込合はざる限り見合はせることゝして、同月末三百三拾二本を伐採〔註一九四〕し、村々庄屋に預らしめたり。二三九〇(享保一五)年二月、富田町より碓ヶ關迄の道筋に於る並木の松にして、先年より風返りとなれる分の跡植付〔註一九五〕を命ぜらる。

二四二三(寶曆一三)年四月、大風〔註一九六〕にて御郭廻柵立竝に並木倒るゝもの多く、碓ヶ關海道
道の如き三百餘本倒れ、二四二五(明和二)年二月『碓ヶ關街道其外共並木風折之儀申出候得
者、足輕目付見分、伐取御極印打入、庄屋江相渡、在方御普請相用候様申付候事』〔註一九七〕と
達し、二四五〇(寛政二)年十二月、同街道大澤(南津輕郡石川町内)より下西側通並木松直徑一尺
位のものを伐取〔註一九八〕ることを觸出さしめ、二四五二(寛政三)年七月大風〔註一九九・二〇〇・二
〇一〕あり、碓ヶ關通の並木雜木を併せて千二百九拾四本の風返倒木を出したり。

青森其他
ノ街道

二三三四(延寶二)年八月、大風あり、諸街道並木の柳〔註二〇二〕倒れたり。二三五四(元祿七)
年七月、長坂より百澤(中津輕郡岩木村内)まで道條松〔註二〇三〕植付に付奉行を任命せり。二三
六三(元祿一六)年八月大風、駒越組(中津輕郡駒越村)高杉組(同郡高杉村)村々、其他堅田村(中津輕郡和
徳村)の内青森街道、藤代村(中津輕郡藤代村)領鱒ヶ澤(西津輕郡鱒ヶ澤町)海道筋、常盤組(南津輕郡常
盤村)増館組(同郡女鹿澤村内)村々青森街道の各並木柳〔註二〇四〕何れも多少風折したる旨届出あ
り。二三六六(寶永三)年五月、五本松村(南津輕郡浪岡村内)より大豆ヶ坂(東津輕郡高田村内)迄道添
の松を、抜捨又は伐採する者あるを以て、作道村(青森市内)より原別村(東津輕郡原別村)迄に制
札〔註二〇五〕を建つるとし、同年八月、浪岡海道(南津輕郡浪岡村)並木の柳〔註二〇六〕倒れたる
を入札拂に附し、同年十月、長峰村(南津輕郡藏館村内)松仕立人某〔註二〇七〕、二拾數年前來杉
浦山に松を植付け、年々道筋の並木に充用せられたるも、尙殘存せるもの二萬六千餘本あ

り、今後同人をして諸木を植仕立て且目繼せしむる爲、相當の扶持を與へられたき旨漆奉
行より内申せり。二三六七(寶永四)年四月、入内村(東津輕郡高田村内)領大豆坂海道筋に於て、
野火二箇所に起り、郡方より植付けたる道添の松焼失〔註二〇八〕し、二三七〇(寶永七)年三月、

を入札拂に附し、同年十月、長峰村(南津輕郡藏館村内)松仕立人某(註二〇七)、二拾數年前來杉浦山に松を植付け、年々道筋の並木に充用せられたるも、尙殘存せるもの二萬六千餘本あり、

今後同人をして諸木を植仕立て且目繼せしむる爲、相當の扶持を與へられたき旨漆奉行より内申せり。二三六七(寶永四)年四月、入内村(東津輕郡高田村内)領大豆坂海道筋に於て、野火二箇所に起り、郡方より植付けたる道添の松焼失(註二〇八)し、二三七〇(寶永七)年三月、入内町領青郷長根の上に野火(註二〇九)あり、郡方植付の小松四拾餘本焼失せり。是より先二三六八(寶永五)年六月、大鰐組(註二一〇)松仕立の百姓に對し、劔ヶ鼻道筋左右松仕立根拂用として、夫食糶の内を貸渡すこととせり。

二三七九(享保四)年四月、小澤海道(中津輕郡清水村内)並木に漆木仕立方(註二一一)を申立てたる者ありしも、見分詮議の末、同海道筋は風當強く、漆木成立難かるべきを以て、小澤村の内蘆子澤枝澤に漆木を植付くることとなり、二三八四(享保九)年四月、三奉行(註二一二)より『海道筋並木無御座候而者、雪風之節道に迷ひ、下々難義仕候間、青森・鱒ヶ澤海道、其外之海道筋共に、田畑之障無御座所々ハ、松・杉・漆・柳其外何木ニ而も取合ニ、五間・七間・拾間隔或ハ其餘ニ而も、海道之印ニ罷成候様、並木植候様可被仰付候哉、尤右之並木、往來之者共徒伐捨可申様ニ奉存候間、堅伐不申候之様、御郡中江被仰渡候儀如何可有御座候哉、海道筋村々江者隨分目繼仕成立候様可申付与奉存候』云々と申出てたり。

二三八八(享保一三)年十一月、高倉某(註二一三)等は、命により六年以來、海道並木成立に付

海道之印

了
道並木植
鱒ヶ澤海

高岡道筋
並木ノ杉

郡奉行より代官竝庄屋共へ申達せるも成立兼ねるを以て、當春特に諸木植付奉行に世話を命ぜられ、鱒ヶ澤海道當年植ゑ終り、其外海道筋も來春より段々申付くる心得なりと申告したるが、二三八九(享保一四)年八月、奉行より、鱒ヶ澤海道の並木は年々植付け居るも、徒者の伐取拔取る者ありとて嚴重之が制止方〔註二一四〕を申出で、二三九〇(享保一五)年三月、百年山の松木盜伐〔註二一五〕せられ、從來も屢々伐取る者ありたるを以て、自今同山の松木及同所より富田町迄の並木松は、同町の者をして目繼せしむることゝせり。同年同月、高岡(中津輕郡岩木村内)道筋並木の儀に付『松之外杉一通植御座候、杉段々立延申候而松與押合、松之爲不_レ宜、其上道幅茂狹罷成、杉大木ニ罷成候而ハ、日之中リ茂無_ニ御座_ニ候而ハ、道茂彌干申事も御座有間敷奉_レ存候間、杉之分ハ御境内之内何方江茂一所ニ植置申度奉_レ存候』〔註二一六〕と申出でたるものあり。同年四月、青森海道・鱒ヶ澤海道筋・大間越(西津輕郡岩崎村)海道竝に目屋野澤(中津輕郡東及西目屋村)海道に於る諸木並木を見分〔註二一七〕せしめたるに『事之外草長、引立兼申候、依_レ之當秋より其海道之手寄之山より、松竝其外何木ニ而茂一尺より三四尺迄、右之木ニ而植付候得者、人夫茂入増不_レ申候』云々と復命し、同年五月、青森海道大豆坂〔註二一八〕より上磯下磯竝鱒ヶ澤海道の並木植付は、大組諸手足輕の手にて其前々年より著手したるも、抄々しく進抄せざるに付、自今其村々切に庄屋共より植付けしむることゝせられたき旨、係役人より申出で、二三九一(享保一六)年三月〔註二一九〕『高岡御道筋並木之松、

小人屋敷之前迄御座候付、松かけニ罷成、村茂さみ敷、面々家之ためニも迷惑仕候、北之方ハ重而家居出來迄、只今之通ニ差置、南之方小人屋敷之方ハ、村之内不_レ殘松伐取候様ニ仕度奉_レ存候』と申出でたる者あり。

手したるも、抄々しく進抄せざるに付、自今其村々切に庄屋共より植付けしむることゝせられたき旨、係役人より申出で、二三九一(享保一六)年三月(註二一九)『高岡御道筋並木之松、

小人屋敷之前迄御座候付、松かけニ罷成、村茂さみ敷、面々家之ためニも迷惑仕候、北之方ハ重而家居出来迄、只今之通ニ差置、南之方小人屋敷之方ハ、村之内不_レ殘松伐取候様ニ仕度奉_レ存候』と申出でたる者あり。

ハ
ン
ノ
木
並
木

二四一〇(寛延三)年六月、西東街道(註二二〇)へハンノ木を植付け、二四四〇(安永九)年九月、並木松見繼は爾今代官の支配(註二二二)とする旨達し、二四六三(享和三)年三月、久渡寺(西津輕郡清水村内)街道並木之内五拾本程伐取りたる者あり、藩にては西濱街道竝に百澤久渡寺街道へ、前年來並木松植付中のことゝて大に警戒し、爾今街道並木へ往來の人馬共決して差障らざる様嚴命(註二二三)し、尙同月高岡街道駒越村領の内に、並木としてハンノ木を植付くることゝし、從來同木を植付けたる青森・鱒ヶ澤街道と共に嚴重なる保護の訓令を發し、二四六九(文化六)年二月にも同様嚴戒(註二二三)する所ありたり。二四六六(文化三)年二月、久渡寺街道の並木植付を延期(註二二四)し、鱒ヶ澤街道の並木には、場所により柳・田茂木・范葉の類を植付(註二二五)けしむることゝせるが、尙同月革秀寺(中津輕郡藤代村)街道にも並木(註二二六)を植ゑしめ、同年四月『並木松伐荒當人有_レ之候得ハ鞭三、並木守當人有無ニ不_レ拘一貫二百文、庄屋九百文過料可_ニ申付_一候事』(註二二七)と達し、二五二二(文久二)年八月、所々並木其他諸木の徒伐(註二二八)多きを以て、之を糺明すべき旨觸出さしめたり。

蝦夷幕府領 二五一五(安政二)年、函館附近の路傍に松・杉・櫻・楓を植ゑたり。

蝦夷幕府領内ノ並木

秋田藩内ノ並木

秋田藩 二二九三―一三三二(寛永一〇―寛文一)年代、院内杉峠(羽後國雄勝郡院内村内)より比内(北秋田郡)の境目迄、海道の左右に並木^①の柳あり、之が伐採を許されなば銀子七拾貫目を納むべく、且其跡へ漆を植うべしと願出でたるものあり、老職等之を領主佐竹義隆に上申したるに、義隆は、並木の柳は義宣公(慶長七―寛永一〇)の植ゑ置きしものなれば伐採するに忍びず、併し今後は柳の枯れたる跡へ漆を植ゑしむべしと命ぜり。二四九〇―一五〇三(天保)年代、天王村(羽後國南秋田郡)の兒玉某、同村の東なる廣き沙漠北野三里餘の間に、松數萬本を植栽し、營に砂防のみならず、旅人の炎暑・風雪に艱みしをも救ひたり。

口 水戸往還及其附近

水戸藩内ノ並木

水戸藩 一三三四―一七(貞享)年代、徳川光圀は、下總國小金(東葛飾郡小金町)鎌ヶ谷(同郡鎌ヶ谷村)の驛路原野渺遠なる所に、松を栽ゑしめて路を標し、香取郡飯高(飯高村)竝に中村(中村)への道に、印旛郡酒井原(酒々井町内)及根本名原(富里村内)とて、香取郡東佐野村迄續き、行程四五里程の廣野、香取郡高萩(栗源町内)の原(行程三里)へも、道の並松多く植ゑしめ、行旅の便となしたり。

二四六九(文化六)年三月、藩は上川合(常陸國久慈郡幸久村上河合)より太田・木崎(那珂郡木崎村)迄の松並木植繼(註二二九)に付、季節を逸せず早々實行すべき旨重ねて催告し、二四九二(天保三)年四月、木障伐定法(註二三〇)中、往還道木障は三間、往還へ付ける居敷は一・二間と定め

①秋田縣史

②牡鹿名勝誌

③大日本農功傳

④⑤桃源遺事四

たり。二四九五(天保六)年二月、太田村(久慈郡)木崎山下往還の並木として櫻樹植繼(註二三二)に付、同村庄屋及大里村(久慈郡久米村内)御山横目より目論見書を提出せるが、四五間置に一本宛、四百八拾間程の間に二百本を、二ヶ年間に植付けんとするものにて、櫻苗は大川村

松並木植繼〔註二二九〕に付、季節を逸せず早々實行すべき旨重ねて催告し、二四九二（天保三）年四月、木障伐定法〔註二三〇〕中、往還道木障は三間、往還へ付ける居敷は一・二間と定め

①秋田縣史

たり。二四九五（天保六）年二月、太田村（久慈郡）木崎山下往還の並木として櫻樹植繼〔註二二二〕に付、同村庄屋及大里村（久慈郡久米村内）御山横目より目論見書を提出せるが、四五間置に一本宛、四百八拾間程の間に二百本を、二ヶ年間に植付けんとするものにて、櫻苗は大川村の御立山より掘取り、苗一本毎に添木三本を三木丁に蕨繩を以て結付くる爲、之に要する蕨繩二拾房、人足四百人（苗山出分）同百人（植立分）馬三拾疋を見積れり。

ハ 北國往還及其附近

松代藩内ノ並木

松代藩 二三一五―三二（明曆―寛文）年代、藩は赤松を路傍に植ゑしめて列樹とし、二二三八（寶永五）年二月、御越町（信濃國松代町）川端の松の木〔註二二三〕枯れて見苦しきを以て、枯れざる様念を入れ植立つべきを命じたり。二五二五（慶應元）年五月、松原並木〔註二二三〕の内根返り松一本、立枯松二本あり、東寺尾村（埴科郡寺尾村内）百姓の願出に依り代金三兩一分餘を以て之を拂下げたり。

村上藩内ノ並木

村上藩 二三一八―二〇（萬治）年間、松原大和守直矩、村上城に封ぜらるゝや、入國に際し北蒲原郡笹岡村大字金屋なる安田街道に、並木松を植栽せしめたり、諸侯上府の街道に當り、隈ノ松原の名著はる、權大納言通知が『月も日もさはらぬ隈の松原』と詠めるは此並樹松原の事にして、現今樹數々百に及び、其大なるは目通周圍一丈四五尺以上、樹高拾二三間以上に達し、蒼鬱として繁茂せり。

①埴科郡誌 ②新潟縣之林業 ③大日本老樹名木誌

佐渡幕領
内ノ並木

佐渡國幕府領 二二七六一九五(享保)年代、幕府領なる佐渡國〔註二三四〕に於ては、奉行北條新左衛門より『往還筋並木之儀も、減少いたし候ヶ所江ハ無_ニ油斷_一苗木植付、精々手入いたし』云々と觸出し、並木の保續を圖れり。

高田藩内
ノ並木

高田藩 北國往還中、越後國高田藩内の並木は、以前は相當の樹數ありしものゝ如く、二四三五(安永四)年四月〔註二三五〕及六月〔註二三六〕に、山方の並木見分の記録を存するも、後次第に減少し、二四五六(寛政八)年、頸城郡(中頸城郡)小出雲村(新井町内)地方の如き、延長拾四町に互る兩側にて松及榎木々數〔註二三七〕僅に拾本となり、二四六八(文化五)年正月五本〔註二三八〕に減じたるが、右は主として普請用木に伐採せられたると、雪深の爲植繼苗木の成育し難かりしとに因るものゝ如し。二四七一(文化八)年正月は尙五本を維持〔註二三九〕したるも、越えて二四七六(文化一三)年三月には僅に四本〔註二四〇〕に減じたり。是より先二四三五(安永四)年四月、藩は他方面に於て笠町〔註二四一〕に松百拾五本を植替へ、たらに口に於る並木植付を見分〔註二四二〕したり。

金澤藩内
ノ並木

金澤藩 藩は二二六一(慶長六)年、往還並松〔註二四三〕を植ゑたるが、二二九〇(寛永七)年より翌年に互り、藩主の意により街道筋に並木〔註二四四〕を植ゑ、又下口往還に道を作り、二間以上の並松を植ゑ『往還松ころひ候は、其領より起し可_レ申』と令せり。二二二三(寛文三)年十月、七木改箇條中に『御林箇所之外、御領國內七木並往來並松之義ハ御林同様之事』

①石川縣山林誌

と定め、同年十一月、小松(加賀國能美郡小松町)迄の道通植松〔註二四五〕風に吹倒され、旅人の迷惑となるものを植直さしめ、二二二四(寛文四)年二月、道筋植松の下枝にして、往還又は田地に障る分を見分の上伐採〔註二四六〕せしめ、二二二五(寛文五)年四月、下口往還筋〔註二四七〕

間以上の並松を植ゑ『往還松ころひ候は、其領より起し可申』と令せり。二三二二三(寛文三年十月、七木改箇條中に『御林箇所之外、御領國內七木並往來並松之義ハ御林同様之事』

と定め、同年十一月、小松(加賀國能美郡小松町)迄の道通植松(註二四五)風に吹倒され、旅人の迷惑となるものを植直さしめ、二三二四(寛文四年二月、道筋植松の下枝にして、往還又は田地に障る分を見分の上伐採(註二四六)せしめ、二三二五(寛文五年四月、下口往還筋(註二四七)の倒れ松にして、植直すとも根付かざるべきは悉く伐らせ、其跡に田地主をして四五尺の松を手寄の山より移植せしむるとし、二三二六(寛文六年、往還筋道々にて百姓自分に架けたる出橋材に、並松の内立枯根返り松を下附(註二四八)するるとし、二三二七(寛文七年九月、御算用場(註二四九)より、往還道筋松は根を掘るが故に、少しの風にも吹倒さるゝ次第なるを以て、向後其田主に倒れ松を始末させ、跡地に早速小松を植繼がしむるとを達せり。二三三四(延寶二年三月、藩は『御領國中往還爲御作候就者、雙方ニ芝を敷、小松を植候處ニ、往來馬口引無之ニ付、馬芝をくいおこし候由、道作奉行爲斷候條、馬口引いたし、芝など喰不申様可有御觸候』(註二五〇)又『往還道筋ニ植置候松伐取申旨相聞候間、猥無之様ニ御申付可有之候』(註二五一)と觸出さしめ、翌年三月、分國中往還道並木の保護方(註二五二)に付同様の訓令を發したり。二三三四(延寶二年四月『往還道筋並松之根、田の方より堀申ニ付而松たおれ申體相見へ申候故、其段御算用場御奉行衆へ御理り申入候處ニ、松之根□を指除定杭をうち、其内ヲ土取不申様ニ可申』(註二五三)とて直に杭打に著手せしめ、二三三九(延寶七年二月、往還道に番人(註二五四)を附し、又砂除垣並に苗松植付の費用

並松ノ根ニ定杭
往還道番人

として、御郡打銀を以て支給したる所あり。

二三四七(貞享四)年九月、大風(註二五五)あり、金澤町端より大□村御領境迄にて往還並松千四百七拾本吹倒され、能美郡にては六百九拾本、石川郡にては七百本程、加々郡(河北郡)にても拾本程の並木いづれも倒れたり。

並木ト玉
縁

二三五一(元祿四)年九月、鹿島郡にては、往還道脇道にても、竹木類道に生え懸るは通行の妨げとなるを以て、枝を切るべき筈なるも、往還道縁の木の根を伐る義にあらざる旨(註二五六)を特に注意し、二三五七(元祿一〇)年五月『往還並松根本田地之方江堀取申ニ付而木ころひ候間、前々之通付ケ足シ可申』(註二五七)と達し、二三七三(正徳三)年四月、從來往還並松の立枯・根返りあり、去秋の大風にて尙更増加せしに依り、損傷木を伐りて入札拂とし、其伐株及枝は、村々への伐賃並に跡植の手當として交附(註二五八)するるとしたるが、曾て玉縁を狭め並松の根など掘取るべからざることを諭告したるにも拘らず、右の始末となれるを以て、改めて能々申付くべく、尙今般領切に苗松を植ゑ、玉縁も並松の外六尺より狭めざる旨、肝煎與合頭より夫々請書を徴せり。二三七六―九五(享保)年代、金澤道端(註二五九)跡々の通、毎年松の根へ土掘上げ、松倒れざる様いたし度と願出てたる者あり。

二四六一(享和元)年八月、能登國五里峠並往來道筋並木等の伐採願(註二六〇)は總て聽届けざるとなさしめ、唯風折・根返・立枯等の損木は、十村見分の上許否を定むべき旨申渡し、

並松植付
方注意

二四七四(文化一)年正月(註二六一)『上口・下口往還之松木ハ、御憐愍を以被ニ仰付ニ候所、枯木・風損等ニ而皆不數與成候、併近年立添杯致少々並木有レ之所も候得とも、多少打捨勝ニ

二四六一(享和元)年八月、能登國五里峠並往來道筋並木等の伐採願〔註二六〇〕は總て聽届けざるとなさしめ、唯風折・根返・立枯等の損木は、十村見分の上許否を定むべき旨申渡し、

並松植付
方注意

二四七四(文化二)年正月〔註二六一〕『上口・下口往還之松木ハ、御憐愍を以被ニ仰付ニ候所、枯木・風損等ニ而皆不數與成候、併近年立添杯致少々並木有レ之所も候得とも、多少打捨勝ニ而、畢竟大木與成候而ハ、兩狹之田地日光を請不レ申故、旁所々嫌申義も可レ有レ之哉ニ候得共、道ニは狂曲有レ之、日南を得不レ申所歟、能南致候歟之所ハ念頃ニ磁石等を以□候得は能譯り申義ニ候、左候得は、其可レ然所ニは追々松木爲ニ植立ニ手付ニもいたし候は可レ然候』とて、往還並木植付方につき能州四郡に注意する所あり、二四八一(文政四)年九月、能登國の往還並木等伐荒さるる様、嚴重に取締るべき旨訓示〔註二六二〕せり。

二五〇四(弘化元)年二月、加州三郡往還筋左右並松植添方に關し『組々才許見分をなし、御定通り並松より御田地縁迄六尺通り玉縁を盛らせ、當春苗松植添方に指支さる様申渡し、又並松の根近く穴をほり、ハサ木を立、松木に繩を結附くる等ハ、松木生育に障るゆゑ之を禁ずる』〔註二六三〕旨、御郡改作奉行より令する所あり、二五〇五(弘化二)年三月、往還並木損木等あらば、代苗松〔註二六四〕を植ゑしむべきを達したり。二五一七(安政四)年正月、三州御郡奉行より、往還左右玉縁の件〔註二六五〕に付、各郡支配下の十村役に申渡す所ありたるに對し、十村役の一人は、同年三月、組々才許中へ宛て廻文を以て照會〔註二六六〕する所あり、翌四月十村役拾二人より奉行所に對して復申〔註二六七〕し、越えて同年閏五月、十村役三拾二人の連署を以て更に奉行所に對し、各郡往還の狀況及玉縁の有無、付添支障の有無

等に付詳細具申〔註二六八〕する所ありたり。

二五一四―九(安政)年代、羽咋郡(能登國)にて、往還根返松等を處分〔註二六九〕したる旨の書上あり、二五二七(慶應三)年春、戸板組(石川郡戸板村)往還筋並松明場所に苗松〔註二七〇〕を植付け、二五二八(明治元)年三月、上口往還竝野田(金澤市)金石(石川郡金石町)往還の並松明場所へ、村々指出の人足をして苗松〔註二七一〕を植付けしめ、翌二五二九(明治二)年九月、上口往還並松損木見分の爲、郡役所より手先書吏を派遣したり。

(備考) 年代不明、磯一峰は其著書註二七二中に『大國のしるしにや、道廣くして車を竝べつべし、周道如礪とかやいひけん、毛詩の詞まで思ひ出らる、雙木フタキの松嚴しく列りて枝をつらね、蔭を重ねたり』と記せり。

富山藩内
ノ並木

富山藩 二五一五(安政二)年秋、藩主、北陸の國道路狹隘なるを以て之を擴張する爲、納租三石三斗を免じ、公費百拾八兩を下附して後自ら巡視〔註二七三〕したるが、婦負郡(越中國)内の四箇村へ特に金六拾兩を下し、路傍に柳を植栽すべき旨命じたりと云ふ。

福井藩内
ノ並木

福井藩 二三三七(延寶五)年八月、藩は御山方條目〔註二七四〕中に、海道筋兩脇の山は、下刈一切仕間敷事と定め、二三四七(貞享四)年六月『此所(足羽郡社村)より瑞源寺(同村)迄たておき候なみ木一切きりとり申間敷候、竝木下枝等かり申間敷候、横目付置候條相背族有之者急度越度可ニ申付之者也』〔註二七五〕との禁制あり、二五〇六(弘化三)年十一月、山奉行の書上たる山方役所勤方〔註二七六〕中に『遠丁場打前見通立木生茂相障候節、御目附申來候得は、渡組之者一人、御持筒組之者一人立合、吟味之上爲、伐申事ニ御座候』とあり、從來専ら並

木の生育を圖らしめたり。

小濱藩内
ノ並木

小濱藩 二四七九(文政二)年、藩は街道筋並木〔註二七七〕に對し、枯木眞折あらば直に植繼、手差の者あらば早速申出づべく、街道筋村々及往來の者力を戮せて、並木を生立たしむべ

たる山方役所勤方〔註二七六〕中に『遠丁場打前見通立木生茂相障候節、御目附申來候得は、渡組之者一人、御持筒組之者一人立合、吟味之上爲、伐申事ニ御座候』とあり、從來専ら並

木の生育を圖らしめたり。

小濱藩内
ノ並木

小濱藩 二四七九(文政二)年、藩は街道筋並木〔註二七七〕に對し、枯木眞折あらば直に植繼、手差の者あらば早速申出づべく、街道筋村々及往來の者力を戮せて、並木を生立たしむべき様令したるが、其後等閑に付せらるゝに至りたるを以て、二四八七(文政一〇)年四月、大飯郡方役所は重ねて『庄屋ハ不_レ及_ニ申_ニ村役人共と得と申合、何分無_レ滯生立候様相心掛ケ、枯木眞折等不_ニ出來_ニ様致_ニ出精_ニ可_レ申候』〔註二七八〕と達し、植繼其他に付指示する所ありたり。

二 中國路及其附近

(備考) 二四六三(享和三)年九月、幕府の大目付井上美濃守は、内藤帶刀家臣の間に對し、中國筋は、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・播磨・美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門と相唱へ得るも、何國何驛より何驛迄を中國路と唱ふるやは明示し難しと答へたり。

廣島藩内
ノ並木

廣島藩 二四六八(文化五)年、往還筋へ藩より植付の並木松〔註二七九〕あり、後年之に關する書類を一括せしめたり。二四八七(文政一〇)年、往還引負の割庄屋等連名〔註二八〇〕を以て、往還筋並木松にして、御趣意植の分手入等の節は、村々より御役所の許可を受け、村役人共立會の上伐拂ひ、枝葉は其植主作士或は人夫賃に遣はされたと願出でたるが、二四九四(天保五)年、並木松手入の節、新御趣意植の分〔註二八一〕は、其段書き記し願出でしむること

とせり。

山口藩内ノ並木

山口藩 一三三二〇(萬治三)年九月、藩は郡中制法〔註二八二〕中に『國中道筋見合、松を植可然所於有之ハ、其道之左右ニ植可申事、植置松枯朽之時ハ、年々無怠ウヘ繼ヘシ、自然徒もの有之而或截折或採用仕候段於見届ハ、可訴奉行所、褒美遣すヘシ、尤其罪人の儀は、依品或死刑或過料全不可許之事』と規定し、一三七四(正徳四)年十一月、郡中作法〔註二八三〕の一として『道松無緩植繼可被申付候事』とし、次で道松の根掘・腹打を禁止し、風倒・枯損跡の植繼は、小土手の上に植うること等〔註二八四〕を令し、一三八四(享保九)年正月、腹打の禁止を督勵〔註二八五〕し、尙植繼ぎたる小松の保護に付嚴達したり。

二四〇〇(元文五)年十月、今以て火を付け腹打する者絶えざるが故に、充分之を取締〔註二八六〕らしめ、二四〇二(寛保二)年四月、村々の道松折々荒行く所多きを以て、其植繼〔註二八七〕を地下人に命じ、二四〇九(寛延二)年三月、近年植繼促進の爲、度々係役を派遣〔註二八八〕したるが、此月亦差出すことし、其際往還筋外の脇道にして田畠障りとなるは、取除かしむることし、せり。二四二五(明和二)年六月、道松は、軍用の外道標の爲〔註二八九〕に植ゑたるものなるにより、根切枝下と雖容易に許さざる次第なるに拘らず、田畠障等の事由を申立て、伐採せんと企つる者あるを以て、今後よくの場合にあらざれば、願を聞届けざることし、二四三一(明和八)年八月、代官心得中〔註二九〇〕に、往還道松の事をも一項として、

軍用ノ外道標

風折・枯失等無據伐採を許したる跡は、毎春一月上旬に植繼がしむることし、而して生長の見込なき所或は田畠障の分を除き、通路の旅人見入如何をも考慮し、又腹打ある地方は毎年見分し、付近の百姓中へ監視を命ぜしむることし、せり。尙藩は、家士中拜領開作内

て、伐採せんと企つる者あるを以て、今後よく／＼の場合にあらざれば、願を聞届けざる
こととし、二四三一(明和八)年八月、代官心得中〔註二九〇〕に、往還道松の事をも一項として、

風折・枯失等無_レ據伐採を許したる跡は、毎春一月上旬に植繼がしむることとし、而して生
長の見込なき所或は田畠障の分を除き、通路の旅人見入如何をも考慮し、又腹打ある地方
は毎年見分し、附近の百姓中へ監視を命ぜしむることとし、せり。尙藩は、家士中拜領開作内
の道松〔註二九一〕は、田畠の陰となるものも伐採を許さざることにせり。

往還道松
植繼規定

二四三四(安永三)年九月、御山制道方二拾條〔註二九二〕を達し、往還道松植繼等に付ては左の
如く規定せり。

一御國中往還道松植繼之儀は、郡中御制法ニ茂被_レ仰出、春々植付相成候處、裁判所ニ寄り
植様之仕法悪敷、枯候分多ク有_レ之由、間々有付候分茂所ニ依リ野火入、燒枯候由、一體地
下足役旁造佐入之儀ニ候處、只今迄之通有付候期茂無_レ之、誠春々申譯計ニ而公私御費之
事ニ候、道松之儀者往還之目驗第一、別而被_レ入_ニ御念_ニ事ニ候得は、是迄之通ニ而甚不_ニ相
濟_ニ儀候條、急度成立候様可_レ有_ニ沙汰_ニ候事

一道松植候處柄、木陰ニては有付候而茂盛長無_レ之候間、假令は大松之間相、壹間内外有_レ之
所は不_レ及_ニ植附_ニ、間相悪敷候共、陰ニ而無_レ之所江念を入植調可_レ申候事

付、松苗二三尺位ヲすへ能男松之分を、隨分鉢を附掘候而植調可_レ申候事

付、植調時節之儀は、二月上旬を限り、尤雨降土地しめり宜敷時節ヲ考植付之事

付、植松一本ニ付添杭三本程宛にして結び立可_レ申候事

一道松植繼之分、間々野火入令燒失候由、春分御立山火道燒、一同植松之近邊燒切、下列等相調可申候事

一道松田畠之陰ニ相成候分は、此中陰切被仰付候分茂有之候得共、道松之儀は前斷之通別而被入御念候得は、自今容易ニ採用枝下し等不被仰付候、左右田畠之所ニ候ハ、二三間に壹本宛左右江代り々々植付可申候、尤植附之小松往來之者仕業ニ而枯失申分可有之候得共、元來田畠縁り植附之分者作物之陰を嫌ひ、作人共盛長不被仕せ分茂有之様相聞候付、都而田畠之物通りハ其作人江制道引請ニ被仰付儀ニ候條、植繼之儀茂其作人共江可被申付、併旅人之仕業ニ□へ年々植替候而者所詮盛長之期無之候條、若右體之儀於相顯ハ重ク御咎可被仰付候條、別而り好様可有沙汰候事

付、一方は山、一方は田畠ニて候へハ、山之方江植繼可申候事

付、明和八精選之書附ニ、田畠物陰ニ相成候所江は植附被指除之通相見候得共、一向ニ被指除筋ニてハ無之候條、奥阿武郡野坂より前大津通り九州江之往還筋、高森ハ吉田迄之九州往還竝自萩宮市迄之道筋之儀者、古來ハ田畠縁り山野ニ而茂有掛り之所江は植繼被仰付事ニ候、其外御國中通路之枝道之儀者田畠之障リニ不相成所江植繼被仰付候條、左右田畠之所ニハ一向不及植繼候事

一道松植所前段之趣ヲ以、山方役人先達而見合塞目ヲ指植調申付、請村々々之境目江本數書

付棒杭立置せ、植様之善惡旁御代官を始見分候而例之通春々届出候様可有沙汰候、追
追見分之役人ヲ茂可被指廻候事

翌(安永四)年三月、先大津豊浦郡可原村(天津郡菱海村内)大卦直公七八寸より一尺廻り位の道松

所江植繼被_二仰付_一候條、左右田畠之所_二は一向不_レ及_二植繼_一候事

一道松植所前段之趣ヲ以、山方役人先達而見合塞目ヲ指植調申付、請村々々之境目江本數書

付棒杭立置せ、植様之善惡旁御代官を始見分候而例之通春々届出候様可_レ有_二沙汰_一候、追
追見分之役人ヲ茂可_レ被_二指廻_一候事

翌(安永四年)三月、先大津豐浦郡河原村(大津郡菱海村内)大掛植松七八寸より一尺廻り位の道松
〔註二九三〕を改め、根帳に記載せり。是れ先年の地下人過料松にして、同村其外の村々より俵
山への道筋へ道松として根付けしめ、御立山坪付帳へ記入し御立山となりたるものなり。

松苗植付
料下附

二四三九(安永八年)正月、往還道松〔註二九四〕の腹打止まざるを以て、附近の百姓へ割渡して
監視を引受けしむる様達し、二四六四(文化元年)正月、九州往還及萩より宮市(周防國佐波郡防
府町内)迄の往還筋は、別て肝要の場所なるを以て、特別の扱として松苗植付料〔註二九五〕の内
へ、御立山修甫銀を以て一本に付銀二匁宛を下附し、良苗を鉢付の儘植付け、添杭等を入
念に建てしめ、其枯損分に對しては、地下役をして植替せしむることゝしたるが、同時に
〔註二九六〕『諸郡道松植繼之儀ニ付而ハ、先年以來追々御沙汰茂相成たる事候得共、植繼之分、
多ハ枯失又ハ何者之仕業ニ哉、或ハ切折或ハ拔揚、大概有付候分無_レ之、御不爲ハ勿論、見
入茂不_レ宜、所詮成立之期無_レ之様相見候、元來松苗細く植やうも龜略にして添杭等も手弱
故之儀と相見候、時節ヲ考、大キ男松素生宜分見立、鉢ヲ能付、掘取、念を入植付、猶添杭を
ハ割立位之大キ分得と差込、圍杭等茂手丈夫相調、猶追々無_レ怠御制道相成候ハ、往來之者
其外容易惡調儀をも不_レ得仕、自然と有付可_レ申事ニ候、度々御沙汰も相成たる儀ニ候得共、

成立之目途無_レ之、只今之通ニテハ甚不_レ被_レ相濟_二儀、御代官所之御制道筋不行届歟之様相見候』とて、代官中得と申合すべき旨を内達し、道松植繼に付種々注意する所ありたり。

徳山藩内
ノ並木

徳山藩

一三三七〇(寶永七)年冬、徳山藩にては、東方往還松を作り松〔註一九七〕とし、翌二三

七一(正徳元)年、西方をも同様とせり。二四二二(寶曆二)年四月、往還松の根荒し取締方弛緩

〔註二九八〕したるに付、更に松より三尺通り差置きて作物すべく、向後濫りの義仕者は屹度吟

味すべき旨を沙汰し、二四六七(文化四)年十一月〔註二九九〕『往還道筋左右敷地三尺通り間敷

先年改相成、其後以_二物境_一無_二相違_一田畠及_二作方_一候様追々御沙汰相成候處、漸々敷地ニ面

田畠江堀添、場所ニ寄、並木根迄堀込、松倒れ候義有_レ之由、其持主甚以不心得之事ニ付、此

度御山方見廻り、右敷地間敷糺方ニ及ひたる並木之分、向後地傍付掛りニ被_二仰付_一候間、

植繼方御山方請_二差圖_一取斗、常々見守護可_レ仕』と告達したるが、越えて二四八八(文政一)

年十二月〔註三〇〇〕、先年來度々沙汰ありしに拘らず『場所ニ寄候而は、不都合之折枯等茂有

レ之、是迄之植松兎角ハ成長ニ及兼候事ニ付、御取調茂可_二相成_一義ニ候得共、先無_二其義_一、去

丁亥十月東町橋際より御船藏迄之並木、御法通り地傍之者江引受、植方被_二仰付_一候處、此度

御領一圓往還筋右同様植方被_二仰付_一候、尤御吟味を以、松苗宜一間餘之分植繼可_レ被_二仰付_一

候、依而は通例小松植方ト違ひ、村方迷惑筋も有_レ之事ニ付、少々宛御心付錢被_レ下候』とて、

一本に付拾六文宛を給するとし、今後山方の差圖を受け、見守護鹿略なき様に命じたり。

並木ノ見
守護

二四九七(天保八)年十一月、往還並木の折枯等依然たるに付、地傍の者をして三四尺位の松

苗を一間置きに植繼〔註三〇一〕がしめ、二五〇四(弘化元)年七月、近來場所に寄りては、道幅

狭くなれるに付、文化十年の沙汰通り、御山方見廻り間敷改方〔註三〇二〕を命ぜられたり。

候、依而は通例小松植方ト違ひ、村方迷惑筋も有レ之事ニ付、少々宛御心付錢被レ下候』とて、一本に付拾六文宛を給するとし、今後山方の差圖を受け、見守護籠略なき様に命じたり。

二四九七(天保八)年十一月、往還並木の折枯等依然たるに付、地傍の者をして三四尺位の松苗を一問置きに植繼〔註三〇二〕がしめ、二五〇四(弘化元)年七月、近來場所に寄りては、道幅狭くなれるに付、文化十年の沙汰通り、御山方見廻り間敷改方〔註三〇二〕を命ぜられたり。

篠山藩内ノ並木

篠山藩 二四三三(安永二年三月、藩は『大道通ニハ幕木幅貳間松可レ植事、但花木ノ枝折ヘカラサル事』〔註三〇三〕と達せり。

鳥取藩内ノ並木

鳥取藩 二四九二(天保三)年三月、濱場山村勝示折橋へ並木松〔註三〇四〕二拾五本を植付け、二四九八(天保九)年八月、高草郡(因幡國氣高郡)中ノ茶屋邊並木松〔註三〇五〕の砂を取除かしめ、二五〇〇(天保二)年十月、久米郡(伯耆國東伯郡)中西村より大鳥居村(南谷村内)まで二里の間野通り往來並木及八橋郡(東伯郡)松谷村(赤碕村内)より奥村々津出し往來野通り凡二里之間並木に藩主の樸手植〔註三〇六〕ありたり。

松江藩内ノ並木

松江藩 二四九六(天保七)年三月、藩は能義郡荒島村より吉佐村(島田村内)迄に於る往還並松植繼竝杭打箇所野取帳〔註三〇七〕を調製し、並松植繼及杭打箇所を夫々指定せり。

ホ 四國路及其附近

徳島藩内ノ並木

徳島藩 二三三三(延寶元)年八月、藩は『御國中往還筋道端之儀、在々ニ而被レ遂ニ吟味、先規より有來通相改、道作遣候事所役ニ可レ被レ申付候、往還之左右ニ植松可レ然所於レ有レ之ハ、見計相植させ可レ被レ申事』〔註三〇八〕と達し、其植付令中に『御國中往還左右植松竝野原出次

往還道松
伐採令

野山之内ニ而も、萱野牛馬飼野樹木竹植付可^レ然處江は植させ可^レ申』と規定せるが、二三四三(天和三)年四月に至り『在々往還道植松不^レ殘御伐せ被^レ成、御植させ不^レ被^レ成事』(註三〇九)として、所々の植松を伐採せしめたるもの、如く、同年九月、北方往還道筋植松根切竝に所々新萱野共入札を以て賣拂(註三一〇)に付、板野郡へ役人を派したり。然るに二四九九(天保一〇)年、植松の必要を覺り『南方筋往還之内、生木無^レ之、夏分ハ日蔭無^レ之通行人迷惑仕』(註三一二)とて、下福井村(郡賀郡福井村内)より穴喰浦(海部郡穴喰町内)の間に松・櫻を植付くることとせり。又年代不明なるも、淡路國三原郡八木村大字養宜より神代村大字神稻字國衙に至る延長一里の間に植えられたる松並木あり、今尙生存し、現在の全國松並木中代表的のもの^①と稱せられ、其大木の揃へる點に於ても日本隨一にして、並松の總數一千本に達し、地上五尺の幹圍一丈のもの百餘本に及べり。

高知藩内
ノ並木

高知藩 二三三一(寛文一)年三月、仁井田(高岡郡仁井田村)並松の枝を盜伐(註三二二)して、籠舎に處せられたるものあり。

二四四九(寛政元)年十二月、蕨岡村(幡多郡)より下田(同郡下田町)までの往還筋を初め、其外の村に櫛を植付(註三一三)けしめたるが、往來の者之を打傷め或は引捨て心得違の仕業あるを以て、嚴重に其監守を命じたり。

備考) 二四七八(文政元)年三月、安藝郡赤野村八流に御日蔭林(註三一四)あり、藩政時代には、藩主通行の道筋を御

日蔭林と唱へ、樹木の伐採を禁止したるを以て、手結山籠より和喰に至る約一里の海岸の如き、松樹蔭鬱として晝尙暗き状態を呈したり。又同時代に於ては、沿海道路の並樹としては濱松林を以て代用し、山路には主として舊留山の内なる自然生木を以て、前記の如く日影林(註三一五)に仕立てたるもの、如しと云ふ。

①天然記念物解説

②漁業ト森林トノ關係調書

以て、嚴重に其監守を命じたり。

備考) 二四七八(文政元)年三月、安藝郡赤野村八流に御日蔭林 註三二四)あり、藩政時代には、藩主通行の道筋を御

①天然記念物

日蔭林と唱へ、樹木の伐採を禁止したるを以て、手結山麓より和喰に至る約一里の海岸の如き、松樹叢鬱として晝尙暗き状態を呈したり。又同時代に於ては、沿海道路の並樹としては濱松林を以て代用し、山路には主として舊留山の

内なる自然生木を以て、前記の如く日影林(註三一五)に仕立てたるものゝ如しと云ふ。

日蔭木

二五一三(嘉永六)年四月『先達而東西往還筋江日蔭木御植付被_レ仰付置_レ候處、動_ハ打傷メ候様之儀有_レ之趣』(註三一六)なりとて、自今村々に左の如き制札を建て、日蔭木を保護せしむることゝせり。

覺

暑中往來之諸人暑氣爲_レ凌往還筋江日蔭木御植付被_レ仰付_レ候ニ付、打傷メ不_レ申様心を可_レ付_レ支

月 日

宇和島藩
内ノ並木

宇和島藩

二四七四(文化二)年七月、所々並木の所管分擔(註三一七)を定め、二四七六(文化

一三)年二月、並松倒木(場所不明)跡の植付を百人組へ下命(註三一八)し、倒木を同組へ下渡したり。二四八五(文政八)年三月、城下組村々の並松にして繁茂の爲田地に障る分(註三一九)は、之が伐採を許可し、二五〇一(天保二)年三月、柿原村(北宇和郡八幡村内)より、同村境目より折付といふ所迄焼野となり、夏季の往來難澁に付、道下へ一通り櫛植付の願出(註三二〇)あり、巡見の結果、往來の場所故『並松ニ相成候様松櫛取交植附候儀』を差免し、二五〇二(天保三)年四月『腹打松之儀、前々及_二沙汰_一候趣も有_レ之處、近來間々心得違之者有_レ之、往來筋並木等

迄も腹打いたし枯木に相成不届之事』〔註三三二〕なりとて、爾後嚴重に之を禁じ、二五〇六（弘化三）年五月、榎川村（北宇和郡御檜村内）笹郷の内笹山往來道端左右の諸木を伐荒〔註三三三〕したる廉を以て、庄屋以下同村民に遠慮を申付けたり。

へ 九州路及其附近

小倉藩内
ノ並木

小倉藩 二五一二（嘉永五）年、京都郡（豊前國）にては、新津手永往來筋並木〔註三三三〕に松苗六百三拾本を植付け、翌二五一三（嘉永六）年正月、大庄屋中に對し『例年之通四ツ高松植付候之間、御山式之外ニモ存寄之場所所有レ之候ハ、右之心得を以植可レ申旨、御山方より相聞候ニ付、往來筋日除並木・川筋水除其外溝端等不用之空地も有レ之候ハ、何ニ而も地味相應之木植付申度』〔註三三四〕とて、苗木引方植方等に就ても注意を促す所あり。同（嘉永六）年〔註三三三〕久保手永七曲り中茶屋下往來左右並木に松苗六百本、新津手永往來筋松原に同千九百五拾本を植付け、二五一四（安政元）年〔註三三三〕久保手永下河原土手長九百間に松苗二千七百本を、新津手永往來筋並木及小破瀬川土手に同三千二百四拾本を植付けたり。二五一五（安政二）年二月、往來其他へ試植〔註三三五〕せしむる爲、帆柱山より槻苗七百本、榎苗二百六拾本、椴苗四拾本を持出させ、平島・元永・國作・長井四手永内の道場寺村（仲津村内）大山並新田原・生立社馬場筋・石坂往來筋其他へ夫々植付けしむることとし、同年三月、〔註三三六〕『並木之儀者暑寒を凌ため而已ニあらず、深く趣意も有レ之候間、年々時ヲ失はさるよ

並木試植

並木ニ槻

ふ入念植付可レ申候』と、京都・仲津（京都郡）兩郡の各手永三役中へ、並木植付方を獎勵する所あり、併せて『並木は松通例ニ候へ共、山往來者杉・檜取交可ニ植付、且又槻者遅く繁り、早く周ものニ候導者、作方之爲ニも宜候間、手賣之所は山野往來共植付可レ申候』と注意し、同

百六拾本 榎苗四拾本を提出せし平島・元永・國作・長井四手永内の道場寺村(仲津村内)大山並新田原・生立社馬場筋・石坂往來筋其他へ夫々植付けしむることとし、同年三月、(註三二六)『並木之儀者暑寒を凌ため而已にあらす、深く趣意も有之候間、年々時ヲ失はさるよ

並木ニ槻

ふ入念植付可申候』と、京都・仲津(京都郡)兩郡の各手永三役中へ、並木植付方を獎勵する所あり、併せて『並木は松通例ニ候へ共、山往來者杉・檜取交可ニ植付、且又槻者遅く繁り、早く凋ものニ候得者、作方之爲ニも宜候間、手廣之所は山野往來共植付可申候』と注意し、同年十月更に『槻・榎・榎苗木植付方申付□相成、並木其外空地之場所遂ニ吟味、地所苗木相應場所木數夫數等帳面ニ仕立、早々可被ニ差出候』(註三二七)と達し、同年中(註三二三)に久保手永上久保村(久保村カ)より檢地村(稗田村内)迄川土手及上久保村より津積村(稗田村内)迄往來筋並木に松苗千二百七拾本を植付けたり。

並木制札

二五一六(安政三)年二月、並木制札(註三二八)の案文として左の通り山奉行より布達し

- 一、往來筋植付之並木諸木ぬき取り取候儀致間敷候、若於ニ相背ニ者過料可ニ申付ニ事
- 一、此山式之内江立入植付之 松檜又は諸木槻榎 拔取候儀致間敷候、若於ニ相背ニ者過料可ニ申付ニ事

同年中(註三二三)久保手永七曲り左右往來千百拾二間の並木に松苗四千四百五拾本、新津手永各村往來筋に同三千二百本を植付く。二五一七(安政四)年(註三二三)、久保手永七曲女宮長五百三拾間左右二拾間に同二萬千二百本、新津手永往來筋松原に同千二百本、延永手永御藏所船入土手に同三百四拾本、同小破瀬川土手に同百六拾本を、二五一八(安政五)年(註三二二)三、久保手永七曲峠より上松原口迄左右八百間通に同八千八百本、延永手永村より西往來

筋へ同百三拾本、同沼ノ口往來に同百六拾本、同櫻往來に同二百二拾本、同稻光堺より西往來に同百三拾本を、二五一九(安政六)年(註三三三)、久保手永七曲り道並木植繼に同千五百本、延永手永小破瀬土手に同八拾本、同江ノ口より櫻往來に同二百本、同稻光村堺より西往來筋に同八拾本を植付け、二五二〇(萬延元)年三月、久保手永上野村七曲り峠上松原口迄長五百間の並木左右に、松苗三千本を四ツ高松(註三二九)として植繼ぎたり。二五二七(慶應三年)十二月、上野往來筋並木伐採者の松科代植四千五百本(註三三〇)を算せり。

福岡藩内ノ並木

福岡藩 二四一四(寶曆四)年五月、藩は山目付に對し『往還筋並木植立鹿末有之候ハ、遂ニ僉議ニ可レ被ニ申出候事』(註三三一)と達し、又山奉行をして、次第に減少せる往還松を追々植立(註三三二)てしむることとし『往還松追々減シ植立被ニ仰付候而茂生立兼候ニ付、御用ニ茂不ニ伐取ニ様被ニ仰付之儀御書付之通りニ候、風折・雷木・枯木等茂少シニ而茂青葉付候木ハ不ニ伐取、白枯ニ成候木ハ、郡奉行承届伐除申付候、萬一格別之御用ニ付、往還松不ニ伐用ニ候而不ニ相叶ニ次第有レ之節ハ相伺、御聞通り之上伐取候事』としたるが、兎角成長し難き傾あるを以て、以來は在來の並木並に追々植立の分共往還沿田畠の抱主に受持たせ、成長せざる分は幾度にてても其者をして植替へしめ、尺廻りとなるを待ちて山奉行の手に引繼ぐこととせり。

(備考) 二五二〇(萬延元)年、藩の失名氏(註三三三)は『昔往還ノ有ル松ヲ植サセ給ヒシハ、田畠ノ耳ヨリ一間程ノ遊

地ヲ置植立サセ玉ヒシカ、今ハ松ノ根サヘモ切取、松ノ間々モ田畠ニ開入ヌレハ、スコシノ風ニモ吹倒シテスキモナキ所モアリ、昔ノ様ニ一間ノ遊地ヲ置事コソナラヌ共、責テ二尺三尺程ノ土ヲヨセテ、田畠ノ木垂ニナラヌ高カラヌ樹ヲ植繼度事共也、人夫ニ植タリ共、大體ニテハ成立ヘカラズ、其所ノ掛リノ田主コソ領分ナレ、枯タラハ植繼ベキヨシ、

ことゝせり。

(備考) 二五二〇(萬延元)年、藩の失名氏(註三三三)は『昔往還ノ有ル松ヲ植サセ給ヒシハ、田畠ノ耳ヨリ一間程ノ遊

地ヲ置植立サセ玉ヒシカ、今ハ松ノ根サヘモ切取、松ノ間々モ田畠ニ開入ヌレハ、スコシノ風ニモ吹倒シテスキモノナキ所モアリ、昔ノ様ニ一間ノ遊地ヲ置事コソナラヌ共、責テ二尺三尺程ノ土ヲヨセテ、田畠ノ木垂ニナラヌ高カラヌ樹ヲ植繼度事共也、人夫ニ植タリ共、大體ニテハ成立ヘカラス、其所ノ掛リノ田主コソ領分ナレ、枯タラハ植繼ベキヨシ、嚴制ヲ加ヘラレハ再ヒ生長センカ、此事道松ノミニ限ルベカラズ、御城下土手松モヲナシ心得ナランカ』と記せり。

嚴原藩内ノ並木

嚴原藩 二四五三(寛政五年)、嚴原藩(註三三四)なる筑前國怡土郡(糸島郡)吉井村(福吉村内)唐

津往還延長千九間の松並木百廿四本、同鹿家村(福吉村内)同千二百三拾二間の並松木二百廿四本、同福井村(福吉村内)同六百二拾間の並松木二百九拾四本、同田中村(一貴山村内)同九百六拾間の並松木八拾三本を算したるが、右往還並木間遠の場所へ苗木植付を爲すべき旨申付け、又同年肥前國松浦郡淵上村(東松浦郡玉島村内)唐津往還延長千三拾三間の並木松二百七拾七本ありたるが、同様間遠の場所に苗木植足(註三三五)を命ぜられたり。

佐賀藩内ノ並木

佐賀藩 二四三二(安永元)年九月、藩は『近年往還筋其外所々之道幅以之外狹相成』後年に至らば前々の形相知れざるに至るべしとて、道幅帳調製(註三三六)を命じ、二五一〇(嘉永三年)、御山方より、往還筋の枯倒並木を伐除(註三三七)かしむべきを達せり。二五一七(安政四年)年正月、藩(註三三八)は『山山野削際、先年より依ニ場所ニ片側並木松仕立相成候へ共、以來ハ兩側共同様並木松仕立相成候事』と定め、植次は毎年正月村々野削の節、家別夫にて之に従事せしむることゝせり。

熊本藩内ノ並木

熊本藩 二四七四(文化二)年正月、矢部(肥後國上益城郡)往還筋山坂難所迄は、立木少く、

暑寒風雨雪中杯人馬難澁するを以て、故障なき箇所^①に新規並木を仕立〔註三三九〕つること、尙先年植立たる往還筋並木松其外立木のはらを削るものあるを以て、今後再び右様の不埒なからしむべく嚴重に申渡せり。

(備考) 二四四一—八(天明)年代、佐藤信淵は中國九州を旅行して肥後國に抵り「此所(熊本)より阿蘇山に行くには、熊本の辻より大津(菊池郡大津町)まで五里、此間は廣平の地にて街道の廣さ凡そ三十間許り、左右に土手ありて、並木は皆大木にて、杉・樅其他雜木も多し、皆是れ清正の造りたる道なり、熊本侯關東に參勤するに、此道より豊後の霍崎(大分郡鶴崎町)に通行す」と叙せり。

白杵藩内
ノ並木

白杵藩 二四六〇(寛政二)年六月、祇園馬場の爲、並木松の内幾分伐拂ひたき旨の願出ありたるが「上ニ思召有レ之被ニ植置ニ並木ニ付、伐拂難レ成段」〔註三四〇〕達し、二四九八(天保九)年二月、幕府の上使封内巡見の際、白木峠の並木松〔註三四一〕を薪杯に取ることもあるやとの尋に對し「是は道左右並木と申候所、先年より御座候、暑氣之時分往來之爲めに相成、大雪之時分ハ道筋之目印道しるべニ相成候儀ニ付、薪等ニ取候儀無ニ御座候」と答へしめたり。

人吉藩内
ノ並木

人吉藩 二四四八(天明八)年六月、藩は「往還筋並木ハ、道筋之爲ニ公義より被ニ生育置ニ木之事」として、家中領分の内に存するとも「諸木御拂方代之内、割銀領主不レ及ニ拜領ニ之旨」〔註三四二〕議定せり。二四六六(文化三)年二月、門武村社人及郷侍等畑を焼きたる際、三ヶ浦領並木杉八本を焼枯したる廉〔註三四三〕を以て、各三ヶ日の愼を命ぜられ、尙代償として

①中國九州紀行

百五拾本の指杉と五ヶ年の手入とを課せられ、二四九一(天保二)年三月〔註三四四〕、木上領(球磨郡木上村)村松並南側百間、同領白坂通新並木丁場廿五間に、一間に付松三本、總松數六百廿五本を植付せしめたり。尙年代不明なるも司蕃にては「場前往還新道並木等之儀、前々

旨〔註三四二〕議定せり。二四六六(文化三)年二月、門武村社人及郷侍等畑を焼きたる際、三ヶ浦領並木杉八本を焼枯したる廉〔註三四三〕を以て、各三ヶ日の愼を命ぜられ、尙代償として

百五拾本の指杉と五ヶ年の手入とを課せられ、二四九一(天保二)年三月〔註三四四〕、木上領(球磨郡木上村)村松並南側百間、同領白坂通新並木丁場廿五間に、一間に付松三本、總松數六百廿五本を植付けしめたり。尙年代不明なるも同藩にては『湯前往還新道並木等之儀、前々は村々ニ丁場割之杭木建置、手入植次、道橋作り茂致來候、然共近來鹿末ニ成行候所茂有之由相聞候』〔註三四五〕とて、古來の通り心得べき旨達したり。

(備考) 同藩の並木制度〔註三四六〕は、沿道及郡中の人民を使役して、杉・檜・松の三種を凡そ一間に一本宛植挿せしめ、小柴下草等は、年々沿道の人民をして無代芟除、各自薪料及水田肥料に供せしめ、大樹となり間引したる木材は、沿道及一般の希望者に拂下げ、其代金は會計掛へ收入して官民分收とせり、而して並木は郡務掛會計係の管轄に屬せしめ、竹木上目付山留役之を監守保護し、容易に伐採することなしと雖、官費に屬する堤防橋梁用材に無代伐採することあり、盜誤伐及枯損燒木蟲害木伐採跡には、沿道人民をして植繼がしめたるが、藩政改革の際總て官有地と定められたりと云ふ。

鹿兒島藩
内ノ並木

鹿兒島藩 二二五六(慶長元)年、志布志町(大隅國嚙啖郡)六月坂には早くも松並木〔註三四七〕ありしものゝ如きが、二二八八(寛永五)年十二月に至り、御勝手方より御勘定奉行に達したる並木制度〔註三四八〕あり、即ち

並木制度

一、往還ノ道筋並木植候儀、諸國一統ニ被ニ仰渡ニ植調有レ之候得共、有來並松ノ大道筋ニモ道筋相直、古道ニハ並木有レ之、新道ニハ並木無レ之、所見分不レ宜候間、新道ニ植次可レ申候事

一、大道筋ニハ無レ之候共爲ニ差立、通道筋ニハ並松並櫨並杉等其所ノ土地ニ相應ノ木ヲ致ニ吟味、或植付、或差立候様ニモ可レ仕候事

一、右ノ外ニモ外城迄、外城往還ノ道筋、同斷植木差様等見合ヲ以可レ仕候事

一、道筋ノ岸ニ並木有レ之、岸崩、木ノ根見得候程ニ有レ之所、又ハ倒□リ候所者、道より少々引退候得共、植所於レ有レ之ハ仕立候テ、元々並木連々伐除ノ方可レ然候事

一、右ノ木仕立候儀、其所土葺中宿社家門前ノ者罷出可ニ相調候、百姓町濱ニハ召仕候儀ハ可レ有ニ用捨事

一、右仕立場野火ノ用心ホサキ草刈等モ、其植候者役ニ可レ仕候、乍レ然不レ及レ手所ハ、所役ニモ詮議次第可ニ申付候、令ニ油斷ニ野火ニ燒枯候節ハ必植次ヲ可ニ申付候事

(中略)

一、海上ヨリ見込ノ所ハ松林・杉林・植櫨又ハ雜竹木立山ニモ申付可レ然候、耕作村居ニ障於レ有レ之ハ林ニ可ニ仕立ニ所見合可ニ申付候事

一、井手溝道橋修補、並木不如意ノ所ハ、松山竹林等仕立有レ之所モ相見得、今以不ニ仕立置ニ處ハ場所見合、此節ヨリ並木仕立候様可ニ申付事

と達せられ、爾後領内所々に並木仕立を見たり。

二二八九―三一七(寛永六―明曆三)年代、出水(薩摩國出水郡出水町)の地頭山田某、夏日旅行の困

苦を慮り、出水街道に松樹を植(註三四九)ゑしめ、二二九七(寛永一四)年頃より、鹿兒島領莊内野々三谷に路並木(註三五〇)あり、二三一七(明曆三)年冬、伊集院^①(日置郡伊集院町及上下伊集院村)の地頭島津久通、伊集院街道に並松を植ゑ、二三二〇(萬治三)年頃より、日向往還に並木櫻

と達せられ、爾後領内所々に並木仕立を見たり。

二二八九—三一七(寛永六—明暦三)年代、出水(薩摩國出水郡出水町)の地頭山田某、夏日旅行の困

日向往還
ノ並木櫻

苦を慮り、出水街道に松樹を植〔註三四九〕ゑしめ、二二九七(寛永一四)年頃より、鹿兒島領莊内野々三谷に路並木〔註三五〇〕あり、二三一七(明暦三)年冬、伊集院(日置郡伊集院町及上下伊集院村)の地頭島津久通、伊集院街道に並松を植ゑ、二三二〇(萬治三)年頃より、日向往還に並木櫻〔註三五二〕を植ゑたる事實は、串間追分の碑に明かなり。二四一六(寶曆六)年、莊内鷺巢村上使通路筋〔註三五三〕にも並木ありたり。

二四七二(文化九)年五月、藩の山奉行〔註三五三〕は『御領國中一統木絶之砌候處、至頃日一段諸木聊爾伐且拔木等有之段江戸表江茂相聞得、別而如何之到被思召上、殊ニ當節大坂表材木御仕送方有之折柄ニ候へ者、尙又諸木仕立方ハ勿論、山方取締向之儀、此節分而御内沙汰被爲在候旨被仰渡』とて『往還筋並邊路並松其外野松等片拔打聊爾取締之儀、是以前文同様繁々申渡候へとも不相止候由、時々當座申渡趣意□□疎ニ相考候所申取締緩せ之方ニ成立候、右聊爾ニ付而者當人糺付誤書可被差出候處、右體之儀掛役々致用捨候筋ニ相見得候、片拔打之儀ハ外之聊爾伐与ハ相替、間ニハ銘々當人不相知も可有之候へハ、近方竈敷江科料等被仰付御法ニ而、右様不埒之儀者不致候者共迄も及迷惑、第一所中之痛与爲差見得一事候付、旁無手拔取締可有之候』と令せり。

並木獻植

二五二二—五(文久二—慶應元)年代、同藩の山元藤助〔註三五四〕は、鹿兒島より日向地方に通ずる字福山(大隅國始良郡)街道の本道及支道延長五里餘の間に、松苗三萬五千七百八拾本、楠苗一

萬九百本、杉苗二千本を並木として獻植したりと云ふ。

尙同藩家老〔註三五五〕島津長元及其養子久通は、共に植林が經國の緊要事なるを覺り、盛に杉樹栽植を奨励し、特に各道路に松樹を栽植して行旅を保護したるの功を録し、二五四二（明治一五）年山林共進會は久通に二等賞を追贈せり。

明治維新
後ノ並木

以上の外〔註三五六〕一ノ關・二本松・石岡・湯長谷・泉・棚倉・大泉・米澤・笠間・土浦・麻生・茂木・高崎・館林・安中・七日市・桑名・和歌山・津・龜山・久居・神戸・鳥羽・淀・宮津・舞鶴・福知山・綾部・母里・濱田・津和野・岩國・清末・島原・神代・大村・延岡・佐土原・飢肥・高鍋の諸藩に於ても夫々施設せるものありて、往還並木は日本國中多少存在せざる所なきの盛況を呈せり。然るに明治維新の變革に伴ひ、往還並木の取扱ひも各領區々となるを免れず、之を北國街道筋なる金澤藩に付て見るに、二五二九（明治二）年十一月、能美・石川兩郡山々竝に往還筋並松損木を御定直段半錢〔註三五七〕を以て拂下げ、二五三〇（明治三）年二月、諸郡御扶持人等〔註三五八〕は、三州（加賀越中能登）郡治局の諮問に對して示談の上、往還筋並木道橋等に關する訴訟願其他は、郡治局へ届出で、其驛遞に關係あるは郡治局より驛遞方へ仰遣はされ度、往還並木の枝卸竝道造等も、驛遞方附屬とするよりは郡治局手合にせられなば、手寄々々の御詮議にて手數とならざるべく、且枝卸を宿驛へ下附せられては、領付村々心服せざるを以て、従前通りとせられたしと答申し、同年七

金澤領並
松損木處
分

月加州郡治局は、上方往還筋並松立枯の分〔註三五九〕を取調べ、伐木に付申出づべき旨石川郡（加賀國）組々才許中へ達し、同月石川郡往還並松中久安村（三馬村内）領一本、西泉村（同上）領

三本、五歩市村（中奥村内）領六本、茂村（出城村内）領合三本、寸井村（二本村内）領百拾二本、福